

1. 実施期間

平成25年 3 月 6 日（水）～平成25年 4 月 5 日（金）

2. 意見提出者(提出順) (712者)

【電気通信事業者】	西日本電信電話(株)、スカパーJSAT(株)、UQコミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、東日本電信電話(株)、イー・アクセス(株)、ソフトバンクモバイル(株)・ソフトバンクテレコム(株)・ソフトバンクBB(株)※、(株)ウィルコム、NTTブロードバンドプラットフォーム(株)、Wireless City Planning(株)、(株)ケイ・オプティコム、KDDI(株)(12者) ※ 3社連名で提出(1者とカウント)
【放送事業者】	山陽放送(株)、(一社)日本民間放送連盟、青森放送(株)、(株)福岡放送、(株)TVQ九州放送、北海道文化放送(株)、(株)テレビ東京、(株)熊本県民テレビ、(株)テレビ岩手、(株)仙台放送、札幌テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)新潟放送、(株)サガテレビ、(株)テレビユー福島、朝日放送(株)、四国放送(株)、北海道放送(株)、(株)鹿児島讀賣テレビ、(株)チューリップテレビ、名古屋テレビ放送(株)、日本海テレビジョン放送(株)、中部日本放送(株)、(株)静岡第一テレビ、(株)テレビ朝日、日本放送協会、(株)福島中央テレビ、(株)テレビ西日本、RKB毎日放送(株)、(株)テレビ北海道、山口放送(株)、南海放送(株)、(株)中国放送、(株)テレビ新潟放送網、北海道テレビ放送(株)、東北放送(株)、(株)毎日放送、(株)テレビ熊本、山形放送(株)、(株)テレビ静岡、(株)フジテレビジョン、(株)秋田放送、西日本放送(株)、(株)文化放送、(株)テレビ大分、北日本放送(株)、(株)TBSテレビ、日本テレビ放送網(株)、中京テレビ放送(株)、福井放送(株)、(株)TBSラジオ&コミュニケーションズ、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、(株)山梨放送、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)長崎国際テレビ、(株)高知放送、(株)宮城テレビ放送、福島テレビ(株)、(株)エフエム東京、讀賣テレビ放送(株)、(株)テレビ信州、東海テレビ放送(株)、(株)ジャパン・モバイルキャストینگ、広島テレビ放送(株)、(株)ジュピターテレコム、(株)ハートネットワーク、ジャパンケーブルネット(株)(67者)
【メーカー】	クアルコムジャパン(株)
【その他】	(一社)全国漁業無線協会、九州電力(株)、タナカ司法書士事務所、(一社)全国自動車無線連合会、エリア放送開発委員会、(一社)情報通信ネットワーク産業協会、愛媛県鬼北町、電気事業連合会、(一社)電子情報技術産業協会、ISDB-Tマルチメディアフォーラム、トヨタ自動車(株)、無線LANビジネス推進連絡会(12者)
【個人】	(620者)

3. 提出された意見

別紙のとおり。

提出された意見(概要)

「1.電波利用共益事務の在り方」に関する主な意見

論点の分類	主な意見
全般的な論点	現在の枠組み・使途について ・電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切。【山陽放送・日本民間放送連盟・青森放送・福岡放送・テレビ岩手・新潟放送・サガテレビ等放送事業者約40者、KDDI】 ・歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべき。【日本民間放送連盟・青森放送・福岡放送・TVQ九州放送・テレビ東京・熊本県民テレビ・テレビ岩手等放送事業者約30者】 ・電波利用料の使途は、費用を負担している無線局免許人全体の受益に真に必要な場合に限定するとともに、現在の全体の歳出規模が増えないよう要望する。【日本放送協会】 ・電波の公平かつ効率的な利用を確保する観点から、役割を終えた電波利用共益事務の使途分については、電波利用料の低減が図られることを要望する。【西日本電信電話、東日本電信電話】 ・既存の使途について、支出の実績を踏まえて必要性を見直すことを要望する。【スカパーJ S A T】 ・電波利用料の使途の追加、既存の使途の範囲を拡大する場合には、共益費用としての位置づけに合致するものであるか否かを十分に精査し、また、既存の使途も含めて各使途に要する費用を十分精査し歳出規模を抑制すること、その結果歳入及び電波利用料額の低減を図ることが重要。【NTTドコモ、イーアクセス】 ・現状、電波の適正な利用の確保とは明らかに異なる「子供手当」「児童手当」等に電波利用料が充てられており、電波法に定義されている無線局全体の受益とは関係のない使途であるため、排除すべき。【ソフトバンク※、ウィルコム、Wireless City Planning】 ※ ソフトバンクとは、ソフトバンクモバイル・ソフトバンクテレコム・ソフトバンクBBとする。以下同様。 ・オフロード対策の費用（電波利用料の使途「電波の能率的かつ安全な利用に関するリテラシー向上」）を電波利用料として広く負担を求めることは不相当であり、直接的に受益を得ることとなる携帯電話事業者が負担すべき。【ケイ・オプティコム】

「1.電波利用共益事務の在り方」に関する主な意見

全般的な論点

新たな使途について

- ・限られた資源である電波を有効に活用し、国民の生活に寄与する電波を使った新しいインフラやサービスを確立するため、研究開発等を強化すべき。
【四国放送、東日本電信電話】
- ・情報機器・インバータ搭載機器等の普及により、電波の受信環境は悪化する一方であり、国民の安心・安全を確保するため、受信環境改善に関する調査・研究に取り組むべき。
【中国放送】
- ・「タクシー無線基地局のデジタルナロー化への円滑な移行のための環境整備」を使途対象に加えていただきたい。
【全国自動車無線連合会】
- ・「ホワイトスペースの利用環境整備」や「他の周波数帯におけるホワイトスペース利用」等を含めた電波資源拡大のための研究開発等を充実していただきたい。地方自治体や事業者等が2次利用の無線システムを導入する場合に、電波利用料を財源とした支援策を創設していただきたい。
【エリア放送開発委員会、ハートネットワーク】
- ・電波利用料の使途については、国民の電波に対する不安を取り除くための電波の安全・安心のための研究及び国民に対する広報・啓蒙活動に関する取り組みを充実すべきである。
【UQコミュニケーションズ】
- ・V-Lowマルチメディア放送に対しては、防災行政無線に準じるものとして、民間では整備が困難な地域に対して、既存の放送事業者とは別に、補助が行われるべき。
【エフエム東京】
- ・デジアナ変換を平成27年3月末まで行うこととしているが、平成26～28年度に必要となる電波利用共益事務の用途として、「デジアナ変換終了のための費用」とりわけ「デジアナ変換のための周知広報」を追加いただきたい。
【日本ケーブルテレビ連盟、ジュピターテレコム、ジャパンケーブルネット】
- ・防災行政無線等のデジタル化は、広域連携が出来るように全国一律で同一のシステムとし、また、災害に強いシステムを導入すべき。地上系のシステムが被災して使えなくなることを考え、衛星系のシステムの活用が電波の有効利用にもつながると考える。
【ソフトバンク、Wireless City Planning】

「2. 次期電波利用料の見直しの考え方」に関する主な意見

論点の分類	主な意見
検討課題(1)経済的価値の適正な反映の在り方	・緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切。 【山陽放送・日本民間放送連盟・青森放送・福岡放送・TVQ九州放送・熊本県民テレビ等放送事業者約50者】 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべき。 【日本民間放送連盟・青森放送・福岡放送・熊本県民テレビ・新潟放送・サガテレビ等放送事業者約20者】 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯／2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めており、迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものにならないよう配慮が必要。 【日本民間放送連盟・青森放送・福岡放送・熊本県民テレビ・札幌テレビ放送等放送事業者約30者】 ・安定した放送を継続するためには、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、その見直しは、エリアの特殊性を充分考慮して慎重に検討すべき。 【北海道放送】 ・免許人は退出を求められた際に要求したい補償額をあらかじめ宣言し、その額に比例して毎年利用料を支払うという方式についても検討すべき。 【個人】 ・電波利用に市場価格を導入するため、第1に新規割当にオークションを導入して正当な代価支払を実現し、第2に既存利用者に対し、電波の経済的価値に対応する賃貸料を賦課すべき。 【個人】 ・現在の制度では業務用が安すぎであり、業務局と非業務局で利用料額に格差が必要。 【個人】 ・「電波の経済的価値」の考え方は、営利を目的としないNHKの電波利用の趣旨とはそぐわない部分があるので、その一層の拡大には賛成できない。電波利用料の見直しによって、NHKの負担増につながるものがないよう要望する。 【日本放送協会】 ・「3～6GHz」の帯域を含む人工衛星局には、本邦内に居住する利用者の需要に支障を与えない範囲において、専ら本邦外の場所相互間の通信に使用されている帯域を有する局があり、当該帯域については、「電波の経済的価値の向上につながる事務（a群）」を要しないものと思料するため、その利用形態に応じた算出方法としていただきたい。 【スカパーJ S A T】

「2. 次期電波利用料の見直しの考え方」に関する主な意見

検討課題(1) 経済的価値の適正な反映の在り方

- ・デジタル化のインセンティブを適用するアナログシステムの選考については、例示のとおり「デジタル化への移行の必要性が高く、また技術的にも可能であるにも関わらず、長期にわたりアナログシステムを使い続けるシステム」に限定するなど十分検討をお願いする。【電気事業連合会】
- ・アナログ放送終了後の空き帯域（70MHz）では、具体的サービスが実現しているのはV-Highマルチメディア放送のみ（14.5MHz）となっている。これらのことからVHF帯の経済的価値は、相対的に低下していると考えられることから、その経済的価値の見直しを要望する。【ジャパン・モバイルキャストینگ】
- ・無線局毎の電波利用料徴収制度を見直し、周波数帯域による電波利用料徴収制度への一本化を検討すべき。【UQコミュニケーションズ、NTTドコモ、イー・アクセス、ソフトバンク、Wireless City Planning、KDDI】
- ・700MHz帯を割当てられた携帯電話事業者は電波利用料を支払うのと同様に、ITSや特定ラジオマイクの免許人も割当てられている700MHz帯の経済的価値に見合った帯域の電波利用料を支払うべき。【ソフトバンク、ウィルコム、Wireless City Planning】

「2. 次期電波利用料の見直しの考え方」に関する主な意見

論点の分類	主な意見
検討課題（2） 電波利用料の 軽減措置の在 り方	無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数） - 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法：あまねく努力義務）、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法：災害放送義務、公職選挙法：選挙放送）の2点を勘案された適切な措置であり、今後も維持すべき。 【山陽放送・日本民間放送連盟・青森放送・福岡放送・TVQ九州放送・北海道文化放送・テレビ東京等放送事業者約50者】 - 現在のテレビ局の電波利用料は諸外国に比べ、また、その売り上げに比べ、極めて安すぎるため、国際水準の適正額にまで値上げし、同時にそれによる国家の歳入増加を図るべき。【個人】 - 災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送に対しては、国等の無線局と同様な減免措置が必要である。 【鹿児島讀賣テレビ、静岡第一テレビ、南海放送、秋田放送、日本テレビ放送網、宮城テレビ放送、広島テレビ放送】 「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」といった現在の特性係数の根拠となっている事項については通信と放送の間の差異は無くなっており、放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消し、現在の特性係数については廃止するべきである。 【UQコミュニケーションズ、イー・アクセス、ソフトバンク、ウィルコム、Wireless City Planning】 - V-Highマルチメディア放送のソフト事業者は放送法上の基幹放送事業者として、災害放送等が義務付けられ、また、ハード事業者である弊社は基幹放送局提供事業者として、当該放送をあまねく受信できるよう努める責務を負う事が放送法で定められていることから、他の基幹放送と同等の公益性を有することから特性係数についても同等の扱いとして頂きたい。 【ジャパン・モバイルキャスティング】 - 特性に応じて適用される現行措置について、有線方式による提供が困難な離島・山間部や国定公園などのライフラインへは措置を継続し、さらに国民の生命、財産の保護に著しく寄与するものとして、人工衛星局のみに限らず災害対策用無線全体へ措置の拡大を要望する。 【西日本電信電話、東日本電信電話】 - 電波利用料負担の公平性の観点より、各システムの利用形態などの特性を十分に考慮して不利益が生じることのないようにすることが必要であると思料するため、引き続き各システムの特性に応じて軽減係数（特性係数）を適用することを要望する。 【スカパーJ SAT】 - 運用制限のある帯域や周波数を共用している帯域では、運用制限の無い帯域とは経済的価値が異なる。例えば、2.5GHz帯BWA帯域における2545～2555MHzの10MHz幅は、平成26年12月末まで隣接帯域を使用している端末との干渉を防ぐため、屋外に基地局を設置することは出来ないが、このように運用制限のある帯域は、特性係数を新たに設定し、電波利用料を減免するべき。 【ソフトバンク、ウィルコム、Wireless City Planning】 - 携帯電話サービスは、国民生活に広く普及しており、サービスエリアの拡大や品質の向上、さらには災害時の対策を事業者自らが構築するなどその責務を果たしてきており、今や極めて公共性の高い電波利用システムとなっていることから、携帯電話システムにも特性係数を適用するなど、電波利用料の受益と負担の公平性について見直す必要がある。【KDDI】7

「2. 次期電波利用料の見直しの考え方」に関する主な意見

検討課題（2）
電波利用料の軽減措置の在り方

被災した無線局に対する減免

- ・震災時における被災地の民放事業者に対しては、局舎および送信所の被災状況を勘案し、時限的な電波利用料の軽減が可能となる法整備を望む。
【テレビ岩手、テレビユー福島、四国放送、TBSラジオ&コミュニケーションズ】
- ・大きな災害を受けた地域における無線局に対しては例えば当該の総合通信局単位の帯域電波利用料を減免する等一定の減免措置を検討するべきである。
【UQコミュニケーションズ、東日本電信電話、イー・アクセス、ソフトバンク、ウィルコム、Wireless City Planning】
- ・被災した地域で新たに開設されるエリア放送を行う地上一般放送局にかかる電波利用料を免除または減額する制度を検討していただきたい。
【エリア放送開発委員会】

新規参入事業者に対する軽減

- ・帯域電波利用料については現在年額全額を一括して前払い納付する方式となっており事業者にとっては大きな負担となっているが、新規事業者にも配慮する観点から、月単位や分納での納付の併用も可能とするべきである。
【UQコミュニケーションズ】
- ・BS放送は受信普及件数が約2500万件と、広く普及した市場環境であるところ、ソフト事業者がハード事業者に支払う放送料（1番組あたり約2.5億円）のうち電波利用料が占める割合は0.1%以下と推定される。これに対しV-Highマルチメディア放送の放送料（1セグメントあたり4.5億円）のうち電波利用料が占める割合は8%となっており、ソフト事業者に転嫁される負担額はかなり大きくなっている。新たなサービスの導入を阻害することなく、広く電波の利便性を享受し、電波の有効利用を図るために、新規参入・立ち上げ期にある事業者への新たな軽減措置の検討を要望する。
【ジャパン・モバイルキャスティング・ISDB-Tマルチメディアフォーラム】
- ・ホワイトスペースを活用するエリア放送は自治体との防災協定に基づく災害時の運用などが期待されており、さらにエリア放送の運用自体新規参入事業であることから。利用額の軽減措置を配慮していただきたい。
【ハートネットワーク】

その他

- ・基幹放送局における小電力中継局においては、情報格差を生じさせないために、料額区分の緩和など、更なる配慮をお願いする。
【札幌テレビ放送】
- ・漁業指導監督用海岸局（連絡回線用の固定局を含む。以下同じ）は、都道府県が自ら無線設備を整備し、あるいは漁業用海岸局の無線設備を共用して開設している無線局であり、電波法においても公共業務用無線局として位置づけられており、このように公共性の高い業務を遂行している漁業指導監督用海岸局について、電波利用料の減免措置を講じていただきたい。
【全国漁業無線協会】

「2. 次期電波利用料の見直しの考え方」に関する主な意見

検討課題（2）電波利用料の軽減措置の在り方

- ・大規模災害時には、国と地方がともに対応に当たる必要があり、地方公共団体として、また、国の責務の一端を担う一地方組織として、この設備を運用するという側面から、国を挙げて防災対策を推進する今日、防災対策目的で整備する防災行政用無線の電波利用料については、全額免除されるべき。
【愛媛県鬼北町】
- ・タクシー無線局は、平成28年5月末までにデジタルナロー化移行を進めているところであり、このインセンティブとすることからも、デジタルナロー波を使用するタクシー無線局への軽減措置を検討願いたい。
【全国自動車無線連合会】
- ・去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書に、電波利用料額の見直しの課題として「国等の無線局の減免措置」が含まれているため、例④として「国等の無線局の減免措置」を追加すべき。
【鹿児島讀賣テレビ、静岡第一テレビ、秋田放送、日本テレビ放送網、福井放送、宮城テレビ放送、広島テレビ】
- ・国及び地方公共団体が免許を受けた無線局も受益を受けているため、電波利用料を全額徴収するべき。
【UQコミュニケーションズ、イーアクセス、ソフトバンク、ウィルコム、Wireless City Planning】

「2. 次期電波利用料の見直しの考え方」に関する主な意見

論点の分類	主な意見
検討課題（3）新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム ・ M2Mシステムの開発と普及を促進するため、また産業競争力に資するために、当面、M2Mシステムに課す料額は無料とすべき。【個人】 ・ スマートメーターやM2Mなどの新しいシステムについては、その電波利用状況を十分に精査し、料金設定を行うべき。【テレビ岩手】 ・ スマートメーターやM2Mシステムの電波利用料額を安くすべきとの指摘は不適當。これらのシステムは利用者の環境により、電波利用の時間や頻度が異なってくるものであり、現在は頻度が少なくても、将来的にはどのように変化するかわからないため、このような利用者都合により料額を決めた場合、公平性の確保が難しくなる。【中国放送】 ・ スマートメーターにおける通信は、一般の携帯電話と比べて、電波の利用量がかなり少ない。また、スマートメーターの通信料は、月額数十円程度でなければ、費用面で厳しいため、スマートメーターに組み込まれる1：N無線の通信装置の電波利用料は、電波の利用量の差を考慮するなど、携帯電話よりも減額した料金の適用をお願いします。【九州電力】 ・ スマートメーターやM2Mシステムなどは変化の激しいICT分野なので、現行の電波利用料の負担を等しく求めることは、今後の技術革新にとって重荷になり得る。【四国放送】 ・ M2Mの中でも、既に全世界に普及しており世帯カバー率が非常に高い携帯電話のネットワークを有効に活用できるオプションが必要であるが、電波利用料は、日本におけるM2M普及と産業の立ち上がりを大きく阻害する可能性が高い。中でもスマートメーター向けの電波利用料は減免する必要がある。【クアルコムジャパン】 ・ 今後スマートメーター等のM2Mシステムが急激に増加することが想定されるが、電波利用料制度がその導入の妨げにならないようにする必要があり、電波利用料を周波数帯域による電波利用料徴収制度へ一本化するべきである。なお、無線局毎に電波利用料を徴収する従来型の電波利用料制度を継続するのであれば、M2Mシステムについては従来の陸上移動局ではなく、新たな管理方式（無線局種別）を創設し、電波利用料を減免して頂きたい。【UQコミュニケーションズ】 ・ スマートメーターやM2Mシステムに係る電波利用料を安くする（免除すべき）というご意見に賛同。【電気事業連合会】

「2. 次期電波利用料の見直しの考え方」に関する主な意見

検討課題（3）新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方

- ・スマートメーターやM2Mシステムなどが免許を要する無線局であるならば、周波数の占用により受益が保証されることから、電波利用料を徴収すべき。ただし、当該システムによる通信が低頻度であって周波数を占用する時間が小さくなる場合については、その通信特性を考慮し、料額を安くすることは適当。

【ケイ・オプティコム】

- ・スマートメータ等に組込んで使用されるモジュール端末は、従来型の携帯電話、スマートフォン、データ通信端末などの一般端末と比較し、通信頻度や通信量は格段に少ないうえに利用シーンが異なり、普及促進の観点で一般端末とは異なる料額の仕組みについて考慮すべき。

【KDDI】

第4世代携帯電話システム

- ・第4世代携帯電話システムの普及により、今後周波数の逼迫状況に変化が生じるため、逼迫状況に応じた周波数ごとの電波利用料の配分を設定しなおす必要がある。
- 【四国放送】
- ・3GHz超などの高い周波数帯の利用が想定される第4世代携帯電話システムの場合は、その周波数特性、高い周波数に対応した装置の開発や基地局等の設置に費用を要すること等を考慮した料額及び配分比率の設定が必要。
- 【NTTドコモ】
- ・第4世代携帯電話への割当が計画されている帯域は、固定衛星業務の無線局との共用の可能性があるため、携帯電話での利用が制限される場合には、料額負担を軽減するなどの措置を希望する。また、第4世代携帯電話に割り当てられた周波数の中にガードバンドを設ける必要がある場合には、当該ガードバンドに対して利用料が課せられないように考慮いただきたい。
- 【KDDI】

ホワイトスペースを活用する無線システム

- ・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、こうした周波数共用を勘案すべき。
- 【日本民間放送連盟・青森放送・福岡放送・熊本県民テレビ・関西テレビ放送・サガテレビ等放送事業者約20者】
- ・ホワイトスペースを利用する2次利用の無線局のうち、優先利用の無線局（特定ラジオマイクの無線局）に劣後する無線局（エリア放送を行う地上一般放送局等）に対する減額制度を検討していただきたい。
- 【エリア放送開発委員会】
- ・被災時・非常時等の利用に備えて平時から開設されるエリア放送や住民や利用者等の利便性向上のために非営利で運用、または地方自治体が運用するエリア放送を行う地上一般放送局にかかる電波利用料を免除または減額する制度を検討していただきたい。
- 【エリア放送開発委員会】

「2. 次期電波利用料の見直しの考え方」に関する主な意見

検討課題（3）新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方

- ・ホワイトスペースを利用する2次利用の無線局のうち、1次利用である基幹放送局の電波とOFDMフレーム同期をとって干渉を減らす等の機能を備えて、更なる電波の有効利用を図ろうとする無線局に対する電波利用料を軽減する制度を検討していただきたい。
【エリア放送開発委員会】
- ・ホワイトスペースを利用する特定ラジオマイクの無線局と比較すると、エリア放送を行う地上一般放送局の電波利用料が60倍を超える高額になっており、これらの問題を解消するため、速やかにエリア放送を行う地上一般放送局に対する料額を見直していただくとともに、2次利用の無線局間で優先利用の無線局の料額を劣後する無線局の料額が上回ることがないように、優先利用の無線局に劣後する無線局に対する減免措置を導入していただきたい。
【エリア放送開発委員会】
- ・新しい放送サービスに対する料額設定において、既存の放送サービスと同様の軽減措置を適用すべきである。
【エフエム東京】

「2. 次期電波利用料の見直しの考え方」に関する主な意見

論点の分類	主な意見
その他の検討課題	・ 次期電波利用料額の見直しにおいては、電波利用料額の負担が増加しないよう考慮して頂きたい。また、やむなく電波利用料額改定前後で負担額が増加することとなる無線システムが発生する場合には、料額の増額率が一定の水準に留める等の仕組み等について、ご検討いただくことを要望する。 【スカパー J S A T、讀賣テレビ放送】 ・ WiMAX方式については1 契約複数機器利用サービスにおいて同時には利用出来ない追加機器に対しても電波利用料が徴収されている一方で、同様の態様のサービスを行う S I M方式については徴収されていない。このような採用する方式間での電波利用料の不平等を解消するために、WiMAX方式についても1 契約複数機器利用サービスにおいては1 契約1 無線局と見なして電波利用料を徴収するようにして頂きたい。 【UQコミュニケーションズ】 ・ 広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止する経過措置として、MNOがMVNOやローミングを行なっている陸上移動局は、電波利用料を免除するべき。【ソフトバンク、Wireless City Planning】 ・ エリア放送の識別子管理を行っている管理業務団体への支援についても考慮いただきたい。 【ハートネットワーク】

「3. その他」に関する主な意見

論点の分類	主な意見
全般的な論点	電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収 ・ 免許不要局は、技術の一層の発展と国民利便の向上に資するために、これまでの方針通り、利用料徴収の対象とすべきでない。【個人】 ・ 免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非について、営利目的であれば電波利用共益事務による受益を受けているという観点から、本来電波利用料を公平に負担するべきであると思われるが、一様に電波利用料を徴収することで、すでに社会インフラの中に浸透した無線LANやRFIDシステムの利用促進に歯止めをかけかねない。【四国放送】 ・ 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収については、利用可能エリアの拡大など公衆無線LAN事業の発展の妨げになる可能性があることから、現行どおり電波利用料を徴収しないことを要望する。【西日本電信電話】 ・ 今後、無線での通信トラフィックが増え、更なる電波共益費用が発生する可能性があります。無線LAN基地局にも一定の基準の下で電波利用料を徴収する方式を検討するべきと考えます。【中京テレビ放送】 ・ 現在普及している無線LANを使用する機器類は、ICT社会の確立への貢献が期待されるという観点から、新しいワイヤレス産業創出の芽を摘むことが無いようにする必要があり、また、無線LANは、携帯電話トラフィックのデータ・オフロードの手段として利用され、電波有効利用に貢献していることから、無線LANについては電波利用料負担の検討対象としないことを強く要望する。【情報通信ネットワーク産業協会】 ・ 従来の制度における考え方の通り、全ての無線LAN に対して電波利用料の徴収は不要。【NTTドコモ】 ・ 無線LAN は周波数帯域を占有しない免許不要局であるため、営利目的か否かによらず、電波利用料は徴収すべきでない。【電子情報技術産業協会】 ・ 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収に関し、現行では免許不要局は電波利用料の徴収対象外となっていますが、営利目的の場合と非営利の場合を区分し徴収することが必要。【広島テレビ放送】 ・ 免許不要局については、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどなく、排他的権利も有していない等、受益も間接的であることから、従来通り非徴収とするべきであると考えます。【トヨタ自動車】 ・ 対象を電気通信事業者が設置する無線LANに限定することは、同じ帯域を利用しているにもかかわらず課金される局と課金されない局が存在することになり、受益者全体で電波利用料を負担するという公平性を著しく欠いている。さらに、無線LANは既に国内各地に普及しており、これらすべてから電波利用料を正しく徴収できるのかという課題もある。以上より、無線LANに対して電波利用料を徴収する制度は導入すべきでない。また、世界的に同様の事例があるのか、調査して頂くことを要望する。【イー・アクセス】

「3. その他」に関する主な意見

全般的な論点

- ・電波利用料の徴収は、ある特定の利用者のみから徴収するといったようなアンバランスな制度ではなく、受益者全体で負担する公平性を担保しなければならない。
【ソフトバンク、ウィルコム、Wireless City Planning】
- ・電気通信業者の設置する無線LAN基地局に対する電波利用料徴収に反対である。
【無線LANビジネス推進連絡会、NTTブロードバンドプラットフォーム】
- ・電気通信事業者の事業内容や規模等によって得られる受益に格差があるなど、免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非について、引き続き、電波利用料徴収の対象とすべきではない。
【ケイ・オプティコム】

無線システムのグローバルな使用の進展を踏まえた料額設定

- ・グローバルな端末の使用については、国際競争力を損なわないよう慎重な検討が必要。
【テレビ岩手】
- ・携帯電話端末が自国の通信事業者の端末であるならば自国の制度に従い電波利用料を負担することは妥当であるが、他国の通信事業者の端末に対し自国の制度を当てはめるのは不適当。
【四国放送】

その他

- ・アマチュア無線局などは、徴収費用や事務手続きの軽減のため、免許期間内の一括前納制度を前提にした電波利用料の減額によるインセンティブをセットにし、行政の効率化を図る検討を行うべき。また、免許期間内における無線局の廃止に関しても還付請求が可能な制度設計とすべき。
【個人】
- ・携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末は電波を送受信する無線局であるため、「携帯電話事業者」の負担額には、携帯電話事業者が自身で運用する無線局にかかる利用料額だけでなく、契約料を通じて広く携帯電話端末のユーザーから徴収する利用料額も含まれている一方、放送は単方向の送信が基本であり、視聴者はテレビ受信機を購入するが、テレビ受信機は無線局でないため、「放送事業者」の負担額は、放送事業者（送信側）のみが負担しており、こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘は当たらない。
【日本民間放送連盟・青森放送・福岡放送・TVQ九州放送・熊本県民テレビ・テレビ岩手・新潟放送・サガテレビ等放送事業者30者】
- ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などとを比較する意見があるが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではない。
【日本民間放送連盟、青森放送、TVQ九州放送・熊本県民テレビ・札幌テレビ放送・サガテレビ・鹿児島讀賣テレビ等放送事業者約20者】
- ・歳出の中で「地上デジタル放送総合対策」が最大の歳出項目とされていて歳入のアンバランスがより強調される形となっていますが、そもそもテレビのデジタル化は電波の有効利用のための国策であって、その対策費が放送事業者のための歳出であるかのような誤解を受けるのは適切ではない。
【福岡放送、北日本放送】

「3. その他」に関する主な意見

全般的な論点

- ・「電波利用料」という名称が、売上や利益との相関を連想させている面がありますので、例えば「電波監理料」「電波共益費」といった名称への変更も検討に値する。
【フジテレビジョン】
- ・期間の途中で無線局を廃局した場合には、残期間に相当する電波利用料を還付する制度の導入を希望する。
【スカパー J S A T】

「電波利用料の見直しに関する意見募集」に対して提出された意見
【意見募集期間：平成25年3月6日（金）～平成25年4月5日（金）】

番号	項目			提出された意見
	検討課題	論点番号	例	
1				アマチュア無線局のように、 ・免許の期間があらかじめ決まっている ・電波利用料の金額が比較的低い 場合は、徴収費用や事務手続きの軽減のために、免許期間内の一括前納制度を前提にした電波利用料の減額によるインセンティブをセットにした電波使用料の算定を行うことで行政の効率化を図る検討を行うべきである。 低額の電波利用料納付においては、本来の目的に使われない事務費用や徴収費用に関する部分は可能な限り削減することが望ましい。 また、免許期間内における無線局の廃止に関しても還付請求が可能な制度設計とすれば、これまでの廃止届出の実態から費用のシミュレーションが可能になるため、全体としての最適化を納付者の立場も考慮して判断することが重要である。
2				【個人】 [電波利用料制度について] ・電波の適正な利用の確保は重要であり、事務処理に要する費用を無線局免許人に電波共益費用の負担として求める現行の電波利用料制度の枠組みは適切と考える。 [経済的価値の反映について] ・災害発生時には、国民の生命・財産を守るため重要な役割を果たす放送事業者に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは、存立基盤を危うくし不適切と考える。 [放送の利用料負担について] ・放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送の重要性からも適切な措置と考え、今後も維持すべきである。 【山陽放送株式会社】
3	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		a. 電波の経済的価値は「市場」に委ねるべきである。「市場」に委ねる前適な方法周波数オークション制である。総務省は昨年の国会に法案を提出しながら、今国会では上程しないと言う。OECD加盟国の中でも、アジア各国の中でも、我が国は周波数オークションを採用していない例外的なマイノリティである。このガラパゴス・ルールを脱しなければならぬ。我が国に情報通信産業は3年マイナス成長、国政競争力は18位といわれている。そこには様々な理由によるのだろうか、最大のポイントはガラパゴス・ルールにあってイノベーション不足にある。総務省は我が国の情報通信産業を成長軌道に乗せていく責任がある。 b. 総務省「電波有効利用研究会」では電波利用料のあり方について検討を重ねてきている。未だ中間答申でとどまり、前終答申はこれからとされているが、迷うことなく、電波利用料は一般財源とすべきである。総務省に限らず特定財源は排除していくべきである。その上で不法電波の監視や電波資源拡大の研究開発に予算要求していくことが正しい。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方	軽減措置は原則として廃止し「特性係数」をゼロベースで見直すべきである。 特に2014年に見直すことになっている。放送の「特性係数」扱いは排除すべきである。 放送局は放送の公共性を主張するが、公共の電波、国民の共有資産である電波を利用して、サービスを行う者は全て等しく公共性を有している。まして放送は営利を目的とする株式会社である。総務省は今年、放送免許更新にあたって比較審査を導入した。その中でも財務力を入念に調査したと聞く。電波利用料を正しく支払うことのできない局はなかった筈である。仮に1局でもあったとすれば、そもそも存在価値がないと考えられる。総務省は電波利用の公平原則を確立して欲しい。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		そもそも4Gの割当てについては、オークションを導入することになっていた。一度決定したルールは、正しく継承して欲しい。4G参入事業者が、またもやNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクのいつもの3社でいいのだろうか。総務省は4Gの機会に新規参入事業者の登場を促して欲しい。ただし既存事業者を新規参入事業者とを無条件に入れさせることには、既に豊富な社内留保を確保している既存キャリアの現状を勘案する必要があるのではないかと。仮にオークション価格が¥150億であるならば、新規参入事業者は¥150億とて、既存事業者はキャリア事業収益として¥150億を拠出して¥300億とする。イコールファイティングを適用すべきであろう。放送通信も既得権益を過剰に優先した為に新規参入もなくイノベーションも起こらないまま推移してきた。わが国に情報通信産業が低調競争力も弱い背景には、総務省の産業政策にも一因あったのではないかと。
4	1. 電波利用共益事務の在り方			・ 電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用共益事務以外の支出（使途）に充てるべきではありません。 ・ 歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・ 平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・ 電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に資する在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・ 東日本大震災の発災にあたり、被災地のラジオ局、テレビ局をはじめとする民放事業者は長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切です。 ・ 無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じるとは経営上の不確定要素となりがねず、慎重に検討すべきと考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定の在り方	・ 「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・ 3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯／2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方	・ 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法：あまねく努力義務）、②「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法：災害放送義務、公職選挙法：選挙放送）、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・ 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用を勘案すべきものと考えます。
3. その他				【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・ 「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1～3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかと指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 ・ 携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末は電波を受受信する無線局です。したがって、携帯電話端末には電波利用料が課されています。電波利用料の歳入における「携帯電話事業者」の負担額には、携帯電話事業者が自身で運用する無線局にかかる利用料額だけでなく、契約料を通じて広く携帯電話端末のユーザーから徴収する利用料額も含まれています。1億3千万台を超える携帯電話端末にかかる利用料の合計が膨大な金額となるため、携帯電話事業者を通じて納付される電波利用料の負担額が見かけ上、大きくなっているものと認識しています。 ・ 一方、放送は単方向の送信が基本です。視聴者はテレビ受信機を購入しますが、テレビ受信機は無線局ではないため、電波利用料は課されません。すなわち、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者（送信側）のみが負担しています。 ・ こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。 【その他】 ・ 民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。

				【一般社団法人日本民間放送連盟】
5	1. 電波利用共益事務の在り方			・電波利用共益事務の費用を無線局免許人にその負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用共益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 ・歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し行う事が肝要。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・東日本大震災の発災にあたり、被災地のラジオ局、テレビ局をはじめとする民放事業者は長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯／2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用を勘案すべきものと考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 ・携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末は電波を受受信する無線局です。したがって、携帯電話端末には電波利用料が課されています。電波利用料の歳入における「携帯電話事業者」の負担額には、携帯電話事業者が自身で運用する無線局にかかる利用料額だけでなく、契約料を通じて広く携帯電話端末のユーザーから徴収する利用料額も含まれています。1億3千万台を超える携帯電話端末にかかる利用料の合計が膨大な金額となるため、携帯電話事業者を通じて納付される電波利用料の負担額が見かけ上、大きくっているものと認識しています。 ・一方、放送は単方向の送信が基本です。視聴者はテレビ受信機を購入しますが、テレビ受信機は無線局ではないため、電波利用料は課されません。すなわち、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担しています。 ・こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。
				【青森放送株式会社】
6	1. 電波利用共益事務の在り方			【検討課題(電波利用共益事務の内容と歳出規模)に対する意見】 ・電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求める現行制度の枠組みは適切と考えます。 ・電波利用料制度は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮するとともに、電波の経済的価値を一層反映させるために使用帯域幅に応じた負担部分の拡大を追求するだけでなく、広く国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムとのバランスを取りながら国民の利益に合う設計をすることが重要であります。 ・また、電波利用料は、電波利用共益事務以外の支出(使途)に充てるべきではなく、歳入と歳出の規模は抑制的に、かつ、歳入と歳出は一致するよう設計すべきと考えます。 ・「新たな分野での電波利用システム」の観点から次期電波利用共益事務として歳出規模をより強化すべき事項はないかとの検討課題が出されていますが、電波の利用状況等の環境の変化に応じ、受益と負担の関係を明確にし、負担の公平確保と電波利用料負担者の理解を十分に得られるよう努めるとともに、使途については、その必要性や効果等を十分に検証し、本制度の一層の適正化を図るべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・現行の制度は、電波の経済的価値の向上に繋がる事務(a群)と電波の適正な利用を確保するために必要な恒常的な事務(b群)に分類されていますが、平成17年度に電波の経済的価値に応じて負担する考え方がa群に導入され、平成20年度は、その負担する部分を拡大し、さらに平成23年には電波法改正により、電波の経済的価値を従来よりも反映させてa群比率が高くなっています。このように3年ごとの見直しで電波の経済的価値に応じて負担する料額を改訂しており、今後、これを過度に進めることについては賛成できません。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であります。当社の電波利用料は、制度が発足した平成5年と平成24年の電波利用料支払額を単純比較すると約5倍となっております。このように3年ごとの見直し制度が大きく変動し、想定外の料額増加は経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。 ・特にa群の係数部分となる「電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分の拡大」の決定に際しては、その考え方や決定プロセス等についても公表すべきと考えます。 ・東日本大震災以降、民放事業者は被災地の各局に対して現在も継続して現地への取材応援に赴き、情報収集と長期にわたる報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めています。また、想定される南海トラフ巨大地震に対する緊急報道訓練の実施や非常災害時の非常災害放送のためのインフラの整備や放送継続のための安全・信頼性の維持向上にも努めています。このように、日頃から国民の安全・安心につながる公共性の高い報道機関として活動を行っている「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切と考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は、妥当なものと考えます。 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。 ・700MHz帯放送事業用FPUの電波利用料は、ローカル民放事業者にとって非常に高額であり、迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮をお願いします。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数(1/4)は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)の2点を勘案して軽減措置が規定されているもので、放送の公共性を勘案した適切な措置であり、継続されることを要望します。 ・平成22年8月公表の「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」の使用帯域幅毎の負担の在り方では、「中期的に見直しを行い、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を検討する」との方針が出されていますが、前述のように放送事業が持つ公共性や社会的機能を電波利用料算定の勘案要素として検討していただき、今後も放送の電波利用料にかかる特性係数が継続されることを要望します。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、地上テレビ放送の料額算定においては、今回の見直しで周波数共用による電波の有効利用という新たな情勢変化を勘案すべきと考えます。 ・ホワイトスペースを活用する無線システムは、平成22年8月公表の「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」で、当該無線局からは無線局数で按分して負担する部分(b群)のみを徴収するとしていますが、当面は同様の無線局の種別や利用形態に合わせて料額を定め、徴収することが適当と考えます。その後は、電波利用料の使途に加えたホワイトスペースの活用を図るために必要な施策の実施のための経費の負担割合は、当該ホワイトスペース利用者に応分の負担をお願いする検討も必要かと考えます。

	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合において放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかと指摘について意見を申し述べます。 ・携帯電話事業者は、以前から放送事業者に対して受益と負担の公平性確保(平成24年電波利用料予算の歳入及び歳出の内訳によると携帯電話事業者は532億円の負担で受益は47億円、放送事業者は負担が51億円)に対して受益が地上デジタル放送総合対策として318億円)と放送と携帯電話の負担のアンバランス解消を指摘しております。 ・まず、携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末に電波利用料が課されています。電波利用料は携帯電話事業者が自ら運用する無線局にかかる利用料だけでなく、契約料を通じて広く1億3千万台を超える携帯電話端末の利用者が負担している利用料額も含まれています。 ・一方、放送は単方向の送信であり、視聴者が購入した受信機に電波利用料はかからず、放送事業者(送信側)のみが負担をしています。 ・このような負担構造を比較すれば、アンバランスではないかという指摘はこうした構造を無視したもので適切ではありません。 ・「地上デジタル放送総合対策費」の使途についても、国策である地上テレビ放送のデジタル化はVHF(1～12ch)及びUHF(53～62ch)の合計130MHzをテレビ以外の新たな用途に活用可能とし、地デジ完全移行後は、地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備や支援といった国民全体を受益者とするためのものであります。 ・携帯電話と放送の電波利用料構造の違いならびに受益と負担の公平性確保についても、歳出額が多い「地上デジタル放送総合対策」は、国民全体を受益者とする使命であって、放送事業者の負担割合と結び付けて議論することは、不適切であります。 【株式会社福岡放送】
7	1. 電波利用料の 見直しの考え方			【検討課題(電波利用料の削減)に対する意見】 電波利用料の使途は、最低限の電波利用料に限定すべきであり、歳入・歳出の規模も抑制的にすべきと考えます。よって、電波利用料に新たな事項を加える必要はないと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		電波利用料制度における電波の経済的価値の反映を過度に進めることには賛成できません。民放事業者は、災害等においては緊急報道体制をとり国民へ情報提供を行います。公共性を持った放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは適切と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		前述のとおり公共性を持つ「放送」の電波利用料にかかる特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきと考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 放送事業者から視聴者へ単方向で送信される「放送」にかかる費用は、視聴者が購入する受信機を除き、全て放送事業者が負担しています。 一方、携帯電話は双方向の通信であり、携帯電話事業者だけではなく利用者にも電波利用料は課せられており、事業者が利用者から徴収した電波利用料も合わせて納入しているため膨大な額になっているものと認識しています。 このような実態を受けて、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかという指摘もあるようですが、前述のとおり両者の負担構造がそもそも異なるため、アンバランスとの指摘はあたらないと考えます。 【放送事業者の電波利用料に売上高や利益を反映すべきという意見に対する意見】 電波利用料は税ではないので、営業収益関連の指標等で算定するべきものではなく、あくまで電波利用に応じた額を算定すべきと考えます。よって、使用帯域に応じた負担額と均等割り部分との合計額である現行の考え方が、妥当と考えます。 【株式会社TVQ九州放送】
8	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		弊社は、国土の22%を占める広大な放送地域に放送を届けるために、大規模中継局を含む156箇所の中継局を整備して、北海道全域をカバーしている。このため現状で多額の電波利用料を負担している。 デジタル化による減価償却費の負担、関連経費の負担に加え、テレビ広告収入の減少が続く、経営環境は厳しい状況にあるが、国民の安心・安全を確保するための放送継続にむけた基幹メディアとしての責務を果たすこと、並びにテレビの公共性、視聴者保護の観点から、防災対策を含めたデジタル放送システムの維持、コンテンツの充実にも努めているところである。安定した放送を継続するためには無線局の特性に応じて適用される軽減係数(特性係数)は、今後も維持されるべきものであり、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要と考える。 【北海道文化放送株式会社】
9	1. 電波利用料の 見直しの考え方			電波利用料に関しては、今年度の「電波有効利用の促進に関する検討会」において、「電波利用料削減費用」であることが確認されており、法律に明記された使途に基づいて適正に支出されることを希望する。また歳入・歳出の規模は抑制的であるべきである。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		電波利用料には使用帯域幅に応じた負担部分が設けられており、電波の経済的価値を一層反映させるためとされているが、このいわゆるa群の割合が拡大することがないよう、強く要望する。電波利用料に占めるa群の割合は64%程度になっており、「経済的価値はすでに十分に反映」されているものとする。電波利用について過度に経済的側面から判断することは、結果的にユーザーや視聴者の不利益につながる恐れがあり、電波を使用している事業者のそれぞれの特性に関する議論を十分行なった上で、決定をしていただきたい。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		軽減措置については現在適用している特性係数を維持することを強く要望する。先の東日本大震災では災害放送の重要性が改めて認識されたと理解しているが、これは法令により課せられた「あまねく努力義務」や「災害放送義務」を放送事業者が粛々と果たしてきた結果ととらえている。また放送事業者は、民主主義を支える「選挙放送」も実施しており、きわめて公共性の高い性格を持つ事業である。こうした放送事業が持つ社会的機能や公共性といったものを、電波利用料の勘案要素として踏まえ、慎重に議論すべきである。
	3. その他			検討会の第1回会合で、参考資料として地上波テレビ局と携帯電話事業者の電波利用料の負担額が配布された。携帯電話事業者の納付額は、無線局である携帯電話端末のユーザーが支払った利用料を含んだ額であり、携帯電話事業者自身が負担している額より多くなっている。納付額の内訳に差異があることから、これらの数字の扱いは誤解を招かないようお願いしたい。 【株式会社テレビ東京】
10	1. 電波利用料の 見直しの考え方			【検討課題(電波利用料の削減)に対する意見】 ・電波利用料制度は、平成23年度の電波法改正により、経済的価値の反映が強まりましたが、これをさらに進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計は、経済的価値の反映を追求し、高い収益をあげる無線システムだけになると、国民の利益に反することになります。国民の生命・財産を守る社会的な意義のある無線システムには、配慮をすることが必要であると思います。 ・東日本大震災のような非常時には、放送事業者は、国民の生命・財産を守るために、長時間にわたり、収支を考慮せずに、緊急報道に努めました。このような放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは適切であると思われる。 ・放送事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の3年ごとの見直しは、大変重要で、料額の大幅な増加が生じることが経営上の大問題となりかねず、慎重に検討すべきものと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯／2.3GHz帯への周波数移行に向け、技術検討などを進めていますが、移行期や移行後において、電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		③ ホワイトスペースを活用する無線システム ・地上テレビ放送用周波数帯のホワイトスペースでは、今後エリア放送や特定ラジオマイクなどの周波数共用が進むと思われる。地上テレビ放送の料額算定には、このような情勢の変化を考慮して、勘案すべきものと考えます。

	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 ・携帯電話は、利用者が購入した携帯電話端末で電波を送受信する無線局で、携帯電話端末には電波利用料が課されています。携帯電話事業者の電波利用料は、自身で運用する無線局の利用料額だけでなく、携帯電話端末のユーザーから広く徴収する利用料額も含まれています。携帯電話端末にかかる利用料の合計が膨大な金額となるため、携帯電話事業者の電波利用料の負担額が見かけ上、大きくなっているものと認識しています。 ・一方、放送では、視聴者はテレビ受信機を購入しますが、無線局ではないため、電波利用料は課されないで、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担しています。 ・こうした負担の仕組みを考慮すれば、利用料負担がアンバランスとの指摘には、該当しないと思います。 【その他】 ・電波利用料は税ではなく、営業収益の指標と比較して多寡を論じるべきものではないと思います。
11	1. 電波利用公益事務の在り方			【株式会社熊本県民テレビ】 ・電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波公益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切であり、電波利用公益事務以外の支出に充てるべきではないと考えます。 ・歳入、歳出の規模は抑制的かつ継続的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきです。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・電波の経済的価値を過度に電波利用料に反映することについては慎重に検討するべきと考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	(2) 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を勘案した算定方法の在り方	・経済的価値を勘案して算定する範囲を見直すこと及び算定する方法を見直すことについては、事業を行う無線局免許人にとって、長期の経営計画に係る部分であり、想定外の料額増加は、事業継続性に影響をあたえるため、配慮が必要と考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	(3) 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	(1) 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。従って、軽減係数を引き続き適用するのが妥当と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	(3) 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	・被災した無線局に対する減免措置については賛成。被災地の無線局免許人は、営業利益より被災者への情報提供を通じて地域住民の生活の安全を確保する事を優先しており、その事業活動は減免措置に値すると考えます。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	(3) ホワイトスペースを活用する無線システム	・スマートメータやM2Mなどの新しいシステムについては、その電波利用状況を十分に精査し、料金設定を行うべきと考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業のビジネスモデルの異なる事業種間で単純な利用料の比較をおこなっており、その指摘については、利用料負担の構造を的確に検討すれば、その指摘はあたらないと考えます。 【無線システムのグローバルな進展を踏まえた料金設定に関する意見】 ・グローバルな端末の使用については、国際競争力を損なわないよう慎重な検討が必要と考えます。 【その他】 ・電波利用料は税ではなく、特定の公益事務を実施するための財源であり、その趣旨から、事業収益関連の指標と比較して利用料金を検討するべきではないと考えます。 ・2011年3月11日の大震災に際して、ローカルテレビ局の地域における情報の収集と発信の重要性が確認されました。地域住民の生命と財産を守るためにも、ローカルテレビ局の経営悪化を招きかねない、電波利用料の増額はすべきでないと考えます。
12	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		【株式会社テレビ岩手】 電波の公平・効率的利用のためには、土地資産が市場価格で売買・賃貸されるのと同じく、電波利用に市場価格を導入する必要がある。第1に新規割当にオークションを導入して正当な代価支払を実現し、オークション割当電波の(同一目的)有償譲渡を自由化する。第2に既存利用者に対し、電波の経済的価値に対応する賃貸料を賦課すべきである。経済的賃貸料を行政判断で定めることは不可能で、市場メカニズムに拠らなければならない。第1の方法は新規割当にリースオークションを導入し、その結果を既存利用者の賃貸料に適用することである。第2の方法は、既存利用者に対して新たに「利用中電波の供給価格(利用終了時の補償金額)」の表示義務を課し、同供給価格に一定の料率を乗じて賃貸料(利用料)とすることである。この方策は低効率利用電波の再編成(再配分・再割当)にも有効だが、激変緩和のために低い料率から導入する必要がある2。 電波の公平かつ効率的な利用のために上記が検討されることを望む。 注: () 鬼木甫「電波資源のエコノミクス」現代図書、2002年、1部Ⅲ章。(2) 同「周波数再編成(利用変更・移転)のエコノミクスⅡ——新システム(EMM)による再編成加速の提案(前・後編)」『InfoCom REVIEW』第58・59号、情報通信総合研究所、2012年11月、2013年3月。<http://www.ab.aoune-net.jp/~ieir/jpn/publication/201210a.html>
	3. その他			電波利用料制度は、当初電波管理費用を賄うために創設されたが、現状では電波諸政策の推進(たとえばテレビのデジタル化)にも支出されており、法律文言を別にすれば電波目的税と区別できない状態にある。電波の公平かつ効率的な利用のためには経済的価値による配分・割当が必要である。 一般に「価格」は稀少性と重要性の共通尺度であり、これを欠いた利用では公平性・効率性を担保できない。たとえば経済価値を大幅に下回る現行利用料金水準では、電波節約と同節約のための技術開発の双方の誘因が滅殺される。また昨年度の「700MHz帯新規割当」は目に見える不公平を生じた例である。巨大な経済価値を持つ電波が実質無償でE社に割当てられて同社の「含み資産」になったが、その後S社がE社との提携・合併を発表してE社株式が約3倍に高騰し、事前にE社株式を取得していた海外資本が電波利用料総額に匹敵する数百億円の利益を得た。もし当初オークションが採用されていたならば、同利益は政府収入の形で国内に留まったはずである。
13	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		【個人】 電波利用料を、適正な経済的価値を反映させて定める新しい方法として、鬼木甫氏が、InfoCom REVIEW(情報通信総合研究所発行)に「周波数再編成(利用変更・移転)のエコノミクスⅡ」を発表している。 鬼木氏の新方式の概要は、免許人は退出を求められた際に要求したい補償額をあらかじめ宣言し、その額に比例して毎年利用料を支払うというものである。法外な補償を要求すれば利用料の負担が増す一方、利用料の支払い額を抑えようとする本心に退出を求められる恐れがあるため、宣言する補償額は電波の経済的価値を反映する可能性が高い。また、総務省には、電波再編成に必要な補償額をあらかじめ把握できるという利点もある。 加えて、原理的には、すべての周波数帯域の経済的価値が一気に明らかになるという、オークション制度では達成できない大きな特徴もある。 総務省は、これまでの利用料制度の延長線上だけで考えるのではなく、鬼木氏提案のような斬新な方式についても検討を進めるべきである。

		(3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		スマートメータをはじめとするM2Mシステムが今後市場に導入されると見込まれている。M2Mシステムには、端末数は膨大になるが個々の端末のトラフィック量は限られるという、今までの無線システム(たとえば携帯電話)とは異なる特徴がある。この特徴ゆえに、M2Mシステムに携帯電話と同額の利用料を課すと、システム運用費に占める利用料の割合が著しく大きくなる一方、利用料制度の目的を果たすには高額すぎる収入が入る可能性が高い。したがって、M2Mシステムに課す料額は軽減すべきである。加えて、M2Mシステムには輸出商品となる期待もあり、産業育成上からも、M2Mシステムに課す料額は軽減すべきである。M2Mシステムが携帯電話技術で接続されれば利用料の支払いが発生し、無線LAN技術で接続されれば利用料の支払いが発生しないとなれば、M2Mシステムの開発者は無線LAN技術による接続をコスト削減のために選択することになる。このように利用料を課す・課さないが技術の選択を左右するのは好ましいことではない。言い換えれば、M2Mシステムに課す利用料は技術中立でなければならない。利用料は、実際の技術を問わず、すべて無線LAN技術によって接続したとみなして、当面は無料とするのが適切である。要約すると、まさに発展しつつあるM2Mシステムの開発と普及を促進するため、また産業競争力に資するために、当面、M2Mシステムに課す料額は無料とすべきである。
	3. その他			免許不要局は、技術の一層の発展と国民利便の向上に資するために、これまでの方針通り、利用料徴収の対象とすべきでない。
【個人】				
14	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方		基幹放送事業者は放送を通じた公共の福祉、安全・安心のため最大限に努力している。東日本大震災では長期にわたる報道発信を行い、また定期的に復興に役立つ報道、情報番組を制作し地域貢献している。また災害による設備復旧では、より強固なシステムを構築することにより発災時の情報提供確保に努めている。企業として一定の安定経営が前提でこのような活動ができることを踏まえ、電波の「経済的価値」の反映を過度に進める算定にならない様に強く望む。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方		無線システムに一律に利用料が決定されているところを、その特性により是正する措置は適切かつ必要な措置である。地上テレビジョン放送のデジタル化では、難視聴対策を含め「あまねく普及」に努め、また災害放送の実施でも企業としての「採算性」を超えた取り組みをしている。公共性の高い無線システムに対する現行の配分係数は妥当であり継続を望む。
【(株)仙台放送】				
15	1. 電波利用料の在り方			【検討課題(電波利用料の在り方)に対する意見】 ・ 電波利用料の在り方については、一定の役割を理解するものでありますが、その範囲について際限なく拡大していくことには懸念を持っています。 ・ 電波利用料の在り方については、電波利用料の在り方として吟味、精査された内容に応じたものとすべきであり抑制的であるべきです。 ・ 公共性として認められたものについても一定の期間ごとに、その事業の成果や継続必要性について見直しが必要と考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方		・ 電波利用料制度において、電波の経済的価値を過度に勘案することは妥当ではないと考えます。 ・ 電波利用料制度の設計は各種無線システムの目的や社会的意義を考慮して、豊かな社会を実現するよう配慮することが重要です。経済的価値の勘案により公共性の高い無線システムが排除されるようなことがあってはならないと考えます。 ・ 地震、風水害、雪害などの災害対応放送では、日頃より、いち早く視聴者へ関連情報の提供に努めており、緊急時にはCMを外して報道に専念することもある「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。
		(1)経済的価値の適正な反映の在り方	③周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・ 3.9世代移動通信システムの導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けて技術的協力を進めています。円滑な周波数移行のためには、移行のシステム切替時期において、FPU免許人の電波利用料負担が過重にならないよう配慮が必要と考えます。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・ 放送を限なく送り届けるためには、事業性の乏しい小電力中継局も多数建設してエリアカバーをしています。放送の公共性を考慮して設けられた特性係数は、「国民の生命、財産の保護」や「情報取得機会の公平性」を実現するためにも適切な措置であり、今後も維持すべきと考えます。 ・ 基幹放送局における小電力中継局においては、情報格差を生じさせないために、料額区分の緩和など、更なる配慮をお願いします。
	3. その他			【その他】 ・ 民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収支関連の指標と同列に論じる性質のものではないと考えます。
【札幌テレビ放送株式会社】				
16	1. 電波利用料の在り方			【電波利用料の在り方に対する意見】 電波利用料の在り方について、時代に応じてある程度柔軟に対応することは必要と考えますが、使途をむやみに拡大するのではなく、重点的に推進するテーマを再度明確にした上で、効率的に使用することを要望します。また無線局全体の受益を直接的に行うこと以外の使途を含めるべきではないと考えます。
				【電波利用料の在り方に対する意見】 新たな使途により増える予算については、重点項目以外の施策の効率化をはかり予算削減をはかるなど、全体の在り方が現行水準内に収まるよう要望します。 また、平成22年に策定された「次期電波利用料の見直しに関する基本方針」の通り、在り方の差額が生じることのないよう予算策定すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方		電波の経済的価値を一層反映させるために各無線システムの使用帯域幅に応じた負担部分をむやみに拡大することは、放送事業者の負担額が大幅に増加することが予想され大きな懸念があります。特に地上基幹放送事業者は公共性が求められ、放送に係る安全信頼性についても強く要求されていることから、経済的価値に過大なウェイトを置くことは不適切であると考えます。
		(1)経済的価値の適正な反映の在り方	③周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	700MHz放送事業者用FPUの1.2GHz、2.3GHzへの移行が進められようとしています。移行過渡期においては移行元FPU及び移行先FPUの2重の電波利用料の支払いとなる可能性があり、何らかの軽減措置を要望します。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方		特性係数については放送における公共性、携帯事業者との電波利用料の負担構造の違いを十分に認識し、引き続き維持するよう要望します。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	地上テレビ放送用周波数を利用するホワイトスペースの利用が今後も増えることが予想され、周波数共用による地上テレビ放送波の料額の減額を検討いただきたい。
【関西テレビ放送株式会社】				
17	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方	① 電波利用料の在り方(経済的価値)を勘案して算定する範囲を見直すことは是非	・業務局と非業務局で利用料額に格差が必要。現在の制度では、業務局が安すぎる。
			② 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を勘案した算定方法	・使用周波数の独占度の高い局(通信・放送等)と周波数を用いている局においても格差が必要。利用料額は、チャンネル/局数とし、共用局を安くすべき
			③周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・1チャンネルあたりの利用帯域が広い局には利用料額を高く、チャンネルあたりの利用帯域が狭い局には利用料額を安くすべき。

		(2)電波利用料の軽減措置の在り方 ① 電波利用共益費用のうち経済的価値を勘案して算定する範囲を見直すことの是非 ② 新規参入事業者に対する軽減措置 ③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	・上記案 ・必要なし ・現在の利用料額では必要なし。電波を発信しない、または出来ないならば廃局扱いにし徴収しない、その周波数を新規参入局用としてオークションに掛ける。
	3. その他	① 第4世代携帯電話システム ② スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム ③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	・現行の携帯電話システムの利用料額より安くし、利用促進を図る ・携帯電話システムを利用するならば、携帯電話と同額。上記検討課題(1)についてより利用料額が低く抑えることが出来る。 ・不明
		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非 ② 無線通信システムのグローバルな使用の展開を踏まえた料額設置の在り方	・免許不要局は、現行通り、利用料額は不要。 ・常時ローミングで海外で使用される局は利用料額を徴収すべき。また、海外の端末を国内で使用する場合も利用料額を徴収すべき。
18			【個人】 1 地デジ対策費については二重取りの疑いがあります。 平成26年度から28年度の電波利用料の歳出規模のうち、地デジ対策費が後年度負担として平成28年度まで毎年300億円程度必要となっているがとても不思議です。 この費用は、「平成22年度電波の利用状況調査」の調査結果及び評価結果の概要(平成23年7月)によれば、次のように書かれている。900MHz帯と同様に、近年のトラフィックの急増に対応するとともに、早期に3.9世代携帯電話システムの普及を図るため、700MHz帯に実施10MHz帯×2を3者に割り当てる改正電波法に基づき、周度数以降を、当該周波数を希望する者による費用負担(新設機器代金・工事費用等)で実施携帯電話による地上デジタル放送の受信障害の防止・解消処置を割当てを受けた者が実施割当ての審査は絶対審査基準(最低限満たすべき基準)と競願時審査基準により実施(900MHz帯の割当てとほぼ同一) 周波数をより多くの者が利用できるよう、割当てに当たっては、900MHz帯を割り当てられた者を劣後させると書かれています。そして、競願時審査基準には次のように書かれています。 700MHz帯(3者)については、周波数移行に係る費用(上限1500億円下限600億円)をより多く負担可能な者となっており、900MHz帯(1社)は、周波数移行に係る費用(上限2100億円下限1200億円)となっている。 少なくとも、900MHz帯については、平成24年2月の3.9世代移動システムの普及のための特定基地局の開設計画の認定に係る審査概要により、2122億5000万円でソフトバンクモバイルが負担しているはずで、毎年300億円(3年間で900億円)は二重取りではないだろうか。少なくとも、ソフトバンクモバイルは、900MHz帯をプラチナバンドと称して営業をしているので、この負担金は支払っていると思うがどうだろうか。それとも別の用途に流用されたのか？この辺りの決算がされていないように感じます。 2 本気で電波利用料を節約しようとしているか疑問を感じます。 不法無線の監視ですが、非常に無駄が多いです。私も監視調査業務を行った者ですが、そもそも不法無線局は誰が悪いのですか？割り当てる周波数そもそもなかったのですか？アメリカでは昔から市民ラジオ(CB無線)は5Wまで運用出来ていました。日本から大量に無線機は輸出されていました。日本では、それを不法無線局として扱い社会問題化させました。 私が今思うのは、電波を極端に希少なモノとして扱い、職員の外郭団体等への天下りの手段として使っていたのではないのでしょうか。全電波労働組合(全通信労働組合)の組合員、退職する前には大部分の人は地方局の課長級の管理者となり、次々に退職後外郭団体に天下りました。単に、この体制を維持する為にトラックの運転手や漁師を警察や海上保安庁と共同取締りを行い検挙して、処罰していたのではないですか。東日本大震災で多くの人が死にました。しかし、トラック等の自動車に無線機が付いていたら多くの命は救われたと思います。また、救援物資を積んだトラックも帰りの燃料の調達ができないうちに、大分待ちされたようです。トラックに無線機が積んでいたら、お互いに連絡がついて、どこに燃料があるか判ったと思うのです。それにより寒さで死んだ高齢者も減っていたと思います。天下り体制の維持＝人殺しだと思います。私は、共同取締りは嫌でたまりませんでした。 総合無線局監視システムの構築・運用についても、本気で安くしようと考えているか疑問があります。私は、2002年8月～2004年7月までの約2年間、企画課(企画調整課)の係長をしていました。その時にタマタマ、会計検査院の検査があり、IBMへの業務委託の在り方を問われていました。対応者は課長です。それを聞いて、会計検査院の言うことの方がマトモでした。本省からは何が何でも予算を守れという指示がありました。 こうした行為は、国民に対する背信行為ではないでしょうか。当時は使いきれないような予算が来ていました。 年度末に特別に必要なモノも沢山買いました。私が辞める頃には大分良くなっていったが、かなりひどい状態です。 特に、総合無線局監視システムは特定の委任者に任せるのではなく、契約が切れる時には公正に入札をして欲しいと思います。確かに、それにより担当者に負担がかかるとは思いますが、より良いシステムを安く提供してもらうにはやむを得ないと思います。私としては、研究開発や安全性の調査、携帯電話のエリア調査、電波遮へい対策等は細かくは分かりませんが、電波利用料の多くが携帯電話事業者の負担(平成24年度予算は、WIMAX事業者やPHS事業者まで含めれば全体の84.2%)であり、携帯電話事業者が納得するような使い方もして欲しいと思います。 3 小規模な無線局の免許人の電波利用料の扱いについて アマチュア無線家、簡易無線の免許人、MCA無線の免許人等の小規模な免許人は、少額の電波利用料を毎年支払わせるのは、とても煩雑です。こうした免許人への対策は、免許申請時や再免許時の手数料と一緒に、免許人の負担を軽減すべきです。アマチュア無線の免許人に毎年300円を支払わせるために、納付書を印刷して発送を行い、免許人はその納付書を持って金融機関(多くは郵便局)に行き、納付作業を行うのは効率的かどうかです。たしか、郵便局は手数料として400円以上の為替手数料を得ているはずです。それに納付書の発送事務も郵便局で、行っているではありませんか。そうした郵政省時代からの癒着を断つべきです。 小規模免許人の電波利用料は、事務手続きも含めれば赤字のはずです。免許人にも手間をかけさせ、事務処理に赤字というのは馬鹿げていませんか。アマチュア無線局等は電波利用料全体の0.2%に過ぎません。それとMCAの免許人については、MCAを運用する移動無線センターで一括して納めれば免許人の負担も少なく黒字化されます。全体を整理する必要があります。

				4 防災行政無線のデジタル化の支援について 移動系の消防無線や救急、無線局の260MHz帯への移行にともなう支援ですが、電波利用料による支援より、無線機の値段を下げさせる支援の方が効果的だと思います。昨年12月27日の日経産業新聞に富士通ゼネラルの記事で消防救急無線のデジタル無線機の値段が35～40万円と出ています。これは無線機の値段があまりにも高すぎるので、タクシー無線機並みに下げてもいいと思います。 その代わりに、ひとつのメーカーが作って、それをOEM（相手方ブランド）で販売すれば、沢山のメーカーが小さな市場で争わなくても利益が上がる構造が出来ます。それに別々に作れば、本当の大規模災害時に全部のメーカーが接続できるとは限りませんよ。アナログの無線機なら周波数が同じで変調方式が同じなら確実にどのメーカーを持ってきたも相互利用できますが、デジタル機の場合はそうはいかないかもしれません。携帯電話に比べて著しく小さい市場で、何社もメーカーが争うのは賢い選択ではありません。無線機の値段が半分以上になるならば、特に支援の必要はないかなと思います。全面移行する場合は、そうは云っても大量の無線機が作られます。 それにタクシー無線等もデジタル化の対象です。そんなにメーカーや工事業者が大儲けしなくても大丈夫だと思います。無線の工事業者も高齢化が進んでいるので、そんなに儲けなくてもよいと思います。多くの工事業者は最後のご奉公になると思います。そうして、若干の工事業者が残るだけになると思います。これだけ携帯電話が安く販売されている時代ですから、商売の方法も考えないといけません。これからどうやって、防災行政無線（同報無線を含む）や消防救急無線、タクシー無線や簡易無線、船舶無線等の自営無線をどのようにするかを考える必要があると思います。既に携帯電話が急速に普及し始めて、約18年になります。3年後の防災行政無線等のデジタル化ということですが、携帯電話のデジタル化から見たら20年遅れです。技術的にも20年遅れています。無線機の値段が高いと効率的なシステムになりません。少し頭を柔らかくして自営無線の普及を目指せばどうですか。 5 電波利用料の徴収方法の問題点について これについては、地域系WiMAXが何故普及しなかったかを考えないといけません。これについては、移動通信課の「広帯域移動無線アクセスシステムに係る臨時の利用状況調査の評価結果（案）」の意見にも3月20日にも述べましたが、煩雑な電波利用料の徴収体系に原因があります。毎月、一局増えても届け出が必要なシステムでは、小さな事業者は端末を売る気になりません。電波法は本当に建前的には開かれているが、個々に言えば非常に遅れています。個別免許を建前にしているので、煩雑で手間がかかり、国民は電波を使えないシステムになっています。電波は莫大な国民の資産です。それを如何に上手に解放するかを真剣に考えないと、今のままでは日本は情報通信分野で沈没します。 今は、インターネット放送をすれば1000万円程度の資金があればできるよう。放送局も煩雑な手続きをしると言われたら、次第にインターネット放送に主力を移すと思いますよ。インターネット放送なら全世界に放送できるからです。私は、kinkin.tvをよく見ているが、愛川欽也のバックインラジオなどには、よくドイツやアメリカの日本人からお酒等の荷物が届いています。そんな世界になっているという現実を見てほしいです。幾ら朝日ニュースターを潰しても、愛川欽也のバックインジャーナルはインターネット放送のkinkin.tvで、愛川欽也のバックインニュースとして生き残り、さらにデモクラシテレビとして、4月6日からは生まれ変わります。こんなにタブレット端末やスマートフォンが普及した時代に情報の統制が効かです。さらに、ツイッターやフェイスブック等のSNSも盛んです。私は、民主主義を支持する人間です。こうした権力に負けない放送やSNSが出てきたことが、日本の民主主義にとって素晴らしいことだと思います。日本国憲法は納税の義務を除き、権力者を縛るものであることを公務員は肝に銘じるべきです。すべて公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。（憲法第15条第2項）を忘れないでいただきたいです。
				【個人】
19	1. 電波利用公益事務の在り方			電波利用料制度は電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に公平に負担を求める現行制度の枠組みは適切と考える。 電波利用料は使用目的が明確に限定されており、電波利用公益事務以外の使途は適切ではないと考える。また、電波利用料は税ではなく、電波を利用する事業の営業収益と比較して論じるべきものでないとする。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		平成23年の電波法改正により、電波利用料制度は、電波の経済的価値を従来よりも反映させる形となったが、これを過度に進める事に賛成できない。 経済的価値を追求するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公平性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考える。 東日本大震災では、民放事業者は長時間に渡って緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めた。このような放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課し、その存立基盤を危くする事は不適切と考える。 無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年毎の見直しにより制度が変動し、想定外の料額増加が生ずることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重な検討を望みたい。
	3. その他			放送と携帯電話の電波利用料負担がアンバランスとの指摘が有るが、携帯電話に係わる電波利用料は携帯電話事業者だけでなく、契約料を通じて広く利用者が負担する仕組みで携帯電話端末の普及数が増えていることから、見かけ上、携帯電話事業者を通じて納入する電波利用料が大きくなっているものと認識する。 携帯電話は双方向通信のため利用者が購入する携帯電話端末にも電波利用料が課せられているが、放送は単一方向への送信のため視聴者の購入する受信機は無線局でないため電波利用料は徴収されていない。このため電波利用料は放送事業者（送信側）のみが負担する仕組みのため負担額が少なく見えている。 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係る責務等」、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して規定されており、適切な措置であり、今後も維持すべきものとする。
20	1. 電波利用公益事務の在り方			【株式会社新潟放送】 ・ 電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波公益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用公益事務以外の支出（使途）に充てるべきではありません。 ・ 歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・ 平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・ 電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・ 東日本大震災の発災にあたり、被災地のラジオ局、テレビ局をはじめとする民放事業者は長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切です。 ・ 無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数で以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・ 「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・ 3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯／2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のために、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方	・ 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法：あまねく努力義務）、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法：災害放送義務、公職選挙法：選挙放送）、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・ 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用を勘案すべきものと考えます。

	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1～3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 ・携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末は電波を送受信する無線局です。したがって、携帯電話端末には電波利用料が課されています。電波利用料の歳入における「携帯電話事業者」の負担額には、携帯電話事業者が自身で運用する無線局にかかる利用料額だけでなく、契約料を通じて広く携帯電話端末のユーザーから徴収する利用料額も含まれています。1億3千万台を超える携帯電話端末にかかる利用料の合計が膨大な金額となるため、携帯電話事業者を通じて納付される電波利用料の負担額が見かけ上、大きくっているものと認識しています。 ・一方、放送は単方向の送信が基本です。視聴者はテレビ受信機を購入しますが、テレビ受信機は無線局ではないため、電波利用料は課されません。すなわち、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者（送信側）のみが負担しています。 ・こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。
21	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		【株式会社サガテレビ】 ・東日本大震災時には、多方面にわたるご支援を頂きありがとうございました。被災県におきましては災害報道など被災地の情報発信に努めておりが、その基盤となる財務状況は未だ震災以前まで戻る状況下にはありませんので、減免措置等の料額については配慮をお願い申し上げます。 【株式会社テレビユー福島】
22	1. 電波利用共益事務の在り方			【電波利用共益事務に対する意見】 ・電波利用料の共益事務に関しては、法律により定められた使途に基づき処理されるべきものであるが、定められた使途においても業務が収斂していくものについては歳出の削減を行い、電波利用料額の通減に反映されるべきである。 ・法律に基づかないような、なし崩し的な電波利用料の使途の拡大は行われるべきではない。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・電波利用においては、情報通信のように経済的価値に置き換えやすい分野もある一方で、電波天文学やレーダーのように経済的価値に置き換えていくものについては歳出の削減を行い、電波利用料額の通減に反映されるべきである。 ・災害時に国民に信頼できる情報を届けることは放送局の使命であるが、そのための投資の効果は経済的な尺度で評価できるものとは限らない。よって、電波利用料においても電波の経済的価値だけを尺度に料額設定を行うことは、今後放送局が国民に向けて安全・安心情報を提供し続けることに悪影響を及ぼすと考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途のための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・地上テレビジョン放送は、この3年間にデジタル化に伴い130MHzの周波数帯域を開放したほか、地デジ用周波数帯域はホワイトスペースとしても周波数の有効利用に寄与している。次期料額設定にあたってはこうした事情も配慮されるべきである。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方	・地上テレビ放送局はデジタル化において、放送を広く国民が受信できるように送信所の整備を行ったほか、東日本大震災以降、テレビ、ラジオ共に国民に安全、安心情報を確実に届けるために、これまで以上に耐災害性の向上が求められていることから、放送に関して現在適用されている特性係数は妥当であると考えます。
	3. その他			【電波利用料予算歳入の内訳に対する意見】 ・これまで電波利用料の歳入の統計において、ユーザーが使用する端末機器が電波を発射することによりユーザーが支払っている電波利用料が特定の事業者の負担部分に合算されて、事業者間での負担割合の解釈に誤解を生じさせている面がある。今後、次期電波利用料の検討する際にはこの点にご配慮をいただきたい。 【朝日放送株式会社】
23	1. 電波利用共益事務の在り方			・電波利用共益事務は、無線局全体の受益のため今後も継続して実施していく必要があると考えます。そのため実施費用を無線局免許人より公平に負担するということが妥当と考えます。 ・限られた資源である電波を有効に活用し、国民の生活に寄与する電波を使った新しいインフラやサービスを確立するため、研究開発等を強化すべきと考えます。 ・電波利用共益事務の費用以外の経費、特に恒久的な社会インフラの構築等には使用しない配慮が必要です。 ・歳出については中長期と短期の両面で歳出内容を精査し、必要最小限に抑制することで電波利用料負担の軽減に努めてもらいたいと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・無線システムの中には、高い収益をあげるものから公益を優先するものまで多種多様であります。今後大きな震災などが想定される中、経済的価値を考慮しすぎず、国民の安心・安全を確保するための公共性の高いメディアとのバランスを重視すべきだと思います。よって、電波利用料は電波の経済的価値と公益性とを勘案しながら各無線局への負担をバランスよく配分するべきであると考えます。 ・過度な電波利用料の見直しは、事業者の安定的な経営に影響を与えかねず、看過できません。それよりも問題点は、その使途であり、年々増加している電波利用料財源としての総額は、内容を精査して必要最小限に抑制すべきと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		・電波の公益性を加味するためにも無線局の特性に応じて軽減措置が適用されるのは妥当であると考えます。 ・震災時における被災地の民放事業者に対しては、局舎および送信所の被災状況を勘案し、時限的な電波利用料の軽減が可能となる法整備を望みます。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		・第4世代携帯電話システムの普及により、今後周波数の逼迫状況に変化が生じると予想されます。この周波数の逼迫状況に応じた周波数ごとの電波利用料の配分を設定しなおす必要があると考えます。 ・スマートメータやM2Mシステムなどは変化の激しいICT分野なので、現行の電波利用料の負担を等しく求めることは、今後の技術革新にとって重荷になり得ると思います。
	3. その他			(1) 免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非について ・営利目的であれば電波利用共益事務による受益を受けているという観点から、その通信事業者は本来電波利用料を公平に負担するべきであると思われますが、一様に電波利用料を徴収することで、すでに社会インフラの中に浸透した無線LANやRFIDシステムの利用促進に歯止めをかけかねないと考えます。そもそもの制度を変えない限り徴収は難しいと考えます。 (2) グローバルな使用の進展を踏まえた料額設定について ・携帯電話端末が自国の通信事業者の端末であるならば自国の制度に従い電波利用料を負担することは妥当であるが、他国の通信事業者の端末に対し自国の制度を当てはめるのは不適当だと考えます。 (3) 放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関して ・別紙1の17頁のグラフだけを見ると、平成24年度では電波利用料の72%を携帯電話事業者、7%を放送事業者が負担していることが読み取れ、利用料負担が不公平ではないかとの指摘がありますが、必ずしもそうではないと考えます。携帯電話は、双方向の無線システムであり、携帯電話事業者が利用者から一定の負担金を預かり、その代表として免許人が電波利用料を支払っています。放送事業者は、単方向の無線システムで、送信は放送局のみであり、極めて公共性の高い電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を推進しています。 ・このような、システムの現状を十分に比較検討すれば、利用料負担が不公平であるという指摘にはあたらないと考えます。 【四国放送株式会社】
24	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			北海道は国土の22%を占める広大な地域である。当社は、この地域に放送を届けるため、テレビ156局、ラジオ17局もの中継局をもってエリアをカバーしている。このため、既にエリアの経済力から考えて過大と思える電波利用料を負担している。更に、親局以外の送信所エリアは過疎化により人口が減少しているのが現状である。このような状況の中でも、地域メディアとしての責任、テレビ・ラジオの公共性を鑑み、放送システムの維持、コンテンツの充実に努力しているところである。安定した放送を継続するためには、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、その見直しは、エリアの特殊性を充分考慮して慎重に検討すべきと考える。 【北海道放送株式会社】

25	1. 電波利用共益事務の在り方			・電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用共益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 ・無線局免許人に負担を求める以上、電波利用共益事務の内容として適切かどうか、使途を精査することが必要です。3年ごとの見直しにおいては、歳出・歳入の規模を縮小することも含めて検討し直すべきです。また、歳出・歳入それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			地上放送事業者は、地デジ移行によって合計130MHzの周波数を返上しています。さらに700MHz帯のFPU・特定ラジオマイクの移行や、受信障害解消のための「リバック」などによって、電波の有効利用に大きな貢献を果たし、その取り組みは現在も続いています。 鹿児島讀賣テレビは、放送が担っている公共性を十分に認識し、日々の災害報道や、大災害時であっても放送を継続するための体制構築にむけて日本テレビをはじめ系列局と連携して取り組んでいるところです。次期電波利用料額の見直しにあたっては、これらの点を十分勘案しておこなうべきと考えます。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方			・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に通う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・東日本大震災の発災にあたり、鹿児島讀賣テレビでは長期間にわたり日本テレビ及び当該系列局と緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時にはメディアとしての使命を果たすべく採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりがねず、慎重に検討すべきと考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方		・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものです。 ・鹿児島讀賣テレビでは、上記①について、あまねく努力義務を果たすべく、鹿児島県という複雑な地形に点在する地域やほぼ600キロにもわたる広範囲に点在する多くの島々に放送しており、局の経営にとって厳しい状況の中、中継局を建設し地デジ完全移行後も受信環境整備のための努力を継続しております。 ②については、「電波有効利用の促進に関する検討会」報告書(平成24年12月25日)のp31において「東日本大震災等の大規模災害時における避難、復旧活動等を通じ、社会インフラとしての無線システムの重要性・有効性が再認識され、災害に強い通信・社会インフラの整備が必要とされている」とあり、災害時における放送の役割の重要性・有効性が指摘されています。 - 鹿児島讀賣テレビは、系列局と連携し甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震をはじめ、国民の生命・身体・財産の保護に関する情報を日々報道しています。緊急地震速報の高速化にも取り組みました。同時に、災害時に放送を継続してゆくための体制の構築にむけて全力で取り組んでいるところです。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方			・去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書(p25)に、電波利用料額の見直しの課題として「電波利用料の軽減措置の在り方」が挙げられていて、具体例に「国等の無線局の減免措置」が含まれています。例④として、「国等の無線局の減免措置」を追加すべきと考えます。 ・災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送に対しては、国等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1～3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。
【株式会社鹿児島讀賣テレビ】				
26	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		経済的価値を優先するあまり、公共性の高い無線システムが排除される仕組みにならないよう求める。 ・地上ローカルテレビ局は、災害発生時に県民や地域住民の生命安全にかかわるニュースや情報をいち早く正確に伝えるため、多額の設備投資をし、人員を常時配置し、地域住民向けの取材活動及び放送を行っている。公共性の高い地域の放送局が最も優先するべき使命、役割であるから。 ・ローカルテレビ局にとって、安定かつ継続性のある電波利用料の制度が必要である。経済的価値が優先され、かつ3年ごとに変動する不安定な制度は、民間放送局の経営に大きな影響を与え、国民、県民の不利益になる。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方		放送の電波利用料にかかる特性係数は、放送法の「あまねく努力義務」や「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」を勘案し規定されている。地域の地上民間放送局はこれを遵守し、災害放送や選挙放送を実施している。例①の「無線局の特性に応じた軽減係数の在り方」は今後も維持すべき。
【株式会社チューリップテレビ】				
27	1. 電波利用共益事務の在り方			【検討課題(電波利用共益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・現行制度は適切であり、電波利用共益事務以外の使途に充当してはならないと考えます。 ・歳入・歳出の総額については抑制的にすべきで、その総額は一致すべきだと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・平成23年の電波法改正において、電波の経済的価値の反映が強まりましたが、経済的価値が過度に反映されてはならないと考えます。 ・電波の経済的価値に過度に重きが置かれることになれば、公共性の高い無線システムの排除に繋がると考えます。 ・放送局には災害時の支援や国民の知る権利への対応等の責務があり、公共性は非常に高いものがあります。営利事業としてのみの側面で捉えることは不適切であり、放送の社会的価値等を勘案した上で、電波利用料の軽減を図っていくべきであると考えます。 ・電波利用料の3年ごとの見直しで制度が大きく変動する事は、放送事業者の経営不確定要素になりかねません。想定外の料額増加によって放送事業者の経営基盤に影響を与えないよう、制度・料額の継続性・安定性は重要であると考えます。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方		・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業者用FPUの周波数移行に向けて検討しています。 - 迅速かつ円滑な周波数移行に向け、FPU免許人である放送事業者の電波利用料負担について、過重にならないよう配慮を要望します。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方			・放送の電波利用料の軽減措置は、放送法における「国民への電波利用の普及に係る責務等」、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」、の2点を勘案して規定されているものであり、今後も特性係数は維持すべきであると考えます。
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方			・テレビ放送のデジタル化によって使用周波数帯域幅の一部が順次返還されており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。地上テレビ放送の料額算定においては、こうした状況も勘案するべきであると考えます。
	3. その他			【「放送事業者の電波利用料の負担額」に対する意見】 ・携帯電話事業者の負担額には、事業者自身の無線局にかかる利用料に加え、携帯電話端末のユーザーから徴収する利用額も含まれており、見かけ上大きな金額になっています。この為、放送事業者の電波利用料負担額と単純に比較するべきではないと考えます。 ・民間放送事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などとの比較については、電波利用料は税ではなく、営業収益と関連づけて論じるものではないと考えます。
【名古屋テレビ放送株式会社】				

28	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・電波利用料が、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用公益事務)の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に分担することは適切と考えます。 ・電波利用公益事務の内容について電波法上で具体的に限定列挙されていることは、電波利用料の適正かつ厳正な運用のために必須と考えます。 ・歳出規模全体は、その安易な拡大が将来的に電波利用料制度の破綻を招かないよう、常に抑制的であるべきと考えます。 【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・電波利用料が、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用公益事務)の処理に要する費用を、その受益者である無線局免許人が公平に分担することは適切と考えます。 ・電波利用公益事務の内容について電波法上で具体的に限定列挙されていることは、電波利用料の適正かつ厳正な運用のために必須と考えます。 ・歳出規模全体は、その安易な拡大が将来的に電波利用料制度の破綻を招かないよう、常に抑制的であるべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・電波の経済的価値の反映のみに着目して電波利用料制度の設計を行うことは、国民の安全・安心に大きく関わる公共性の高い無線システムの存続を阻むことに繋がり、その結果、国民が不利益を被ることになるため、適当でないと考えます。 ・東日本大震災の発災時は勿論のこと、ラジオ・テレビを始めとする民間放送事業者は過去の様々な災害報道において、長期的かつ献身的に被災地域の住民に有用な情報提供を行いました。また全国に対しても被災地情報を継続的に発信するとともに、被災者の皆さんへの全国的規模の援助を訴えてきました。同時に、その真実の映像は世界に向けても発信され、世界レベルでの被災地救援活動の動きにも繋がりました。そのような放送事業者に対して、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは適当ではありません。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用にかかる特性係数は放送法等に定められている「国民への電波利用の普及に係る責務」および「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」が勘案されたものであり、適切な措置と考えます。また、この措置は今後も維持されるべきものであります。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務であるエリア放送が相当数開局し、また、特定ラジオマイクの導入も現在進んでいるところですが、このような従来には無かった周波数の新たな共用状態が発生していることを十分に勘案した上で、地上テレビ放送の電波利用料の料額算定を行うべきと考えます。 【日本海テレビジョン放送株式会社】
29	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・電波利用公益事務について、電波利用システムの変遷によるサービスの多様化・高度化を今後も円滑に発展させるためには、無線局免許人がその費用を負担する現行制度の枠組みは適切である。 ・予算規模については縮減に努めるべきであり、歳入全てが電波利用公益事務の歳出に充てられるよう用途について十分精査し、同時に歳出の効率化も図るべきである。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・電波利用料見直しの考え方については、経済的価値を過度に料額へ反映することは不適切であると判断する。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・電波利用料の軽減措置については、今後も存続が必要と考える。特に放送について、先の大震災で「国民の生命・財産の保護に著しく寄与」する事が再認識され、今後も法令規定に基づく高い公共性が課せられていることから、現行制度における特性係数の維持は肝要と考える。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・新たな情勢として、ホワイトスペースを活用する無線システムの導入により、地上テレビ放送用周波数の有効利用が図られていることを鑑み、周波数の共用を地上テレビ放送の料額算定に反映させるよう要望する。
30	3. その他			【放送事業者と携帯事業者の利用料負担に関する意見】 ・電波利用料の歳入内訳において、携帯電話事業者と放送事業者を比較し、放送事業者の負担割合が低くアンバランスであるという指摘があるが、これは両事業者の電波の利用形態が異なることから適切さを欠くものである。 ・携帯電話事業における電波利用料は、基地局等の事業者設備によるものよりも、多くは携帯電話端末の契約者が支払った電波利用料を納付する仕組みとなっている。一方、放送ではラジオ・テレビ等の受信機器は受信専用で、視聴者には負担を求めている。このような無線システムとしての特性の違いがあるため、両事業者が負担する電波利用料の割合を一概に比較することは甚だ不適切であると考える。 【中部日本放送株式会社】
	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波公益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用公益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 ・無線局免許人に負担を求める以上、電波利用公益事務の内容として適当かどうか、使途を精査することが必要です。3年ごとの見直しの際には、歳出・歳入の規模を縮小することも含めて検討し直すべきです。また、歳出・歳入それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			地上放送事業者は、地デジ移行によって合計130MHzの周波数を返上しています。さらに700MHz帯のFPU・特定ラジオマイクの移行や、受信障害解消のための「リバック」などによって、電波の有効利用に大きな貢献を果たし、その取り組みは現在も続いています。静岡第一テレビは、放送の公共性・災害時の情報源としての重要性を認識し、放送継続のための設備の新設・増設に取り組んでおり、本取組についても十分勘案する必要があると考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする」電波法の趣旨に則り、出来るだけ多くの国民が電波による恩恵を享受できるよう考慮すべきと考えます。 ・東日本大震災の発災にあたり、長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりがねず、慎重に検討すべきと考えます。
30		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものです。 ・上記①について、あまねく努力義務を果たすべく、地デジ完全移行後も受信環境整備のため中継局の建設、難視聴解消対策を継続しており、放送を出来るだけ多くの国民が受信可能な環境づくりに取り組んでいます。 ②については、「電波有効利用の促進に関する検討会」報告書(平成24年12月25日)のp3において「東日本大震災等の大規模災害時における避難、復旧活動等を通じ、社会インフラとしての無線システムの重要性・有効性が再認識され、災害に強い通信・社会インフラの整備が必要とされている」とあり、災害時における放送の役割の重要性・有効性が指摘されています。 - 日本テレビ系列局との連携のもと、甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震をはじめ、国民の生命・身体・財産の保護に関する情報を日々報道しています。緊急地震速報の高速化にもいち早く対応いたしました。同時に、災害時に放送を継続してゆたために人的・設備的な体制の構築に取り組んでおり災害に強い放送維持を目指しております。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		【検討課題(2)の例に追加】 ・去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書(p25)に、電波利用料額の見直しの課題として「電波利用料の軽減措置の在り方」が挙げられていて、具体例に「国等の無線局の減免措置」が含まれています。例④として、「国等の無線局の減免措置」を追加すべきと考えます。 ・災害時自治体等からの情報を国民に提供する重要手段として、公共性・重要性が高い放送に対しては、国等の無線局と同様の減免措置が必要であると考えます。

	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1～3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかと指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などとを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。 【株式会社静岡第一テレビ】
31	1. 電波利用共益事務の在り方			「検討課題 電波利用共益事務の内容や歳出規模」に対する意見 ・無線局全体の受益を直接の目的として行う事務（電波利用共益事務）の処理に必要な費用（電波利用共益費用）を、その受益者である無線免許人が公平に分担するという現行制度の枠組みは適切と考えます。 ・受益者負担金である現行の電波利用料制度の趣旨を踏まえれば、無限定に使途を拡大すべきではなく、電波利用料を電波利用共益事務以外の使途に充てるべきではないと考えます。 ・将来的には、歳出増加に歯止めをかける仕組みを設けた上で、可能な限り予算規模の縮減に努めるべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・平成23年の電波法改正により「電波の経済的価値」を従来よりも反映させる仕組みとなりましたが、電波の経済的価値を追求するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが優先され、国民の安全・安心につながる無線システムが排除されるような仕組みとなれば、結果的に国民の不利益につながると考えます。経済的価値の過度な反映については慎重であるべきと考えます。 ・放送事業は、正確な情報を迅速、的確、安定的に提供するための使命を負っています。東日本大震災の際には、被災地の各局をはじめ放送事業者は長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視してでも取材・報道を行う放送の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことはなじまないと考えます。 ・また、取材活動で集めた情報等をエリア内の視聴者に一斉に効率的に届けるため、放送は広い周波数帯域幅を用いる高出力のシステムが必要となります。使用する周波数帯域や帯域幅が広いことをもって、ただちに電波の経済的価値が高いとみなし、それをそのまま放送事業に適用するのは不適切と考えます。電波利用料制度の設計にあたっては、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとることが重要であり、放送事業が持つ公共的役割と事業特性についても十分配慮することが必要です。 ・無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しのたびに制度が大きく変動し、料額増加が生じることが経営上の不確定要素となリかねません。この点についても慎重に検討すべきと考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・（例）③の「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定の在り方」については妥当なものと考えます。3.9世代移動通信システムの早期導入を図るため、放送事業者は700MHz帯を使っていた放送事業用FPUを1.2GHz帯／2.3GHz帯へ周波数移行すべく技術検討などを進めています。円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後に、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方	・（例）①「無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方」について、放送に対する電波利用料は法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法：あまねく努力義務）、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法：災害放送義務、公職選挙法：選挙放送）の2点を勘案して、規定されています。これは上記で述べた理由などから適切な措置であり、維持すべきものと考えます。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・（例）③「ホワイトスペースを活用する無線システム」について、地上テレビ放送周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイクなどの導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。地上テレビ放送の料額算定に当たっては、こうした周波数共用による有効利用についても勘案するよう要望いたします。
	3. その他			「放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担」に関する意見 ・電波利用料の見直しに関する検討会第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳と、地上テレビ放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額が示されました。こうしたデータを基に、しばしば放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担のアンバランスが指摘されますが、それぞれのシステムの違いに起因するものであり、こうした指摘は事実と反すると考えます。 ・携帯電話は双方向の通信であり、利用者の携帯電話端末も電波を送受信する無線局であり、電波利用料が課せられています。電波利用料の歳入における携帯電話事業者の負担額には、携帯電話事業者自身が運用する無線局にかかる利用料に加え、携帯電話ユーザーから徴収する利用料も含まれています。1億3000万台を超える携帯電話端末にかかる利用料の合計が膨大なため、携帯電話事業者を通じて納付される電波利用料の見かけ上大きくなっています。 ・一方、放送は単方向の送信を基本としています。テレビ受信機は無線局ではないため電波利用料の徴収対象にはなっていません。この結果、電波利用料の歳入における放送事業者の負担額は、放送事業者（送信側）のみが負担しているため、携帯電話事業者に比べて、放送事業者の負担額が小さく見えるというのが実情です。こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスと指摘が当たらないことは明白です。 【株式会社テレビ朝日】
32	1. 電波利用共益事務の在り方			電波利用料の使途は、費用を負担している無線局免許人全体の受益に真に必要な場合に限定するとともに、現在の全体の歳出規模が増えないよう要望します。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			放送事業者は、国策である地上テレビ放送のデジタル化については、自らも膨大な費用を負担して取り組み、完遂した結果、周波数帯域を2/3に圧縮して、1/3は通信事業者等に解放されました。このほか、放送事業者は、地上デジタル放送のホワイトスペースを他システムと共用すると周波数再編に対応し、経済的価値が高いとされる周波数帯域の有効利用に貢献してきました。 NHKは、視聴者が負担する受信料によって運営されている公共放送であり、電波の利用によって利益を得る企業とは基本的に性格は異なります。NHKは、あまねく全国に、豊かで良い放送番組を届け、また、災害時には必要な情報を迅速かつ的確に提供するなど、放送法で規定された公共放送としての使命があり、その責務を果たしてきています。今後とも、いかなる災害時にも放送を継続できるよう、機能強化の投資を積極的に行うなど、公共放送としての使命の達成に向けて取り組んでゆきます。 現行の電波利用料の「基本方針」では、料額の算定に当たって各無線システムの特性を勘案した方法（特性係数）を採用しています。国民共有の財産である電波の適正かつ有効な利用を確保する観点から、地上デジタル放送の特性係数については、周波数共用形態や放送事業の有する公共性について今後とも十分に考慮されることを要望します。また、「電波の経済的価値」の考え方は、営利を目的としないNHKの電波利用の趣旨とはそぐわない部分があるので、その一層の拡大には賛成できません。電波利用料の見直しによって、NHKの負担増につながることをないよう要望します。 【日本放送協会】
33	1. 電波利用共益事務の在り方			【検討課題（電波利用共益事務の内容や歳出規模）に対する意見】 電波利用料は基本的に電波の適正な利用の確保のための財源であり現状通りに「電波利用の共益費用」としてとらえられるべきでその他の目的に使用するのとは適当ではないと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		東日本大震災発生時に民放は視聴者に必要な情報を確実に伝えるために『CMをカットして』災害放送を継続することに力を注ぎました。屋外での情報取得の手段として頼りになるはずの『携帯』は発信規制がかかりパケット通信（メールによるデータ通信）についても遅れて届くという状況でした。これに対してラジオとフジセグの放送は確実に視聴者に届きました。放送については再免申請時に『安全・信頼性の向上』『災害時の対応』を求められております。公共的な使命を担う放送に対して経済的価値を過度に反映した電波利用料を適用することには賛成できません。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方	エリア拡大について言えば『携帯』は基地局建設により確実に収入増となりますが『民間放送』はその収益構造が異なるために難視聴地区で中継局を建設しても収入増につながるというものではありません。中継局の建設については国の支援を受けて利益を上げているという指摘がありますが、公共的な使命を果たすためにあまねく努力義務に基づき当初のアナログエリアの外で対策を進めて視聴者保護に努めているというのが実情です。 電波利用料の約7割を携帯電話事業者が負担していますが、実際は端末利用者の負担割合が大きく送信側の放送事業者のみが負担する放送とは単純に比較できません。 放送については国民の生命、財産の保護に寄与するものとしてその公共性を勘案し現状通りの軽減係数を適用すべきと考えます。

		(3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	地上テレビ放送用周波数内のホワイトスペースの利用についてはすでに福島県南相馬市において17箇所のエリア放送が開局しているという実績があります。これについては住民に災害情報を提供するという理念に賛同し推進を図るために福島県内の民放として積極的に同意を与えたという経緯があります。 また、特定ラジオマイク等の周波数再編についても具体的に進捗しており、国民共有の財産である電波についてその有効利用は確実に進んでいると考えております。 地上テレビ放送のデジタル化にあたっては130MHzの帯域を国に返却しており、電波利用料については料金を上げるよりもむしろ低減の方向に向かうべきと考えます。
				【株式会社福島中央テレビ】
34	1. 電波利用共益事務の在り方			【検討課題に対する意見】 電波利用料は、電波利用の共益費用であり、無線局の免許人がその期間に必要な費用を負担している現行制度は適切であり、引き続き、電波の適正な利用の確保を目的としてみ活用されるべき。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	特定地上基幹放送局は、災害放送等によって、広く国民の生命・財産の保護に著しく寄与し、また、放送対象地域内は、分け隔てなくユニバーサルサービスを実現することを責務としているという公共性を勘案すると、負担額の軽減措置は、当然必要。
	3. その他			【その他】 民間放送事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見があるが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して納付額の多寡を論じるべきものではない。
				【株式会社テレビ西日本】
35	1. 電波利用共益事務の在り方			【検討課題(電波利用共益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・電波利用料を活用し電波利用共益事務を実施する現行制度は、適正なものであると考えます。また、その使途についても電波の適正な利用の確保という観点から問題ないものと考えます。今後も電波利用料は、電波利用共益事務のみで使用するべきもので、これ以外の使途に充てるべきものではありません。 また、歳入、歳出規模はともに抑制的にすべきです。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方		・平成23年の電波法改正により、電波利用料額の算定に経済的価値をより反映させた結果、負担が380億円から455億円と増額することとなりましたが、今回の見直しで、さらにこれを進めることには賛成できません。 ・経済的価値の反映を過度に進めることは、国民の安心・安全につながる公共性の高い無線システムを排除する事にもなりかねません。高収益の無線システムばかりが存続するようでは、国民の不利益につながるものと考えます。電波利用料制度の設計は、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮しバランスを取っていくことが肝要と考えます。 ・放送事業者は、先の震災に際しても、緊急報道番組を長時間にわたり放送し、被災者及び国民に有益な情報の提供に努めました。当然のことながら震災発生時から被災地へ赴いて取材を行い、今現在も現地での取材活動を継続し報道を行っており、被災地の復旧の一助となるよう心がけています。このように採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切です。 □
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送局は放送法に基づき国民の安心・安全確保のため様々な努力をしてきており、放送の電波利用料に関する軽減措置(特性係数)は、適切なものであり今後も維持すべきと考えます。 ・この特性係数は、法律に定められた①「国民の電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されており適切と考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・電波利用料の見直しに関する検討会の中で、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、こうした指摘は当たらないと考えます。 携帯電話事業者は、自身が運用する無線局のほか、利用者が購入し使用する1億4千万台を超える携帯電話端末の電波利用料を併せて支払っています。ただし、この携帯電話端末の電波利用料は、利用者から徴収しているもので、携帯電話事業者ではなく利用者が負担しているものです。このため携帯電話事業者から納付される電波利用料が、見かけ上膨大な金額となっています。 これに対し、テレビ視聴者・ラジオ聴取者の受信機は無線局ではないため電波利用料の支払いはありません。つまり、放送においては、放送事業者のみが自身の無線局の電波利用料を納付するのみで、利用者は負担していません。 以上のように、放送事業者と携帯電話事業者の電波利用料の負担構造が異なるため、その額だけで比較し論じるべきではなく、放送事業者と携帯電話事業者の負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明かです。
				【RKB毎日放送株式会社】
36	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			九州・四国・山口県を合わせた面積に相当する広大な北海道にあまねく放送波を届けるためテレビ北海道は115の中継局を整備して安定放送に努めている。今後、未設置地域に中継局を建設する予定もあり、中継局数の多さからすでに多額の電波利用料負担となっている。デジタル化に伴う減価償却負担が当分の間続く上に、地上波テレビの広告収入が今後わずかな成長しか期待できない見通しであることを考え合わせると、放送法の理念(「国民への電波利用の普及に関わる責務」や「国民の生命・財産の保護に著しく寄与する」)を遂行するために現在の特性係数の維持は最低限の必須措置であり、今後も継続すべきである。民間放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘があるが、民間放送事業と携帯電話事業との負担の仕組みの差異があり、同一に論じることはできないと考える。
				【株式会社テレビ北海道】
37				漁業指導監督用海岸局に対する電波利用料の減免要望について 漁業指導監督用海岸局(連絡回線用の固定局を含む。以下同じ)は、都道府県が自ら無線設備を整備し、あるいは漁業用海岸局の無線設備を共用して開設している無線局であり、電波法においても公共業務用無線局として位置づけられており、漁業用船舶局を通信の相手方とし、それぞれの都道府県下における漁業に関する指導監督の通信を行うとともに漁船と漁民の安全確保、海上における災害防止等の公共の通信業務を行なっています。 最近では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、全国の漁業指導監督用海岸局と連携をとり、人命の救助・捜索等に公共業務用無線局としての役割を果たすとともに自然災害に関する情報周知の徹底を図っています。 また、北朝鮮による飛翔体(ミサイル)関係情報への対応など、我が国の漁船と漁民の安全確保、災害防止に努めております。 このように公共性の高い業務を遂行している漁業指導監督用海岸局について、電波利用料の減免措置を講じていただきたく、お願い申し上げます。
				【一般社団法人全国漁業無線協会】
38	1. 電波利用共益事務の在り方			・電波の適正な利用の確保に関して、無線局全体の受益を目的とし、その受益者である無線局免許人が「公平に負担をする現行制度は適切と考えます。またその主旨に鑑み、使途は電波利用共益事務の範囲に限られるべきであります。 ・国民の安心・安全を守るための電波利用を推進していく上で、災害時等における電波の確保を目的とする無線局の災害対策事業に対し、適切な支援がおこなわれる必要があると考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方		・我々放送事業者は、自然災害や事件事故が発生した際には国民の安心・安全の確保のための情報を提供する使命を担っており、現に東日本大震災の際には経済性を度外視して長期間にわたって緊急報道をおこなっています。よって放送に対して、その経済的価値ばかりを過度に反映させることは不適切です。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・前述のように放送は国民の生命、財産の保護に著しく寄与するものであり、引き続きその責務を遂行していく上で、電波利用料にかかる特性係数は今後も維持される必要があります。
				【山口放送株式会社】
39	1. 電波利用共益事務の在り方			・電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用共益事務以外の支出に充てるべきではないと考えます。 勿論、歳出・歳入それぞれの総額は一致するよう設計すべきと考えます。

	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			・南海放送では、「南海トラフ地震」発生の可能性を鑑み、単独個社によるBCP(事業継続計画)について多方面から検証し、緊急報道体制の組織構築、その維持計画を策定中です。 と、同時にこの4月1日付で『緊急時の四国4社のラジオ・テレビ放送継続のための相互援助に関する申し合わせ』協定を発効しており、四国放送、西日本放送、高知放送とともに、四国4社による協力連携体制を作り上げました。 このように、放送が担っている公共性を十分に認識し、日常的な災害報道や、大災害時であっても放送を継続するための取り組みを真摯に行っています。 次期電波利用料額の見直しにあたっては、こうした点を十分勘案しておこなうべきと考えます。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方			・電波の経済的価値の反映が電波利用制度の中で重要視されてきましたが、それ以前の大切な「前提」があることを忘れてはいけません。即ち、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムがまず先にあるという事です。 さきの東日本大震災での「放送」の果たした役割をみればそれは明らかです。高い収益をあげる電波利用システムばかりが優先され存続した場合は、国民に結果的に不利益がもたらされます。社会的配慮とバランスある差配をお願いいたします。 ・3年ごとに電波利用料の制度チェックをおこなうことに異論はありませんが、ローカル局にとって、しかも当社のようなラジオをもった兼営局にとってはその3年ごとに見直しにより大きく制度が変動するなど、料額増加が生じることば「経営上」の不確定要素となることもありますので、ローカル局への慎重な配慮をお願いいたします。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方			・再免許申請に於いても、今後更に送信予備機や予備システムの完備要求があり当社もそうしたことの取り組みを間断なく考えております。受信障害解消のための「リバック」などにより電波の有効利用にも貢献してきたと自負しています。さらに地域情報を伝えるための番組制作に必要な700MHz帯のFPU・特定ラジオマイクの移行についても取り組んでいます。 ・冒頭述べましたが、南海放送では四国4県が連携して災害報道に立ち向かうべく放送の継続体制構築に取り組んでいます。こうした公共性を担っている放送に対しては、公的機関等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。
40	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用負担に関する意見】 ・放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスという指摘があるそうですが、この2業種にはそもそも負担の仕組みの差異があり、その上に「報道部門」などの情報収集と分析能力のあるなしなど、根本的には違う業種であると考えます。
	1. 電波利用公益事務の在り方			【南海放送株式会社】 【検討課題(元気・便利・安全等、より強化すべき事項)に対する意見】 ・情報機器・インバータ搭載機器等の普及により、電波の受信環境は悪化する一方です。国民の安心・安全を確保するため、受信環境改善に関する調査・研究に取り組むべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・電波の経済的価値の反映を過度に進めることには賛成できません。 ・電波の経済的価値の反映を追及するあまり、高い収益性をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高いシステムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ることになると考えます。 ・東日本大震災において、民放事業者は、発災後ただちに緊急報道体制をとり、長期にわたり、被災者、国民への情報提供に努め、自ら被災しながらも採算を度外視して報道を行いました。弊社も原爆投下による悲惨さや今もなお続く苦しみ、環境破壊など様々な観点から国内はもとより世界に情報を発信し続けております。また平時、災害時を問わずライフライン情報を放送対象地域に発信しております。こうした「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を科すことは不適切と考えます。 ・経済的価値を過度に反映し、想定外の料額増加が生じることが、無線システムを利用して事業を行う免許人にとって、経営上の大きな問題であり、慎重に検討すべき事項と考えます。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方		・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・周波数移行の過渡期や移行後において、移行する免許人の電波利用料負担額が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方		・放送の電波利用料に係る特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。 ・弊社は、デジタル放送への完全移行後の現在も設備の信頼性改善、近隣県からの混信回避を目的とした補完局の新たな設置、新たな難視聴対策など、国民に放送が安定にあまねく伝わるよう様々な努力を継続しているところです。たとえば、ラジオやテレビのSTLは周波数が高く降雨減衰などの影響を受けやすく、音質・画質劣化などの元となっています。これらを改善すべく予備回線を構築しさらにネットワークの安定化に向けて様々な手法を検討しています。また、他地域からの同一周波数による季節的フージングによる混信対策として該当地区の協力を得ながら混信量を削減したり、補完局を設置、キャンセラーなどのハードを追加しています。アナログ放送時代と同等の安定したネットワーク構築にはまだまだ時間が必要と考えます。
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	② スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム		・スマートメーターやM2Mシステムの電波利用料額を安くすべきとの指摘は不適当と考えます。これらのシステムは利用者の環境により、電波利用の時間や頻度が異なってくる。現在は頻度が少なくても、将来的にはどのように変化するかわかりません。このような利用者都合により料額を決めた場合、公平性の確保が難しくなると考えます。
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム		・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースにより、エリア放送や特定ラジオマイクの利用等周波数共用による電波の有効利用が促進されております。地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用の環境も考慮すべき事項と考えます。
41	1. 電波利用公益事務の在り方			【株式会社中国放送】 【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・電波利用料の使途(電波利用公益事務)は、電波法第103条の2第4項において限定列挙されており明確化されています。現行制度と運用については適切と考えており、電波利用公益事務以外の使途に充てるべきでは無いと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・基本的に電波利用料制度は【電波の適正な利用の確保が目的】であり、その事務費用を免許人に求めるものです。したがって、税金とは異なる性格を持ち、電波の経済的価値の反映を強化することには賛成できません。 ・有料サービスで多数の無線局(顧客)を抱える通信事業者や無料で多数の受信者に対して行う無線局(放送局)など、多様な無線システムの中で公平な電波利用料制度を適用するには難しい問題があります。放送法が改正されて、放送局には安心・信頼性基準への厳格な適合が求められています。また、民間放送局であっても緊急時には経済的活動を休止して緊急報道体制をとり、国民への情報提供を行います。このような公共的使命を果たす無線局(放送局)に対して、経済的価値を過度に反映することは不適切と考えます。 ・放送事業者において、電波利用料は軽微な負担ではありません。電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの精度の見直しで想定外の費用増となる事は、経営計画において避けるべき事態であり慎重にお願いしたいと考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方		・放送局の電波利用料にかかる特性係数は、営利事業のみならず放送法における【あまねく努力義務】や【災害放送義務、公職選挙法:選挙放送】として、無線局の特性に応じて適用されています。これについて極めて妥当な措置と考えており、今後も継続するべきと考えます。
	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム		・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、周波数利用の為に特定ラジオマイク等の導入もすでに計画が具体化しています。デジタル化で返納して帯域を空けた上に、さらなる周波数の効率的な運用を進めていることに関して、地上テレビ放送の料額算定には特別な配慮をお願いしたいと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			【株式会社テレビ新潟放送網】 北海道は国土の22%も占めるエリアです。この広大なエリアに放送を届けるため、現状156局の中継局で全道をカバーしています。このような中継局の多さからローカルの放送事業者にとっては多額の電波利用料を負担しています。これに加え、今後のテレビ広告収入の伸びが厳しい見通しであること、デジタル化に伴う減価償却費負担が当分の間続くこと、数年後には社屋を含めた新たな設備投資が控えていることなどを考えると、経営的には楽観視できる状況にありません。今後も基幹放送事業者として、国民の安心、安全を守り、テレビの公共性、視聴者保護を担保していく責務を負っています。安定した放送を継続するために、無線局の特性に応じて適用される軽減係数(特性係数)は今後も維持されるべきものであると考えます。
43	1. 電波利用公益事務の在り方			【北海道テレビ放送株式会社】 【電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波公益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切】 ・歳入と歳出は一致するように設計すべきで、その使途は限定的なものと、抑制的にすべきである。そのため、電波利用料を公益事務以外の支出に充てるべきではない。

	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			【電波利用料制度で、電波の経済的価値を過度に進めることには反対する】 ・電波利用料制度は、公共性を重視し、さまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮することが重要。過度な経済的価値の追求により、ついでに競争入札いわゆる「電波オークション」のような考え方は、収益性の高い電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるようになり、結果的に国民は不利益を被ることになる。 したがって、経済的価値を過度に進めることには反対する。
				【放送と携帯電話の利用負担がアンバランスだという指摘は当たらない】 ・放送と携帯電話では、そもそも電波の利用方法に違いがある。携帯電話は双方向の通信で、携帯電話端末からも電波を出すことから、携帯電話端末にも電波利用料が課せられている。そのため携帯電話端末の普及数が電波利用料の総額を大きくしているが、これは事業者だけが支払っているのではなく、契約者（国民）も負担している。一方で、放送は電波を出しているのは事業者だけなので、事業者は電波利用料を負担しているが、利用者（受信者）は無線局ではないので電波利用料の負担はない。そのため、電波利用料の負担額が少なく見える。したがって、アンバランスだという指摘には合理性がないと考える。 ・放送の電波利用にかかる特定係数は、「国民への電波利用の普及に係る責務等（あまねく）」と「国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの（災害放送義務）」の2つを考慮され規定されている。これは適切な措置であり、今後も維持すべきと考える。
				【東北放送株式会社】
44	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題（電波利用公益事務の内容や歳出規模に対する意見）】 現在の制度の枠組みは適切であり、電波利用公益事務以外の使途に充てるべきではないと考えます。また、歳入、歳出の規模は抑制的にするべきであると考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		平成23年の電波法改正で、電波の経済的価値の反映が強まったところですが、これを過度に進めることには賛成できません。 高い収益をあげる電波利用システムのみが存続し、公共性の高い、国民の安全・安心につながる無線システムの存続が危うくなるようなことがあると、結果的に国民が不利益を被ることとなると考えます。 東日本大震災や阪神淡路大震災の発生時には、被災地をはじめとする民間放送事業者は緊急報道体制をとり、長期間にわたり被災者、国民への情報提供を行ってきました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対して経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは適切ではないと考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	この料額設定は妥当なものと考えます。放送事業者は3.9世代移動通信システムの導入を可能にするため、700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯／2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めているところです。円滑で迅速な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後にFPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方	放送の電波利用料にかかる特性係数は、法定の「国民への電波利用の普及に係る責務等」（放送法で定める「あまねく努力義務」）、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法で定める災害放送義務、公職選挙法、で定める選挙放送）の2点を勘案して規定されているものであり、これは適切な措置であり、今後も維持すべきものであると考えます。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務としてエリア放送がすでに相当数開局した他、特定ラジオマイクなどの導入も具体化していて周波数の共用による電波の有効利用が進んでいます。このような情勢変化をふまえ、地上テレビ放送の料額算定には、周波数共用を勘案する必要があると考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に対する意見】 携帯電話は電波を送受信する無線局です。従って携帯端末に対しては一台ずつ電波利用料が課されており、利用者も契約料を通じて電波利用料を負担する仕組みです。利用料の納付は通信事業者が行いますので通信事業者が納める総額が非常に大きな金額となっているわけです。こうした仕組みそのものの違いを考慮せずに単純比較することは合理的とは言えないと考えます。 【その他】 民間放送事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などと比較する意見がありますが、電波利用料は税金ではありませんので、営業収益関連の指標と比較して納付額の多い少ないを論じるべきものとは思いません。
				【株式会社毎日放送】
45	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題に対する意見】 電波利用料を活用して、電波利用公益事務の費用に充てるために、無線局の免許人が、その期間に必要な費用を負担する現行制度の枠組みは適切と考えます。引き続き、電波の適正利用の確保を目的としてのみ活用されるべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		災害時において、民放事業者は、緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めております。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方	特定地上基幹放送局は、放送対象地域内において分け隔てなくユニバーサルサービスを実現することを責務としているほか、国民の生命、財産の保護に著しく寄与してきました。今後も同様の放送を実現する為と公共性を勘案すると、負担額の軽減措置は、適切であり、今後も維持すべきと考えます。
	3. その他			【その他】 民間放送事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などとを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して納付額の多寡を論じるべきものではないと考えます。
				【株式会社テレビ熊本】
46	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題（電波利用公益事務の内容や歳出規模）に対する意見】 ＊ 電波利用料は、『不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的とし行う事務（電波利用料公益事務）の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人に公平に分担していただく、いわゆる電波利用の公益費用として負担を求めるもの。』とあります。この意味で、電波利用公益事務以外の使途や、拡大解釈された使途がない限り、受益者の立場からみた現行制度の枠組みは適切と考えます。 ＊ 電波利用料の使途については、いたずらに追加・拡大することなく、十分に検討されるべきと考えます。無線局免許人としての受益は、現在免許を受けている電波の適正な利用の確保に関するものに限定すべきであり、「研究開発」のような使途は将来の受益を想定したものであるため、他の予算にて行われることが適切と考えます。 ＊ 歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		＊ 電波利用料額に電波の経済的価値を過度に反映させることには賛成できません。 ＊ 電波利用料は無線局全体の受益を直接の目的としていますが、最終的には国民の利益に達するものでなければならぬと考えます。したがって、制度設計にあたっては、無線局の目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが重要であり、電波の経済的価値のみならず、非常時や災害等の緊急時における国民の利益に対する貢献度（実績）も考慮されるべきと考えます。 ＊ 東日本大震災において、弊社では（弊社に限らず他社でも）発生直後からラジオ・テレビの緊急報道体制を取り、以後、長期間にわたり被災者、県民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切と考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	＊ 「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ＊ 3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯／2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。

		(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	* 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。
		(3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	* 地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用を勘案すべきものと考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 * 参考資料1-3における電波利用料負担額の比較のみで、利用料負担が不公平であるとの指摘は当たらないと考えます。 * 携帯電話は双方向の通信であり、利用者が所有する携帯電話端末にも電波利用料が課されています。携帯電話事業者が納付する電波利用料には、このユーザーの利用料も含まれているため、見かけ上の負担額が大きくなっていると認識しております。 一方、放送は単方向の送信でありテレビ受信機に電波利用料は課されないため、放送事業者(送信側)のみが電波利用料を負担しています。 * こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担が不公平との指摘は当たらないと考えます。 【その他】 * 民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきではないと考えます。
				【山形放送株式会社】
47	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		【検討課題に対する意見】 わが国においては、エネルギー基本計画にて、「2020年代の可能な限り早い時期に原則全ての需要家にスマートメーターの導入を目指す」との目標が設定され、当社としては、上記目標達成に向けたスマートメーターの早期導入を計画しています。 スマートメーターにおける通信は、固定されたスマートメーターから少量かつ低頻度のデータ(数千パケット/月程度)を通信するものであり、広範囲に移動しながら音声通信やインターネット接続を行う一般の携帯電話(平均数百万パケット/月)と比べて、電波の利用量がかなり少ないものと考えます。 また、スマートメーターの通信料は、月額数十円程度でなければ、費用面で厳しく、その場合において、現行の電波利用料が通信料に占める割合は3割程度と大変大きいものとなります。 つきましては、スマートメーターに組み込まれる1:N無線の通信装置の電波利用料は、使用している周波数幅や無線局での均等割とするのではなく、電波の利用量の差を考慮するなど、携帯電話よりも減額した料金の適用をお願いします。
				【九州電力株式会社】
48	1. 電波利用共益事務の在り方			電波利用料は、電波利用共益費用として、その使途を電波法に明記し、運用の透明性を確保する現行制度は適正と考えます。歳出は、歳入と一致するよう設計し、規模は抑制的にするべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方		電波利用額の算定について、平成23年度の利用料額改定では、すでに電波の経済的価値に応じて負担する部分を拡大しており、次期電波利用額の見直しにあたり、これ以上の経済的価値の反映は、公共性の高い無線システムまでもにも負担分が増え、結局は、国民の不利益につながってしまうと考えます。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方		無線システムの負担額の配分における特性の勘案事項において①国民への電波利用の普及に係わる責務②国民の生命、財産の保護に著しく寄与するものこの2つの事項は、放送法の定めによるものであり、この軽減措置は、今後も継続すべきものと考えます。
				【テレビ静岡】
49	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2)電波利用料の軽減措置の在り方		テレビをはじめとする放送局の電波利用料を引き上げるべきと考える なぜ放送局の電波利用料がこれほど安いのか不思議である。民放各局は広告収入が減少しているとはいえ、テレビ局の収入は莫大であり、従業員の給料は一般企業と比較して、あまりにも高額である。又、第4の権力といわれるほど国民に与える影響力は絶大であるため、放送法により、公正中立な報道が義務付けられている。にもかかわらず、放送内容は、ある特定企業・団体・国家・政党の利益を考えた放送に偏重しており、とても公正中立とはいえない。政治家もマスメディアの国民に対する影響力を気にするあまり、マスメディアに逆えず、電波利用料の引き上げができないのではないかとさえ勘ぐってしまう。 電波は国民の共有財産である。それを現民放各局は独占しているのであるから、電波利用料によって、国民・国家に寄与すべきと考える。
				【タナカ司法書士事務所】
50	1. 電波利用共益事務の在り方			【検討課題に対する意見】 「タクシー無線基地局のデジタルナロー化への円滑な移行のための環境整備」を使途対象に加えていただきたい。 タクシー無線局は、データ伝送速度の高速化と電波の有効利用を促進するため、平成28年5月末までに、占有周波数帯幅の狭帯域(1/2)化を図るデジタルナロー化移行を進めているところであるが、そのデジタル無線エリアを確保するためのデジタル基地局等の環境整備に、1タクシー事業者では負担できない膨大な費用が掛り、デジタルナロー化が進まない状況にある。 タクシーは、地域の公共交通として、高齢者の運送、地域経済の活性化、便利な暮らしと地域の安全・安心の見守り等を図る手段として、タクシー無線が利用されていることから、公共的事業のひとつである。 従って、ナロー化による電波の有効利用を促進し、地域の公共交通として使用するタクシー基地局のデジタルナロー化の環境整備を防災行政無線のデジタル化、携帯電話エリア整備事業と同様に電波利用共益事務の使途対象として、検討願いたい。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方		【検討課題に対する意見】
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方		デジタルタクシー無線局の電波利用料額について、軽減措置の適用を検討願いたい。 タクシー無線局は、平成28年5月末までにデジタルナロー化移行を進めているところである。デジタルタクシー無線局は、アナログ波の1/2以下の占有周波数帯幅の使用で電波の有効利用を促進している。 電波利用料額の算定にあたって、使用周波数帯幅等の経済的価値を反映した料額算定が行われているが、従来のアナログ波を使用するものと同額とすることは不公平となること、また電波の有効利用を促進するデジタルナロー化のインセンティブとすることからも、デジタルナロー波を使用するタクシー無線局への軽減措置を検討願いたい。
				【一般社団法人全国自動車無線連合会】
51	1. 電波利用共益事務の在り方			電波の公平かつ効率的な利用を確保する観点から、役割を終えた電波利用共益事務の使途分については、電波利用料の低減が図られることを要望いたします。また、電波利用料の使途をより一層明確化すると共に、実施内容の更なる効率化及び予算規模の適正化を図ることを要望いたします。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	山間地や離島などのエリアへの電気通信サービス及び災害対策用通信などの法令等に基づく通信については、公共性の高い用途であることから、電波利用料減免措置の適用の継続及び適用拡大を含めた値下げを要望いたします。
	3. その他		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収については、利用可能エリアの拡大など公衆無線LAN事業の発展の妨げになる可能性があることから、現行どおり電波利用料を徴収しないことを要望いたします。
				【西日本電信電話株式会社】
52	1. 電波利用共益事務の在り方			・電波利用共益事務費用を受益者である無線局の免許人が公平に分担するという現行の電波利用料制度の基本的な枠組みは適切であり、堅持すべきと考えます。 ・電波利用料の歳出規模については、免許人全体の負担を軽減するためにも、内容について十分精査して透明性と効率性を確保するとともに、あらかじめ上限を設定するなどして、総額を抑制する努力が必要と考えます。

	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・電波利用料制度において、平成17年度に電波の経済的価値に応じて負担する考え方が導入されて以来、このウェイトが強まる傾向にあります。(電波の経済的価値の向上につながる費用:恒常的な業務に係る費用は、平成17年～19年度平均＝3.7、平成20年～22年度平均＝6.5、平成23年～25年度平均＝9.5)。この傾向が引き過ぎれば、公共の利益のためにも電波を利用している免許人に必要以上の負担を与えるほか、事業継続上の不安定要因にもなる恐れがあります。前述したように、電波利用料制度の基本的な枠組みは、「公益事務費用」であり、経済的価値を反映させることは、本来の制度趣旨にそぐわないと考えます。いま一度基本に立ち返った議論がなされるよう要望します。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・周波数の有効利用のため、デジタル化により利用周波数を圧縮して返還したり、他の周波数への移行を要請に応じたりした免許人について、電波利用料を軽減するなど、料額算定に一定の配慮を講じることは、妥当な措置と考えます。 ・地上テレビ放送事業者は、周波数の有効利用に資する目的でデジタル化を遂行しアナログ放送用周波数を返還しましたが、その後も平成24年7月にリバックを完了し、さらなる周波数返還に及んでいますので、今回の見直しにあたっては、この返還分を料額算定に反映いただくよう要望します。 ・また、地上テレビ放送事業者は現在、携帯電話用周波数を確保のため、700MHz帯の放送事業用FPUと特定ラジオマイクを他の帯域へ移行させる計画に協力中です。移行期間中には、新旧周波数を並行運用する等の状況が考えられますが、これによって電波利用料が急増することのないよう要望します。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送事業者の料額については、「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して特性係数が措置されています。放送事業者に災害放送やあまねく普及等が法的に義務付けられていることを考えれば適切な措置であり、これを変更する特段の理由は見当たらず、今後も継続すべきと考えます。 ・放送事業者は災害放送においては、東日本大震災発生直後から長時間にわたって採算度外視で報道特別番組を編成するなど、国民に必需の情報を提供するライフラインとしての役割を果たしています。 ・また、あまねく普及について、放送事業者は加入電話におけるユニバーサルサービス制度のように、その負担金の一部をユーザーから徴収することなく、自助努力で行うなど公共的責務に對し不断の努力を続けていることも考慮していただくよう要望します。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・ホワイトスペース利用のように、1つの周波数帯を複数の免許人で利用する場合においては、周波数を有効に利用するインセンティブを免許人に与えるためにも、例えば複数免許人の間で電波利用料を応分負担し合う等の措置をとることが妥当と考えます。 ・地上デジタル放送用周波数帯においては、「ホワイトスペース利用システムの共用方針」等に基づき、既に複数のエリア放送が利用を開始しているほか、特定ラジオマイクの利用も予定されています。
53	1. 電波利用公益事務の在り方			・放送事業者の電波利用料額が、その売上額に比較して少ないとの指摘があるようですが、電波利用料の基本的枠組みは公益費用の公平分担であり、売上や利益と関連を有するものではありません。免許人の売上と料額を連動させることは、電波利用料制度を「税制」に変更することにほかならず、賛成できません。 また、「電波利用料」という名称が、売上や利益との相関を連想させている面がありますので、例えば「電波監理料」「電波共益費」といった名称への変更も検討に値すると考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・放送事業者と携帯電話事業者の負担割合が公平性に欠けるとの指摘があるようですが、両者の負担の仕組みの相違を理解した上での議論が必要と考えます。 電波利用料は電波を発信する基地局単位で負担すべきもので、携帯電話端末1台1台に電波利用料が発生しています。したがって、携帯電話事業者の負担額は、自らの電波利用料と、端末契約ごとにユーザーも負担している電波利用料(1億台以上分)が合算されているため大きく見えており、放送事業者の負担額と単純比較はできないものと考えます。 【株式会社フジテレビジョン】
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用公益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 ・歳出・歳入の規模を縮小することも含めて検討し直すべきです。また、歳出・歳入それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・東日本大震災の発生にあたり、当社では長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることが経営上の不確定要素となりがねず、慎重に検討すべきと考えます。
3. その他		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のため、FPU免許人の電波利用料の負担が移行の過渡期に2重になったり、移行後も過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		・去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書(p25)に、電波利用料額の見直しの課題として「電波利用料の軽減措置の在り方」が挙げられていて、具体例に「国等の無線局の減免措置」が含まれています。例④として、「国等の無線局の減免措置」を追加すべきと考えます。 ・災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送に対しては、国等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。
				【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1～3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 ・放送は単方向の送信が基本です。視聴者はテレビ受信機を購入しますが、テレビ受信機は無線局ではないため、電波利用料は課されません。すなわち、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担しています。 ・こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。 【株式会社秋田放送】
54	1. 電波利用公益事務の在り方			【株式会社秋田放送】 【検討課題(電波利用公益事務の内容やその歳出規模)に対する意見】 ・電波利用公益事務の処理に要する費用として、その受益者である無線局の免許人に公平に負担を求めるという現行の制度は適切であると考えます。電波利用公益事務の内容は具体的に限定列挙されておりますが、電波利用が拡大している事や妨害や混信等の発生が複雑になっており、電波利用の良好な環境を維持するため十分な検討が必要と考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・平成23年の電波法改正で電波利用料制度における電波の経済的価値に応じて負担する部分が拡大されました。見直しにより、この負担が過度に拡大されることは慎重であるべきと考えます ・東日本大震災発生直後から民放各社は、被災地域だけでなく全国の視聴者に正確な情報を伝えるべく、特別番組を編成し全力を傾注して緊急事態に対応しました。経済的価値に応じて負担する部分の拡大が国民の安心・安全に寄与している「放送」に影響が出ることは避けなければならないと考えます。

		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・放送事業者は700MHz帯で運用している放送事業用FPUを、1.2GHz帯／2.3GHz帯へ移行すべく技術検討を進めています。周波数移行を順調に進めるために、FPU免許人の電波利用料の料額設定が移行の過渡期や移行後においても過度のものとならない様にするべきと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送は「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」に該当する無線システムとして、その公共性が勘案されています。放送の特性係数は適切な措置であり、これは今後とも維持していくべき措置であると考えます。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・地上デジタルテレビ放送用周波数のホワイトスペースの利用はさまざまなシステムが提案され、ホワイトスペースの有効利用が推進されつつあります。周波数共有により新たな電波利用の便益の付与や、安心・安全への寄与など変化がうまれつつあります。地上デジタルテレビ放送の料額設定にもこの様な変化を反映すべきであると考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・放送事業者と携帯電話事業者の電波利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。
55	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	【西日本放送株式会社】 ネット社会といわれる現代においても、非常災害時、被災者、国民が最も接触し、頼りにするメディアは「放送」であるということが、東日本大震災後の調査でも実証されました。特に、災害時におけるラジオの有用性は再認識されました。しかしラジオ、中でも中波ラジオは、広告費の減少など経営環境の悪化、都市難聴による受信環境の悪化、そして送信設備の老朽化など厳しい状況下にあります。こうした状況下においても、いつ起きるとも限らない災害に対し、ライフラインとしての公共的責務を果たすためには、「放送」の公共性等を勘案して規定されている現行の特性係数の堅持は、必須と考えます。
56	1. 電波利用公益事務の在り方			【株式会社文化放送】 【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・無線局免許人に負担を求める以上、電波利用公益事務の内容として適当かどうか、使途を精査することが必要です。3年ごとの見直しの際には、歳出・歳入の規模を縮小することも含めて検討し直すべきです。また、歳出・歳入それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に合う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになつては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・大災害発生に当たり、放送事業者は採算を度外視して国民への情報提供に努めます。こういう報道活動を行う無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となかねず、慎重に検討すべきと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法; あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法; 災害放送義務、公職選挙法; 選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。 ・テレビ大分では上記①のあまねく努力義務を果たすべく、68局のデジタル中継局を建設して受信環境を整えています。 ②については、甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震や大水害など県民の生命、財産の保護に関する情報を積極的に報道しております。緊急地震速報の高速化にも取り組むとともに、大災害時の放送継続計画も全力で取り組んでおります。以上のことから放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。
57	1. 電波利用公益事務の在り方			【株式会社テレビ大分】 【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・電波利用料制度が電波監視等の電波の適正な利用の確保に関し無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の費用(電波利用料制度)を受益者である無線局の免許人等に公平に負担を求める制度として導入されたことに鑑み、電波利用公益事務の内容やその歳出規模については、抑制的にすべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・電波利用料制度において、電波の経済的価値の反映が電波利用の経済的合理性を促進する面があることは否定しませんが、それを過度に進めることは、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムの排除に繋がりがかねず、賛成できません。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。周波数移行の促進等を勘案した料額設定においても、免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・電波利用料の軽減措置は、無線局の公共性や社会的意義に着目して適用することが適当と考えます。 ・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法; あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法; 災害放送義務、公職選挙法; 選挙放送)、の2点を勘案して規定されていますが、これは適切な措置であり、今後も維持すべきと考えます。 ・特に上記②に関しては、災害時における放送の役割の重要性・有効性が改めて認識されており、当社もその責任を果たすべく、設備の構築や他局との連携を含めた体制の整備に全力をあげて取り組んでいるところです。
	3. その他			・電波利用料は税ではなく、売上高や利益などの経営数値でもってその多寡を論じるべきではないと考えます。電波利用料を受益者である無線局の免許人等が負担するという、その性格は維持すべきです。 ・放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、その仕組みの差異から放送は事業者のみが負担し、携帯電話では事業者と利用者の双方が負担しており、こうした指摘は当たらないと考えます。 ・また、歳出の中で「地上デジタル放送総合対策」が最大の歳出項目とされていて歳入のアンバランスがより強調される形となっていますが、そもそもテレビのデジタル化は電波の有効利用のための国策であって、その対策費が放送事業者のための歳出であるかのような誤解を受けるのは適切ではないと考えます。
58	1. 電波利用公益事務の在り方			【北日本放送株式会社】 【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・電波利用料制度によって不法電波の監視や地デジへの円滑な移行のための環境整備等の財源が確保されており、国民の安心・安全につながる大切な制度と認識しています。「電波利用料制度」という制度本来の目的を見失って一般財源化などに使途の拡大がなされないよう望みます。 ・制度が導入された平成5年度には75億円だった電波利用料総額は平成24年度には745億円になっています。使途を電波利用料に限定して歳入および歳出計画ともに極力、抑制的にすべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・公共財である電波の利用について最大限に尊重されるべきことはその社会的意義です。当該の電波利用が長期にわたって安定的に国民の安心・安全にどう関わるかという判断基準が最優先されなければなりません。「どれだけの収益を期待できるか?」など経済的な側面を偏重することの無いよう希望します。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・放送局は700MHz帯のFPU、特定ラジオマイクについては、携帯電話会社のトラフィック増大のため、テレビ帯ホワイトスペース、1.2、2.3GHzへの周波数移行を行うことが既に定められています。特にFPUは常時運用する種類の無線機ではないものの、ロードレール等の番組制作に必須の機材です。しかしながら今回移行によって数種類の他システムと周波数を共用することとなり、かなり制限のある運用が見込まれています。また、移行後の帯域に関しても現状は同様の料額となっています。移行後の運用形態や円滑な移行への協力も鑑みていただき、配慮ある料額の設定を望みます。

		(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送事業者については「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点を勘案して負担軽減がなされています。これは適切な措置であり今後も維持されるべきと考えます。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方	③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	・東日本大震災では、当該地域の放送局は多大な損害を受けながらも、ネットワークの協力を受けて放送を確保しました。このような被災のあった無線局への減免に関しては、その配慮に感謝するものです。将来にわたってこうした柔軟な対応がなされるよう制度整備を望みます。
		(3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・テレビチャンネル帯でのホワイトスペースを活用する無線システムに関しては現在特定ラジオマイクとエリア放送との共用条件を慎重に検討しています。よって新たな参入者に関しては現行運用者に配慮し、料額設定含め慎重な扱いが必要と考えます。
	3. その他			【主な検討課題以外の課題】 (通信事業者の電波利用料負担額と比較して放送事業者の負担が小さいという指摘に対する意見) ・携帯電話は電波を送受信する無線局です。したがって携帯端末に対しては一台ずつ電波利用料が課されており、利用者が契約料を通じて電波利用料を負担する仕組みです。利用料の納付は通信事業者が行いますので通信事業者が納める総額が非常に大きな金額となっているわけです。こうした仕組みそのものの違いを考慮せずに単純比較することは合理的とは言えないと考えます。
				【株式会社TBSテレビ】
59	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳入規模)に対する意見】 ・電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用公益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 ・無線局免許人に負担を求める以上、電波利用公益事務の内容として適当かどうか、使途を精査することが必要です。3年ごとの見直しの際には、歳出・歳入の規模は抑制的にすべきであり、歳出・歳入それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			地上放送事業者は、地デジ移行によって合計130MHzの周波数を返上しています。さらに700MHz帯のFPU・特定ラジオマイクの移行や、受信障害解消のための「リバック」などによって、電波の有効利用に大きな貢献を果たし、その取り組みは現在も続いています。日本テレビは、放送が担っている公共性を十分に認識し、日々の災害報道や、大災害時であっても放送を継続するための体制構築にむけて系列局あげて取り組んでいるところです。次期電波利用料額の見直しにあたっては、これらの点を十分勘案しておこなうべきと考えます。
		(1)経済的価値の適正な反映の在り方		・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・東日本大震災の発災にあたり、日本テレビでは長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりがねず、慎重に検討すべきと考えます。
		(1)経済的価値の適正な反映の在り方	③周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のため、FPU免許人の電波利用料の負担が移行の過渡期に2重になったり、移行後も過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものです。 ・日本テレビでは、上記①について、あまねく努力義務を果たすべく、地デジ完全移行後も受信環境整備のため中継局の建設を継続しています。アナログ放送当時約100ヶ所だった中継局は現在約180ヶ所になっています。 ②については、「電波有効利用の促進に関する検討会」報告書(平成24年12月25日)のp3において「東日本大震災等の大規模災害時における避難、復旧活動等を通じ、社会インフラとしての無線システムの重要性・有効性が再認識され、災害に強い通信・社会インフラの整備が必要とされている」とあり、災害時における放送の役割の重要性・有効性が指摘されています。日本テレビは、系列局との連携のもと、甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震をはじめ、国民の生命・身体・財産の保護に関する情報を日々報道しています。緊急地震速報の高速化にもいち早く取り組みました。同時に、災害時に放送を継続してゆくための体制の構築にむけて系列局をあげて全力で取り組んでいるところです。
				【検討課題(2)の例に追加】 ・去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書(p25)に、電波利用料額の見直しの課題として「電波利用料の軽減措置の在り方」が挙げられていて、具体例に「国等の無線局の減免措置」が含まれています。例④として、「国等の無線局の減免措置」を追加すべきと考えます。 ・災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送に対しては、国等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1～3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。
				【日本テレビ放送網株式会社】
60	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題に対する意見】 電波利用料の使途に関しては、電波利用の公益事務に係る費用の範囲で無線局全体として負担し合うものであるため、現行の電波利用料公益事務の内容は適切と考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方		電波利用料制度において経済的価値の反映を過度に進めることには賛成できません。テレビ放送は非常災害時の重要なインフラとしての役割を担っており、2年前の東日本大震災の時には長期間にわたり、採算を度外視して報道活動を行い、被災地の視聴者や国民の皆様に情報を提供し続けました。電波利用料の見直しに際しては慎重な対応をお願いいたします。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方		放送の電波利用料にかかる特性係数は適切と考えます。①「国民への電波利用の普及に係る責務等」②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」の2点は放送の公共性を勘案して妥当なものと考えます。今回の制度見直しにおいても、この特性係数は継続すべきものと考えます。
	3. その他		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	今後、無線での通信トラフィックが増え、更なる電波共益費用が発生する可能性があります。無線LAN基地局にも一定の基準の下で電波利用料を徴収する方式を検討するべきと考えます。
				【その他】 電波利用料は事業を営む者の税金的なものではなく電波利用の共益費用であるため、その事業の売上高や利益と比較して論ずるものではありません。
				【中京テレビ放送株式会社】
61	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳入規模)に対する意見】 ・電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用公益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 ・無線局免許人に負担を求める以上、電波利用公益事務の内容として適当かどうか、使途を精査することが必要です。3年ごとの見直しの際には、歳出・歳入の規模を縮小することも含めて検討し直すべきです。また、歳出・歳入それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。

	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			地上放送事業者は、地デジ移行によって合計130MHzの周波数を返上しています。さらに700MHz帯のFPU・特定ラジオマイクの移行や、受信障害解消のための「リバック」などによって、電波の有効利用に大きな貢献を果たし、その取り組みは現在も続いています。 放送事業者は、放送が担っている公共性を十分に認識し、日々の災害報道や、大災害時であっても放送を継続するための体制構築にむけて局をあげて取り組んでいるところです。次期電波利用料額の見直しにあたっては、これらの点を十分勘案しておこなうべきと考えます。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方			・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・県内の水害等発災時において、福井放送では長期間にわたり緊急報道体制をとり、県民への情報提供に努めました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりがねず、慎重に検討すべきと考えます。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方		・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のため、FPU免許人の電波利用料の負担が移行の過渡期に2重になったり、移行後も過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方		・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方			【検討課題(2)の例に追加】 ・去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書(p25)に、電波利用料額の見直しの課題として「電波利用料の軽減措置の在り方」が挙げられていて、具体例に「国等の無線局の減免措置」が含まれています。例④として、「国等の無線局の減免措置」を追加すべきと考えます。 ・災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送に対しては、国等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1～3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などとを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。この件に関し広く一般に周知及び理解を求めるよう要望します。
				【福井放送株式会社】 【検討課題(電波利用料利益事務の内容や歳出規模に対する意見)】 ・電波監視業務や電波遮蔽対策事業など、電波利用に関する環境整備等に関する費用を無線局の免許人から徴収し、電波利用利益事務費として利用する現行の制度は、より円滑な電波の利用を促進する大切な制度であると考えております。電波利用利益事務の費用という制度本来の目的に沿った使途を今後も維持継続すべきと考えます。 ・ラジオ事業者は大変厳しい経営環境の中、災害時という非常時への備えのみならず、平常時から地域に向けて正しい情報を安定的に届ける役割を担っております。今後の電波利用料の検討にあたっては、ラジオ事業者に過度な負担とならないような設計をお願いいたします。また歳入・歳出の規模は、更なる見直しの中で抑制的にするとともに、歳入歳出それぞれの総額が一致するよう設計すべきと考えます。
62	1. 電波利用利益事務の在り方			【検討課題(電波利用料利益事務の内容や歳出規模に対する意見)】 ・電波監視業務や電波遮蔽対策事業など、電波利用に関する環境整備等に関する費用を無線局の免許人から徴収し、電波利用利益事務費として利用する現行の制度は、より円滑な電波の利用を促進する大切な制度であると考えております。電波利用利益事務の費用という制度本来の目的に沿った使途を今後も維持継続すべきと考えます。 ・ラジオ事業者は大変厳しい経営環境の中、災害時という非常時への備えのみならず、平常時から地域に向けて正しい情報を安定的に届ける役割を担っております。今後の電波利用料の検討にあたっては、ラジオ事業者に過度な負担とならないような設計をお願いいたします。また歳入・歳出の規模は、更なる見直しの中で抑制的にするとともに、歳入歳出それぞれの総額が一致するよう設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・電波利用料制度において、電波の経済的価値の反映が強まる傾向にありますが、経済的な価値を追求するあまり、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的には、国民が不利益を被ると考えます。 - 電波利用料制度の設計には、放送の持つ社会的意義を十分に配慮する必要があると考えます。 - 先の東日本大震災において、被災地の放送局とともに、多くの放送局が、長時間、長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めております。大きな災害が発生した際には、採算を度外視して地域に向けた重要な情報提供を行う放送の無線システムに、経済的価値に偏重した電波利用料を課すことは不適切であると考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送事業者に対しては、「国民への電波利用の普及に係る責務等」(あまねく努力義務)、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(災害放送義務等)の2点を勘案して負担の軽減措置がとられております。これは適切な措置であり、今後も維持継続すべきと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	・東日本大震災のような災害時に対し、被災した無線局に対して減免を可能とする措置を設けることは適切であると考えます。
	3. その他			【おもな検討課題以外の課題について】 ・放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見 放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、これについては、放送事業者と携帯電話事業者の負担についての仕組みが違ふことから、この指摘は当たらないと考えております。 携帯電話事業者が扱う携帯電話は、電波を送受する無線局として、携帯電話ごとに電波利用料が課せられており、利用料も契約料を通して電波利用料を負担する仕組みになっていることから、携帯電話事業者が納める総額が非常に大きな金額になっていると理解しております。 こうした負担の仕組みを考えれば、両者がアンバランスであるとの指摘が当たらないことは、明らかであると考えます。
63	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		【株式会社TBSラジオ & コミュニケーションズ】 次期電波利用料について、今後導入が見込まれる新たな電波利用システムが考慮され、電波のより一層の有効利用に資する料額設定が検討されることに賛同します。 「② スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム」については、以下の通りと考えます。 □ M2Mはエネルギー・医療・物流・自動車などの様々な分野において急速に市場が拡大することが予測されている。 □ M2Mの中でも、既に全世界に普及しており帯カバー率が非常に高い状況に至っている携帯電話のネットワークを有効に活用できるオプションが必要であるが、そのサービスに課せられている相対的に高額な電波利用料は、日本におけるM2M普及と産業の立ち上がり大きく阻害する可能性が高い。 □ 中でもスマートメーターは喫緊の課題となるが、スマートメーター向けの電波利用料は減免する必要がある。 □ 東京電力は「総合特別事業計画」に基づいて2018年度までに約1700万戸のスマートメーターを集中導入する計画であるが、この普及が進めば、日本のM2M市場が一挙に拡大することが期待されるものの、現行の電波利用料の料額設定がスマートメーターに適用された場合、携帯電話等の公衆網を利用するスマートメーターの場合、想定される利用料金に対して電波利用料の割合が高くなるため、M2M市場の要諦となるスマートメーター普及の障害となる。 □ 東京電力のスマートメーターは政府国際調達対象案件であるが、電波利用料負担は国際スマートメーター調達の側面から日本の特異な事案となる可能性がある。

				【クアルコムジャパン株式会社】
64	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題に対する意見】 国から平成27年3月末までの暫定的なサービスとして各ケーブルテレビ事業者へ要請がなされたデジアナ変換サービスは、電波利用料を財源に行われた地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備の一環として、各ケーブルテレビ事業者へ装置導入の補助事業が行われました。 デジアナ変換サービスを円滑に終了させるために、各ケーブルテレビ事業者が主体となり取り組んでいるところですが、平成24年7月25日付情報通信審議会の答申「地上デジタル放送の活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」の提言では、「総務省は、ケーブルテレビ事業者に対するデジアナ変換サービスの導入を要請した経緯を踏まえ、当該サービスの終了にあたっては、地方公共団体等の協力を得ながら、周知広報の徹底に務める必要がある。」と提言されています。このことから、平成27年度のデジアナ変換サービスの円滑な終了のための周知広報予算について、平成26～28年度に必要となる電波利用公益事務の用途として充てるべきと考えます。
				【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】
65	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題（電波利用公益事務の内容や歳出規模）に対する意見】 ・電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波公益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用公益事務以外の支出（使途）に充てるべきではありません。
	2. 次期電波利用料の見直しの在り方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方	・「電波有効利用の促進に関する検討会」報告書（平成24年12月25日）の3頁に「東日本大震災等の大規模災害時における避難、復旧活動等を通じ、社会インフラとしての無線システムの重要性・有効性が再認識され、災害に強い通信・放送インフラの整備が必要とされている」とあり、放送は極めて高い公共性を有する社会基盤の一つと定義・期待されています。放送法で「放送設備の安全・信頼性の確保」を義務付け、それに対応すべく設備・維持を行っている事からも、放送の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものと考えます。
				【株式会社山梨放送】
66	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムは、その有用性と電波の経済的価値（周波数幅、周波数の逼迫状況など）とは必ずしも比較の対象とはならないものです。 電波利用料制度における電波の経済的価値が、利用料の料金に与える度合いを強めることは、ひいては国民の不利益をもたらすこともあるため、その度合いが過度になることは避けるべきと考えます。
				【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】
67	1. 電波利用公益事務の在り方			1. 電波利用料公益事務の内容及びその歳出規模について 新たに追加を検討する電波利用公益事務については、「電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（電波利用公益費用）」と定義される電波利用公益費用の使途に、真に即したものであるかを厳密に精査して、費用を負担する免許人全体の受益に資する使途とするともに、費用を負担する免許人のコンセンサスの取得が必要であると考えます。 また既存の使途についても、電波利用料の更なる支出効率化は、免許人の負担軽減につながることも、中長期的には利用者利益の向上につながるから、支出の実績を踏まえて必要性を見直していただくことを要望いたします。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			「電波利用料見直しに係る料額算定の具体化方針」（平成23年1月公表）によれば、現行、「3～6GHz」の帯域を含む各種無線システムについては、「電波の経済的価値の向上につながる事務（以下「a群」）」の「各種無線システムへの負担額の配分」において、a群拠出額がその使用帯域幅に応じて算出されています。また、個別無線局のa群拠出額は、原則として、各種無線システムごとの配分額を個別無線局に配分して決定することとされています。 しかし、「3～6GHz」の帯域を含む人工衛星局には、本邦内に居住する利用者の需要に支障を与えない範囲において、専ら本邦外の場所相互間の通信に使用されている帯域を有する局があります。 当該帯域については、「電波の経済的価値の向上につながる事務（a群）」を要しないものと思料するため、その利用形態に応じた算出方法としていただきたく、例えば以下2点を提案いたします。 ① 【「a群」に係る金額の計算方法【第2段階】<各種無線システムへの負担額の配分>への要望】 現行において、各種無線システムの使用周波数帯域幅を算出する際に3MHz以上の未使用周波数帯域が存在する場合は、当該帯域幅を減ずることとされています。 次期電波利用料額の算定にあたっては、専ら本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行っており国内においては未使用である帯域幅についても、算定より除外していただくことを要望いたします。 ② 【「a群」第3段階<個々の無線局への負担額の配分>への要望】 個別無線局への負担額の配分の際に、個別の免許を受けている人工衛星局の対象周波数の一部あるいはその全てにおいて本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行っている帯域幅については、国際競争力強化の観点からも、算定より除外していただくことを要望いたします。 現行、「電波の経済的価値の向上につながる事務に係る費用（a群）」において各種無線システムの負担額を算定する際（第2段階）に、一部の無線システムについては、それぞれの特性を考慮して軽減係数（特性係数）が適用されています。これについて以下3点を要望いたします。 ① 電波利用料負担の公平性の観点より、各システムの利用形態などの特性を十分に考慮して不利益が生じることのないようにすることが必要であると思料するため、引き続き各システムの特性に応じて軽減係数（特性係数）を適用することを要望いたします。 ② 衛星システムに用いる電波は、広域性・国際性を特徴に持ち、ビームの照射範囲は日本だけでなく広く外国も含むため、電波法等の国内法に基づく手続きに加えて、利用開始前は勿論、利用を開始した後も、ITUが定める無線通信規則に基づき外国の無線局との周波数調整が必要です。周波数調整結果によって、衛星システムに割り当てられた周波数の利用条件は変化することとなるため、引き続きその特性を勘案し軽減いただくことを要望いたします。 ③ 東日本大震災などの大規模災害発生時には、衛星システムはその耐災害性・柔軟性などの特徴を活かして確実な通信手段を提供しており、復興過程においても国民の生命、身体・財産の安全及び財産の保護に著しく寄与しております。引き続き、確実なライフラインの提供という公共性の高い利用形態である旨を勘案し軽減いただくことを要望いたします。 次期電波利用料額の見直しにおいては、経営の安定性の観点、また安定的な利用提供の観点より、電波利用料額の負担が増加しないよう考慮して頂きたいと考えております。 また、やむなく電波利用料額改定前後で負担額が増加することとなる無線システムが発生する場合には、料額改定前後で電波利用料負担額が増加すると、無線システムの提供者・利用者双方に多大な影響を及ぼすため、料額の増減率が一定の水準に留める等の仕組み等について、ご検討いただくことを要望いたします。
	3. その他			期間の途中で無線局を廃局した場合には、残期間に相当する電波利用料を還付する制度の導入を希望します。 現行制度では、電波利用料は1年分を前払いすることになっており、その期間の途中で無線局を廃局しても支払った電波利用料は還付されません。特に人工衛星局については、一局に係る電波利用料額は非常に高額となるため、期間の途中で無線局を廃局した場合には、残期間に相当する電波利用料を還付する制度の導入を要望いたします。
				【スカパーJSAT株式会社】
68	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題（電波利用公益事務の内容や歳出規模）に対する意見】 ・電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波公益費用の負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用公益事務以外の支出（使途）に充てるべきではありません。 ・電波利用料制度の導入以来、携帯電話の普及とともに歳入・歳出の規模は増加の一途であります。現在大きなウェイトを占めている地デジ対策への歳出終了後は、電波利用公益事務の内容・使途を十分精査した歳出と歳入設計を行い、規模縮小することも含めた抑制的なものにすべきであると考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・電波の経済的価値を過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 ・東日本大震災の発生にあたり、被災地のラジオ局、テレビ局をはじめとする民放事業者は長期間にわたり緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めました。また、発災直後の通信トラフィックの輻輳発生時には情報伝達手段として、「放送」の果たした役割は大きいものでありました。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは、このような緊急報道体制の維持が困難になりかねず不適切です。 ・無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じるとは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。

		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方 (2) 電波利用料の軽減措置の在り方 (3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方 ① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 ③ ホワイトスペースを活用する無線システム	促進等を勘案した料額設定の在り方)に対する意見】 ・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯／2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。 ・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。 ・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が閉局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用を勘案すべきものと考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」にて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 ・携帯電話は双方向の通信であり、携帯電話端末は電波を受受信する無線局であるため、携帯電話端末には電波利用料が課されています。電波利用料の歳入における「携帯電話事業者」の負担額には、携帯電話事業者が自身で運用する無線局だけでなく、契約料を通じて携帯電話端末ユーザーから徴収する利用料額も含まれているため、携帯電話事業者を通じて納付される電波利用料の負担額が見かけ上、大きくになっているものと認識しています。 ・一方、放送は単方向の送信が基本です。視聴者はテレビ受信機を購入しますが、テレビ受信機は無線局ではないため、電波利用料は課されません。すなわち、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担しています。 ・こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。
69	1. 電波利用公益事務の在り方			ア 電波利用公益事務の内容として、電波の有効利用を促進し、経済的価値の向上にもつなげる、「ホワイトスペースの利用環境整備」や「他の周波数帯におけるホワイトスペース利用」等を含めた電波資源拡大のための研究開発等を充実していただきたい。 イ 限られた電波資源の効率的利用を促進するため、地方自治体や事業者等が2次利用の無線システムを導入する場合に、電波利用料を財源とした支援策を創設していただきたい。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		ウ ホワイトスペースを利用する2次利用の無線局のうち、優先利用の無線局(特定ラジオマイクの無線局)に劣後する無線局(エリア放送を行う地上一般放送局等)に対する減額制度を検討していただきたい。 エ 被災した地域で新たに開設されるエリア放送を行う地上一般放送局にかかる電波利用料を免除または減額する制度を検討していただきたい。 オ 被災時・非常時等の利用に備えて平時から開設されるエリア放送を行う地上一般放送局にかかる電波利用料を免除または減額する制度を検討していただきたい。 カ 住民や利用者等の利便性向上のために非営利で運用、または地方自治体が運用するエリア放送を行う地上一般放送局にかかる電波利用料を免除または減額する制度を検討していただきたい。 キ ホワイトスペースを利用する2次利用の無線局のうち、1次利用である基幹放送局の電波とOFDMフレーム同期をとって干渉を減らす等の機能を備えて、更なる電波の有効利用を図ろうとする無線局に対する電波利用料を軽減する制度を検討していただきたい。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		ク 現行制度では、エリア放送を行う地上一般放送局の空中線電力は、無線設備規則第37条の27の25第4項で130mW以下と定められており、さらに電波法関係審査基準の別紙2の第5の8で10mW以下とすることが求められている。一方で、利用条件が最も近い区分の基幹放送局と比較すると、エリア放送を行う地上一般放送局はホワイトスペース利用であり基幹放送局よりも優先順位が低い利用であるにも関わらず、空中線電力が大きな一部の基幹放送局よりも電波利用料が高額になっており利用実態と大きく乖離した料額設定となっている。 また、エリア放送を行う地上一般放送局よりも優先され、空中線電力50mWが認められるホワイトスペースを利用する特定ラジオマイクの無線局と比較すると、劣後するエリア放送を行う地上一般放送局の電波利用料が60倍を超える高額になっており利用実態と大きく乖離した料額設定となっている。 これらの問題を解消するため、速やかにエリア放送を行う地上一般放送局に対する料額を見直していただくとともに、2次利用の無線局間で優先利用の無線局の料額を劣後する無線局の料額が上回ることがないように、優先利用の無線局に劣後する無線局に対する減免措置を導入していただきたい。(上記ウ参照) <比較例> ●エリア放送を行う地上一般放送局の電波利用料 [区分1] 9 その他の無線局 [区分2] 3. 000MHz以下の周波数の電波を使用するもの [区分3] 使用する電波の周波数の幅が3MHz以下のもの (備考⑤の減免措置により周波数の幅を1/2に換算後) 年 額 31,800円 (フルセグ型もワンセグ型も同額) ●基幹放送局のうち最も利用条件が近い区分の電波利用料 [区分1] 6 基幹放送局 [区分2] 6. 000MHz以下の周波数の電波を使用するもの [区分3] テレビジョン放送をするもの [区分4] 空中線電力が0.02W未満のもの 年 額 900円 ●特定ラジオマイクの無線局の電波利用料 [区分1] 1 移動する無線局 [区分2] 3. 000MHz以下の周波数の電波を使用するもの [区分3] その他のもの [区分4] 使用する電波の周波数の幅が6MHz以下のもの 年 額 500円
				【エリア放送開発委員会】
70	1. 電波利用公益事務の在り方			・「電波は国民共有の財産」「電波の公共性」に鑑み、現行の電波利用公益事務は継続していく必要があると考えます。従って、電波利用公益事務の費用を、無線局免許人が負担するという現行制度の枠組みは適切と考えます。 ・歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように設計すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・平成23年の電波法改正で、電波利用料制度における電波の経済的価値の反映が強まりましたが、これを過度に進めることは賛成できません。 ・電波利用料制度の設計はさまざまな無線システムの目的や社会的意義に配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に適う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が「不利益を被る」と考えます。 ・災害時・非常時には、放送局は緊急報道体制をとり、被災者、国民への情報提供に努めます。緊急時には採算を度外視して報道活動を行う「放送」の無線局に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課することは不適切です。 ・無線システムを利用して事業を行う無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要です。3年ごとの見直しで制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。

		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・3.9 世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz 帯放送事業用FPUの1.2GHz 帯／2.3GHz 帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のためには、移行の過渡期や移行後において、FPU免許人の電波利用料負担が過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用を勘案すべきものと考えます。
3. その他				・放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかとの指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みには差異があります。携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末は電波を送受信する無線局です。したがって、携帯電話端末には電波利用料が課されています。電波利用料の歳入における「携帯電話事業者」の負担額には、携帯電話事業者が自身で運用する無線局にかかる利用料額だけでなく、契約料を通じて広く携帯電話端末のユーザーから徴収する利用料額も含まれています。1億3千万台を超える携帯電話端末にかかる利用料の合計が膨大な金額となるため、携帯電話事業者を通じて納付される電波利用料の負担額が見かけ上、大きくくなっているものと認識しています。一方、放送は単方向の送信が基本です。視聴者はラジオやテレビ受像機などの受信装置を購入しますが、それらは無線局ではないため電波利用料は課されません。すなわち、電波利用料の歳入における「放送事業者」の負担額は、放送事業者(送信側)のみが負担しています。こうした負担構造を比較すれば、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスとの指摘が当たらないことは明らかです。 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。
71	3. その他			【株式会社高知放送】 免許不要局に対する電波利用料負担については、2007年の「電波利用料制度に関する研究会」で議論され、意見募集で寄せられた多くの意見をふまえ、以下のように報告されています。 『周波数帯を占有して使用する免許不要局については、電波監理がなされており、安定的な電波利用が期待されるものであることから、負担について検討していくことが必要である』 以上から、周波数帯を占有する免許不要局に対する電波利用料負担については検討が必要、との結論になりました。しかし、現在普及している無線LANを使用する機器類は、周波数帯を占有しない免許不要局です。上記報告では言及されておりませんが、ICT社会の確立への貢献が期待されるという観点から、新しいワイヤレス産業創出の芽を摘むことが無いようにする必要があると考えます。 また無線LANは、携帯電話トラフィックのデータ・オフロードの手段として利用され、電波有効利用に貢献しております。その手段に電波利用料を課す政策は、電波資源の有効活用を阻害する恐れがあります。 上記の理由から、無線LANについては電波利用料負担の検討対象としないことを強く要望します。
72	1. 電波利用料共益事務の在り方			【一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会】 電波利用料の使途につきましては「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用(電波利用共益費用)」という現行の枠組みを維持すべきであり、現行の枠組みの拡大解釈等により予算規模が肥大化することがないようにするべきであると考えます。 また、電波利用料制度の趣旨に照らし歳出額と歳入額はバランスを図るべきであり、歳入額が歳出額を上回った場合にはその差額を翌年度歳入に繰り越す等の制度についても検討するべきであると考えます。 なお、電波利用料の使途については、以下の取り組みを充実すべきであると考えます。 ・国民の電波に対する不安を取り除くための電波の安全・安心のための研究及び国民に対する広報・啓蒙活動
	2. 次期電波利用料額の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	以下の観点から、無線局毎の電波利用料徴収制度を見直し、周波数帯域による電波利用料徴収制度への一本化を検討するべきであると考えます。 ・1の端末に免許人の異なる複数の無線局が搭載される事例が増加していることや、M2Mシステム等各種機器への組み込み型の通信モジュールの普及が進むことから想定される今後の無線局数の急激な増加に適切に対応する必要があること ・無線局数の急激な増加に対応するためには周波数の有効利用を促進するインセンティブが機能する環境を整備することが重要であること ・無線局数の増加に伴い、免許人における事務手続きの煩雑さも増加すること。
			② 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を勘案した算定方法の在り方 及び ③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	周波数帯域による電波利用料徴収制度への一本化が図られれば、設備投資等により周波数利用効率を向上させ収容局数を増加させた場合には無線局あたりの実質的な利用料は減少することから、自主的に適用する無線通信技術等を高度化するインセンティブは働くものと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	携帯電話やBWA等の無線通信機器については国民1人に1台以上を保有する状況になっており、またサービス内容についても通信と放送の垣根がなくなり、災害時において通信が国民にとってなくてはならないものとなっている状況において、「国民への電波利用の普及に係る責務等」国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」としている現在の特性係数の根拠となっている事項については通信と放送の間の差異は無くならないものと考えます。従って、放送事業者と通信事業者との周波数利用帯域に応じた負担のアンバランスを解消する必要があることから、現在の特性係数については廃止するべきであると考えます。
			② 新規参入事業者に対する軽減措置	帯域電波利用料については現在年額全額を一括して前払い納付する方式となっており事業者にとっては大きな負担となっていますが、帯域電波利用料は個別事業者毎に支払額が固定されていることから、新規事業者にも配慮する観点から、月単位や分給での納付の併用も可能とするべきであると考えます。
			③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	大きな災害を受けた地域における無線局に対しては例えば当該の総合通信局単位の帯域電波利用料を減免する等一定の減免措置を検討するべきであると考えます。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	② スマートメータやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム	東日本大震災後の電力供給の問題等からスマートメータ導入の検討が活発化していることや、特に無線通信を利用した防災・防犯システムの導入等の高まりから今後スマートメータ等のM2Mシステムが急激に増加することが想定されますが、電波利用料制度がその導入の妨げにならないようにする必要があると考えます。従って、前述のとおり電波利用料を周波数帯域による電波利用料徴収制度へ一本化するべきであると考えます。 なお、無線局毎に電波利用料を徴収する従来型の電波利用料制度を継続するのであれば、M2Mシステムについては従来の陸上移動局ではなく、新たな管理方式(無線局種別)を創設し、電波利用料を減免して頂きたいと考えます。
	3. その他			【主な検討課題以外の課題】 (課題① 電波利用料の減免の対象) (課題①に対する意見) 現在国及び地方自治体が開設する無線局については電波法に基づき電波利用料が減免されていますが、特に今国会で「市町村が行う防災無線及び消防・救急無線のデジタル化」等へ電波利用料の使途が拡大されようとしているように、国及び地方自治体も電波利用共益事務の受益者であることから電波利用料の減免を廃止するべきであると考えます。
				(課題② 未使用無線機に対する電波利用料の課金見直し) (課題②に対する意見) 当社が採用しているWiMAX方式については1契約複数機器利用サービスにおいて同時には利用出来ない追加機器に対しても電波利用料が徴収されている一方で、同様の態様のサービスを行うSIM方式については徴収されておられません。このような採用する方式間での電波利用料の不平等を解消するために、WiMAX方式についても1契約複数機器利用サービスにおいては1契約1無線局と見なして電波利用料を徴収するようして頂きたいと考えます。なお、本件につきましては前述のとおり電波利用料を周波数帯域での徴収に一本化することが実現すれば解消するものと考えております。
				【UQコミュニケーションズ株式会社】

73	1. 電波利用公益事務の在り方			電波利用料は、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務のための費用(いわゆる電波の公益費用)として位置づけられているものと認識しております。電波利用料の使途の追加、既存の使途の範囲を拡大する場合には、公益費用としての位置づけに合致するものであるか否かを十分に精査し、安易に使途が追加・拡大とならないようにすることが重要と考えます。電波利用料の歳出は年々増加傾向にあります。電波利用料は公益費用としての必要性はあるものの、免許人に一定の負担を課すもので、前述した使途の精査だけでなく、既存の使途も含めて各使途に要する費用を十分精査し歳出規模を抑制すること、その結果歳入及び電波利用料額の低減を図ることが重要と考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方		電波利用料額検討の際には、電波利用料が公益費であるという原則に基づいて、全ての免許人に対して公平であり、かつ、免許人自らが、より周波数利用効率のよい技術、システムに積極的に置き換えていくことを促進するための仕組みを組み込むことが重要と考えます。現行算定式は、電波の経済的価値に応じて負担する課金部分(a群)と、無線局数で按分する課金部分(b群)とで構成され、特に、携帯電話については、a群について「広域専用電波」という考え方が適用されており、平成22年に実施された電波利用料制度に関する専門調査検討会および平成 23年 1月に公表された電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針においては、「広域専用電波では、一定の帯域幅の中で電波の有効利用に努め、収容無線局数が増加するほど1局当たりに換算した電波利用料に係る負担金額が減少することを通じて、電波有効インセンティブが働くことを期待しています」と説明されています。この考え方自体は、免許人自らが電波を有効に活用しようとする仕組みとして非常に有益であると考えます。しかし、広域専用電波による課金が適用されている免許人に、無線局ごとに課金するb群も適用することは、矛盾していると考えます。つまり、限られた周波数帯域の中で多くの無線局を運用し周波数を有効に活用している携帯電話システムでは、1局あたりのa群の料額は減るものの、b群の料額は増大しつづけることになるからです。次期電波利用料の見直しにおいては、広域専用電波を適用している免許人には、無線局数による課金を廃止することが適切と考えます。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方		電波利用料額等の制度の枠組みを検討する際には、電波利用料が公益費であるという原則に基づいて、全ての免許人に対して公平かつ公正であることが重要と考えます。電波利用料の歳出に対して、携帯電話事業者が納付している料額の比率は非常に高くなっています。軽減措置の在り方を検討するにあたり、無線局の位置付けや利用状況を踏まえて現在軽減措置を受けている無線局と受けていない無線局との間の公平性、歳出や使途に対する負担額の公平性・公正性が確保されているかを十分に検討して頂く必要があると考えます。
		(3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	① 第4世代携帯電話システム	電波利用料の歳出は年々増加傾向にあり、免許人の負担が大きくなってきております。そのため、前述したように、歳出規模を抑制することにより、歳入及び電波利用料額の低減を図ることが重要と考えます。仮に、既存の料額と配分比率が、新たな電波利用システムに適用された場合、歳入総額が増大することとなり、歳入と歳出のバランスが崩れることとなります。新たな電波利用システムについては、それらにより実現されるサービス、利用する周波数帯を精査し、歳入と歳出のバランスが崩れないような、料額、配分比率の見直しが必要と考えます。例えば、3GHz超などの高い周波数帯の利用が想定される第4世代携帯電話システムの場合は、その周波数特性、高い周波数に対応した装置の開発や基地局等の設置に費用を要すること等を考慮した料額及び配分比率の設定が必要と考えます。
		(3)新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	② スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム	M2Mシステム等が普及拡大した場合、携帯電話の無線局数は膨大になると想定されます。そのため、前述したように、現行の算定式において無線局数で按分する課金を適用すると、周波数を有効に活用しているにも関わらず、膨大な利用料を負担するということになりかねません。従って、使用する周波数帯域幅に応じた課金に統一することが適当と考えます。
3. その他			① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	無線 LANについて、現行制度では免許不要局となっており、また、他の利用者と周波数を共用するシステムであることから、電波利用料を徴収する対象になっていない認識です。無線 LANは既に広く普及しており、運用されている全ての無線LANの把握や運用主体の把握は困難と思われ、特定の利用者のみに電波利用料を課することは公平性・公正性の観点から、適当ではないと考えます。したがって、従来の制度における考え方の通り、全ての無線 LANに対して電波利用料の徴収は不要と考えます。
				常時ローミング端末やM2M端末への料額設定が課題とされていますが、弊社は、これらの課題は、いずれも最近の携帯電話端末の利用方法の多様性が著しく拡大していることについて、電波利用料制度をどのように適合させるかという命題と捉えております。今回の議論の中で、安易に端末種類や免許種類の分類といった方法で対策を立案したとしても、携帯電話システムの利用形態は、今後もさらに拡大していくことが想定されるため、恒久的な解決策になるとは思えません。上述したように、携帯電話システムに対しては、広域専用電波による電波利用料課金に統一することが適切と考えます。
74	1. 電波利用公益事務の在り方			【株式会社NTTドコモ】 ・ 電波利用料制度は夫々の無線システムの目的や、社会的意義への配慮を前提に適切に考えます。然し、歳出の在り方については基本的に電波利用公益事務以外の支出に充てるべきではないと考えており、その使途については電波利用公益事務として適切かどうかについての精査を行うと共に、歳出・歳入が一致するように設計すべきです。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1)経済的価値の適正な反映の在り方		・ 電波利用料制度は夫々の無線システムの目的や、社会的意義への配慮し、バランスをとって行うことが極めて重要であり、それが国民の利益に通う在り方です。経済的価値の反映を追求するあまり、高い収益をあげる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになってはならないと考えます。 ・ 東日本大震災の発災にあたり、当社は被災地の放送局としてNNN系列各局の強力なバックアップのもと長期間にわたり緊急報道体制をとり、全社・系列を挙げて被災者、県内外への情報提供に努めました。報道機関として緊急時には経済原則を超えた使命を旨とする「放送」の社会的意義には十分な配慮を行うべきであり、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課すことは不適切と考えます。 ・ 又、無線システムを利用する事業者にとって、制度とりわけ料額の料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで制度が大きく変動することは経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。
		(1)経済的価値の適正な反映の在り方	③周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	・ 「他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定」は妥当なものと考えます。 ・ 3.9世代移動通信システムの早期導入を可能とするため、放送事業者は700MHz帯放送事業用FPUの1.2GHz帯/2.3GHz帯への周波数移行に向けた技術検討などを進めています。迅速かつ円滑な周波数移行のため、FPU免許人の電波利用料負担が移行の過渡期に2重になったり、移行後も過重なものとならないよう配慮が必要と考えます。
		(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・ 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。「放送」の特性係数は適切な措置であり、今後も維持すべきものとします。 ・ 特に今回の東日本大震災に際しては、被災地はもとより国民の間に災害時に於ける放送の重要性、有効性が改めて認識されたものと考えます。大災害時に如何に放送を継続し、国民の安心と生命、財産の保護に寄与するかは放送にとって引き続き最重要テーマであります。当社でも放送が極めて公共性が高い無線システムであるとの認識のもと、緊急地震速報の高速化の他、放送・電源設備の多重化、燃料系の容量増強など数々の有事放送継続体制の強化に積極的に取り組んでおります。電波料の算定に際して、こうした無線局の特性については当然、考慮されるべきであり、現行の軽減措置(特性係数)については今後も適切に継続されるべきと考えます。
				・ 去年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書(p25)に、電波利用料額の見直しの課題として「電波利用料の軽減措置の在り方」が挙げられていて、具体例に「国等の無線局の減免措置」が含まれています。例④として、「国等の無線局の減免措置」を追加すべきと考えます。 ・ 災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送に対しては、国等の無線局と同様な減免措置が必要であると考えます。
3. その他				・放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかの指摘がありますが、携帯電話については事業者だけではなく、契約料を通じて広く携帯電話利用者が負担する仕組みであり、携帯電話事業者の電波利用料負担が見かけ上大きく異なります。一方、放送事業は携帯端末に相当する受信機を所有する視聴者に電波利用料負担はなく、放送事業者のみが負担する仕組みであります。こうした仕組みの差から放送事業者の負担が少なに見えているものであり、アンバランスとの指摘は当たらないと考えます。
				・また、民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではないと考えます。又、民放事業者は電波利用のみで収益をあげているわけではなく、電波利用料納付額と収益等の比較とを一律に論ずることは意味を持ち得ないと考えます。
75				【株式会社宮城テレビ放送】 ○電波利用料制度について 電波利用料は当初の目的は「免許制度」のための手数料的な性格として、電波利用公益費用として導入されたものと認識している。ところが、使途の拡大により年々増加している。放送局の地デジ化に当たっては、アナアナ変更費用として電波利用料から賄われた。放送事業者としては、こうした費用は国の一般会計から賄われるべきであると再三再四主張してきた。今回の見直しに当たり、基本的に「電波利用公益事務以外の支出(使途)」に充てるべきではない。また、電波利用料が年々増額となっていることから、歳入と歳出は一致するように設計すべきで、できるだけ支出は抑制すべきである。元々電波利用料の性格は「税」ではなく、「電波公益費用」であることから営業収益と比較して論じるものではない。

				○経済的価値の反映について 平成23年度の電波法改正により、電波利用料制度は、電波の経済的価値を従来よりも反映させる形となったが、これを過度に進めることには、以下の理由により賛成できない。 ① 電波利用料制度の設計は、様々な無線システムの目的や社会的意識に配慮し、バランスをとって行うことが肝要であり、国民の利益に資するものであるべきである。経済的価値の反映を追及するあまり、高い収益をあげうる電波利用システムばかりが存続し、国民の安全・安心につながる公共性の高い無線システムが排除されるような仕組みになっては、結果的に国民が不利益を被ると考える。 ② 東日本大震災の発災にあたり、被災地の各局は取材および情報収集を続け、長期間にわたり緊急報道番組を放送し、被災者・国民への情報提供に努めた。このような放送事業に対し、経済的価値を過度に反映した電波利用料を課し、その存立基盤を脅かすことは不適切である。 ○放送の利用料負担について 放送と携帯電話の利用料負担がアンバランスとの指摘は以下により当たらない。 ① 携帯電話は双方向の通信であり、利用者が購入した携帯電話端末にも電波利用料が課せられている。電波利用料は携帯電話事業者だけでなく、契約料を通じて広く利用者が負担する仕組みとなっている。携帯電話端末の普及数が膨大であるため、見かけ上、携帯電話事業者を通して納入する電波利用料の負担額が大きくなっているものと認識している。 ② 一方、放送は単方向の送信が基本である。携帯電話と同様に、視聴者は受信機を購入するが、受信機は無線局でないため、電波利用料は徴収されていない。電波利用料は放送事業者（送信側）のみが負担する仕組みのため、負担額が少なく見えている。 ③ 放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた「国民への電波利用の普及に係わる責務等」（放送法：あまねく努力義務）、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」（放送法：災害放送義務、公職選挙法：選挙放送）、の2点を勘案して規定されている。これは、適切な措置であり、今後も維持すべきである。 ④ 地上民放テレビ・ラジオは番組制作と電波送信が一体となった無料広告放送のビジネスモデルである。電波のみで収益を上げているとの指摘は誤解であり、不適切である。 【福島テレビ株式会社】
76	1. 電波利用公益事務の在り方			本基本方針においては、電波利用料の使途の追加項目として、「地方自治体の防災行政無線、消防・救急無線に対する補助」が記載されているが、上記観点より防災行政無線と同様に、現在サービス開始に向け検討されているV-Lowマルチメディア放送も、非常災害時の情報提供サービスを担い防災行政無線を補完するメディアとして期待されている。従って、V-Lowマルチメディア放送に対しては、防災行政無線に準じるものとして、民間では整備が困難な地域に対して、既存の放送事業者とは別に、補助が行われるべきである。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			ラジオ放送が「国民への電波利用の普及に係る責務等」に規定され、かつ、「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」と位置づけられた上で、これらの公共性を勘案した軽減措置が適用されている現行制度は適切であり、災害発生時におけるラジオ放送の担い役割を考慮すると、今後も維持すべきである。 また、新規参入業者についても、ラジオ放送と同様の社会的使命、社会インフラサービスを想定するものについては、軽減措置が適用されるべきである。 新しい放送サービスの実施については、電波の有効利用および国民への利便性の供与、安心安全な国民生活に資するサービス、という観点より常に促進されるべきである。従って、新しい放送サービスに対する料額設定において、従来の放送サービスと相違した設定をすることなく、既存の放送サービスと同様の軽減措置を適用すべきである。 【株式会社エフエム東京】
77	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題に対する意見】 ■ 電波利用料を電波の公益費用と位置づけ、法律で使途を限定列挙し、歳出に応じて歳入を徴収する現行制度は理にかなったものと考えます。 その上で、電波利用料の歳出については、平成24年12月の「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書にもあるように、 ○ 周波数の移行・集約等により、将来的に他の用途に新たに利用できる帯域を確保することができる場合 ○ 国民生活における必要性や公共性が高い場合であって、周波数の逼迫 対策として効果が明確であるという基準に照らして厳格に査定を行い、支出を効率化し、歳出総額を抑制的にすべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			■ 経済的価値の反映の関連 平成17年度の料額改定で初めて導入されて以来、電波の経済的価値に応じた負担部分は拡大の一途となっています。しかし、改めて指摘するまでもなく、電波は高い公共性を有する、国民生活に欠くことのできない社会インフラでもあり、放送事業者には基幹メディアとして災害などの緊急時には営利にとらわれず報道・情報提供を行うなどの責務があります。料額設定において過度に経済的価値を反映させれば、むしろ電波の本来の役割を損ない、国民生活に悪影響を及ぼす恐れがあります。電波利用料の見直しに際しては、慎重な対応を要望します。 ■ 受益と負担のバランス、及び、特性係数の関連 ① 電波利用料の歳入と歳出に関して、特に携帯電話事業者との比較において放送事業者の負担が少なく、公平性を欠くとの意見がありますが、以下の諸点から誤った認識に基づくものと考えます。 ア) 放送事業者の歳入負担割合と地デジ関連歳出がバランスを欠いているという指摘がありますが、そもそも国策である地デジ化では放送事業者自身も長年にわたる多額の出費を負担し、地デジ移行の結果、多くの周波数が一気に開放され、電波有効利用と無線局全体の共通の利益に大きく貢献しています。しかし、このようなことは歳入・歳出の統計数値には反映されていません。 イ) 電波利用負担額の単純比較から、携帯電話事業者に比べ放送事業者の負担が少ないという意見があります。しかし、携帯電話の利用者には年額200円の電波利用料が課されており、ほぼ日本の人口に匹敵する膨大な数の携帯電話に課された電波利用料が携帯電話事業者から納付されていることから、携帯電話事業者の負担総額が見かけ上大きくなっていると考えます。 一方、民間放送事業者は無料広告放送であり、視聴者から電波利用料の対価を徴収することはできず放送事業者自身が負担しています。 電波利用料の負担のあり方に関しては、このように事業モデルが全く異なることを踏まえた冷静な検証や議論が行われるべきと考えます。 ウ) 民間放送事業者、特にローカル局は携帯電話事業者と比べ、経営規模も利益額も比較にならないほど小さいことから、電波利用料が経営に与える負担は大きなものとなっています。更に民間放送事業者は地域免許制度に基づいて基本的に県域単位で、且つあまねく普及義務に従っており、採算性のみで事業エリアを選択できません。このように事業経営の実態が全く異なっていることから、利用料負担総額の単純比較で公平性は判断できないと考えます。 ② 特性係数について 特性係数はそもそも、電波の公平かつ能率的な利用の確保による公共の福祉の増大という電波法の基本理念に基づき、電波利用における公共性や共同利用を勘案する必要があることから導入されているものです。その必要性は全く変わっており、今後も維持することが適切と考えます。
	3. その他			■ 制度や料額が大幅に見直される場合の配慮 電波利用料の見直しに際してはこれまでも、免許人の負担の急激な変化に、留意し、増加分を一定の水準にとどめられてきました（20%増に抑えるなど）。制度や料額の変更は、経営の安定性や事業継続に大きな影響をおよぼすことから、今後も急激な変化への配慮が存置されるよう要望します。
78	1. 電波利用公益事務の在り方			【讀賣テレビ放送株式会社】 周波数効率化、共同利用の促進など、限りある電波資源の拡大につながる研究開発費用について賛同いたします。さらに予算規模について地デジ対策が完了した後は、歳出に準じた歳入とすることが適当と考えます。
	2. 次期電波利用料額の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方	特性に応じて適用される現行措置について、有線方式による提供が困難な離島・山間部や国定公園などのライフラインへは措置を継続し、さらに国民の生命、財産の保護に著しく寄与するものとして、人工衛星局のみに限らず災害対策用無線全体へ措置の拡大を要望します。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	被災した無線局に対する減免を可能とする措置は必要と考えます。

	3. その他		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	無線LAN無線局などの免許不要局は、回線の品質が担保されておらず、排他的権利も有しないことから電波利用料の徴収は適当でないと考えます。 さらに、このような自由な領域は、新しいサービスを生み、利用可能なエリアの拡大が期待できるなど、利便性向上のためには必要と考えます。
				【東日本電信電話株式会社】
79	1. 電波利用共益事務の在り方			・電波利用共益事務の費用に充てるため、無線局免許人に電波費用共益費用の負担を求める現行制度の枠組みは適切と考えます。電波利用共益事務以外の支出(使途)に充てるべきではありません。 ・電波利用料の使途の追加は、電波利用共益事務の内容として適当かどうか充分精査すべきと考えます。 ・歳入、歳出の規模は抑制的にすべきであり、歳入、歳出それぞれの総額は一致するように計画すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・基本的に電波利用料制度は【電波の適正な利用の確保が目的】であり、その事務費用を免許人に求めるものです。電波利用料の算定に電波の経済的価値の反映を強化することには反対します。 ・放送局は、放送を継続するための冗長設備を用意し、信頼の確保に努力しております。また災害時には、民放事業者であっても経済的活動を休止して緊急報道体制をとり、国民に安心・安全の情報提供を行なっています。このような公共的使命を果たす無線局(放送局)に対して、経済的価値を過度に反映することは不適切と考えます。 ・無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性、安定性は極めて重要であり、3年ごとの見直しで想定外の料額増加が生じることは、経営上の不確定要素となりかねず、慎重に検討すべきと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数は、法律に定められた①「国民への電波利用の普及に係る責務等」(放送法:あまねく努力義務)、②「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」(放送法:災害放送義務、公職選挙法:選挙放送)、の2点を勘案して規定されています。これは適切な措置であり、今後も維持すべきものです。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	③ ホワイトスペースを活用する無線システム	・地上テレビ放送用周波数のホワイトスペースには、二次業務として相当数のエリア放送が開局したほか、特定ラジオマイク等の導入も具体化しており、周波数共用による電波の有効利用が進んでいます。これは今回の見直しにおいて考慮すべき新たな情勢変化であり、地上テレビ放送の料額算定には、こうした周波数共用を勘案すべきものと考えます。
	3. その他			【放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見】 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」第1回会合では、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出内訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について参考資料1～3が配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかと指摘がありますが、携帯電話事業と放送事業の負担の仕組みの差異があり、こうした指摘は当たらないと考えます。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などとを比較する意見がありますが、電波利用料は税ではなく、営業収益関連の指標と比較して多寡を論じるべきものではありません。
				【株式会社テレビ信州】
80	3. その他			【主な検討課題以外の課題】 (課題) 電波利用料の免除について (課題に対する意見) 鬼北町は、東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されており、大地震の発生に備え、山間部の土砂災害対策や避難所施設等の耐震化対策など実情に応じた防災対策事業を推進している。四方を山に囲まれ、河川が縦横に流れ、集落が町内全域に点在する中山間特有の地理地形である当町では、災害発生時に点在する被災地域からの情報収集や、災害対策本部からの迅速で正確な情報伝達を行う、防災情報通信施設の整備が必要不可欠である。 そこで、大規模災害時の情報伝達手段であり、被災地域との正確な情報共有手段として有効であるデジタル同報系防災行政無線(防災行政用の無線局)を整備することとしている。当町の計画では、親局1局、中継局2局、子局110局を整備することとしており、これらの電波利用料について、半額免除で年間1,812,600円が発生する見込みである。 この電波利用料について、現在は消防用、水防用となるものの電波利用料は全額免除であることに對して、防災行政用となるものは半額免除となっている。小規模自治体である当町においては、防災行政用と言いつても、水防及び消防の主力を担う消防団及び自主防災組織への周知連絡などを防災行政用で行うこととなり、当町においては、全額免除となるものとほとんど変わらない目的で運用されることとなる。 また、当町では、大規模災害時の情報伝達方法の多様化という観点から今回の整備を実施する。既に有線(光ファイバケーブル)設備による告知放送のシステムを有しており、平時や大規模以外の災害時においては、この有線設備をはじめ、ホームページや電子メールでの運用で対応しており、デジタル同報系防災行政無線は、いわば大規模災害時のために整備するものである。 国においては、「専ら非常時における国民の安全・安心の確保を直接の目的とする無線局」という位置付けがあるが、大規模災害時という非常時に、現場の住民にまさに直接に対応できるのは、当町においては、防災行政用の無線局であり、運用の目的においてはまったく変わらないと考える。 大規模災害時においては、国と地方がともに対応に当たる必要があり、地方公共団体として、また、国の責務の一端を担う一地方組織として、この設備を運用するという側面から、国を挙げて防災対策を推進する今日、防災対策目的で整備する防災行政用無線の電波利用料については、全額免除されるべきである。
				【愛媛県鬼北町】
81	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		災害放送や選挙放送をはじめ、基幹放送事業者は、国民の生命、財産を守るとともに、国民生活に必要な不可欠で公共性の高い責務や役割を果たしています。なかでも民間放送事業者が放送で提供している情報は、受益者である国民は無料で享受することができます。従来よりも経済的価値を反映した電波利用料を課すことになれば、その経営的存立基盤を危うくしかねず、結果として放送によってもたらされる情報を享受していた国民の生活に大きな影響が出かねません。この点から、電波利用料額について、経済的価値をより反映したシステムにすることは不適切と考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		基幹放送事業者は、放送法により、災害の発生及び被害の軽減に役立つ放送を行ない、放送を国民にあまねく届けるようにしていく責務があります。現在、放送の電波利用料にかかる軽減措置の特性係数は、この点を考慮して規定されていることから、今後も継続していくことが必要と考えます。
				民間放送事業者のビジネスモデルは、番組制作と広告によるもので、放送の受益者である国民は無料で情報を享受していること等を考慮いただいた制度設計をお願い致します。
				【東海テレビ放送株式会社】
82				【意見】 周波数移行の促進等を勘案した料額設定の在り方におけるデジタル化のインセンティブを適用するアナログシステムの選考については、例示のとおり「デジタル化への移行の必要性が高く、また技術的にも可能である」にも関わらず、長期にわたりアナログシステムを使い続けるシステム」に限定するなど十分検討をお願いします。 【理由】 電気事業者が利用するアナログ方式の無線システムは、電波伝搬特性上エリアのカバーが難しい山間部等においても電気の供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ保安を確保するための連絡設備として必要不可欠となっております。 【意見】 スマートメーターや M2Mシステムに係る電波利用料を安くする(免除すべき)というご意見に賛同します。 【理由】 スマートメーターにおける通信は、音声通信やインターネット接続を行う一般の携帯電話と比べて、データ通信量も少なくなることが想定される為、これを考慮した電波利用料額を設定いただきたい。
				【電気事業連合会】
83	3. その他			【主な検討課題以外の課題】 (課題) 電気通信事業者の設置する免許不要の無線 LAN 基地局に対する電波利用料徴収の是非 (課題に対する意見) 無線 LAN は周波数帯域を占有しない免許不要局であるため、営利目的か否かによらず、電波利用料は徴収すべきでないと考えます。
				【一般社団法人電子情報技術産業協会】

84	1. 電波利用公益事務の在り方			次期電波利用料の歳出規模については縮小についても検討すべきと考えます。支出料額については、それぞれの支出項目の中で真に支出が必要かどうかを精査し、また、必要な場合についても、その支出額の妥当性についての議論を行う必要があると考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		【VHF帯の経済的価値の適正な反映の在り方について】 第1回検討会の「資料1-2」の2ページにある通り、電波帯域の需要は無線用システムの技術的進展に伴い伝送できる情報量多い、より高い周波数帯であるUHF帯以上へ移行しており、これらに対応する各種施策に対して支出が行われています。 一方アナログ放送終了後の空き帯域(70MHz)では、放送・災害時対応を中心に割り当てられ、具体的サービスが実現しているのはV-Highマルチメディア放送のみ(14.5MHz)となっています。他の空き帯域で具体化しているサービス・システムは有りません。 これらのことからVHF帯の経済的価値は、相対的に低下していると考えられることから、その経済的価値の見直しを要望いたします。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		【特性係数の適用について】 東日本大震災では、携帯受信機による放送メディアからの災害情報・避難情報の取得が有効でした。 V-Highマルチメディア放送のソフト事業者は放送法上の基幹放送事業者として、災害放送等が義務付けられています。また、ハード事業者である弊社は基幹放送局提供事業者として、当該放送をあくまで受信できるように努める責務を負う事が放送法で定められ、使用する帯域は基幹放送用として割り当てられる周波数帯であり、他の基幹放送と同等の責務が課せられています。しかしながら他の基幹放送は、その公益性を考慮して特性係数が適用されていますが、マルチメディア放送はこれが非適用となっております。 V-Highマルチメディア放送は、対応端末の普及が進むに従ってラジオ・ワンセグと同様に防災上有効な放送メディアの1つとなり得、他の基幹放送と同等の公益性を有することから特性係数についても同等の扱いとしていただきますようお願いいたします。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		【新規参入者に対する軽減措置について】 新規サービスの導入立ち上げ期は、そのインフラ整備に多額の資金を要します。また参入当初は利用者数も少なく、収入も少ないことから、財務的に厳しい状態に置かれます。 マルチメディア放送はハード事業者とソフト事業者の両方が揃って放送サービスが可能となります。弊社はハード専業会社であり、電波利用料はその利用者であるソフト事業者に相当額(年額約4200万円/セグメント)として負担していただいています。一方ソフト事業者としては、番組制作・調達・権利処理等のノウハウを有するBS/CS放送の事業者などが有力候補と考えられます。BS放送を例に取ると、受信普及件数は約2500万件(※1)と、広く普及した市場環境であり、1事業者あたりの平均売上高を試算すると約59億円(※2)といった事業規模になります。この様な事業環境の中で、ソフト事業者がハード事業者に支払う放送料は、1番組あたりに換算すると約2.5億円(※3)になり、これに占める電波利用料の割合は、0.1%以下(※4)と推定されます。一方弊社の1セグメントあたりの伝送料は、4.5億円で、これに加え電波利用料相当額を負担していただいており、その割合は約8%となります。このことからソフト事業者の負担額はかなり大きく、新規参入の障害の1つと想定されます。また、最終的にそれは視聴者が負担することになります。新たなサービスの導入を阻害することなく、広く電波の利便性を享受し、電波の有効利用を図るために、新規参入・立ち上げ期にある事業者への新たな軽減措置の検討を要望いたします。 ※1: 総務省資料「衛星放送の現状」の「BS放送の受信普及数の推移」より ※2: 総務省資料「衛星放送の現状」の「BS放送の収支状況」より、衛星放送事業収益と、BS放送事業者数より算出 ※3: (株)放送衛星システム「事業報告(平成23年度)」に記載の、「基幹放送局提供収入」と、総務省資料「衛星放送の現状」の「BS放送のテレビ番組のチャンネル配列図」に記載の番組数より算出 ※4: 総務省「電波利用ホームページ」のBS放送に関する免許数と、BS放送の番組数(※3に同じ)より算出
【株式会社ジャパン・モバイルキャストिंग】				
85	1. 電波利用公益事務の在り方			【検討課題(電波利用公益事務の内容や歳出規模)に対する意見】 ・電波利用公益事務の費用に充てるため、無線局免許人に費用負担を求めるという現行制度の枠組みは適切と考えます。その一方で、その使途を精査することも必要です。 ・電波利用公益事務の内容として適当かどうか、見直しの際には、歳出・歳入の規模を縮小する方向で検討すべきです。また、制度が大きく変り、負担額が急増することがないように内容や料額を検討し、年度ごとの負担バランスを考慮して決定すべきと考えます。従って、電波利用公益費以外の支出(使途)に充てるべきではありません。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方			・東日本大震災の発災にあたり民放事業者は長期間にわたり緊急報道体制を設けて被災者や国民・県民へ情報提供しました。緊急時にはCMをカットし採算を度外視して災害報道に努めるなど、公共性を十分に認識し放送を担っている無線局であるため、電波利用料の見直しにあたっては、この点も十分勘案すべきと考えます。さらに、経済的価値が過度に反映した電波利用料を課すことは不適切であると考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		・広島テレビは、甚大な被害が予想される南海トラフ巨大地震を想定し大災害時であっても放送継続のため災害報道の訓練を系列局と共同で行い、独自に社内訓練も行いました。今後も継続する計画です。 また、緊急災害報道は極めて重要との認識で、大津波による地下浸水で社内電源設備が使用不能になった場合を想定し、放送維持のため社内電源設備の見直しを行いました。結果、新たに非常用発電設備と燃料タンクを上階に設置するなど防災設備投資を行いました。 こうした訓練や防災設備投資の目的は国民・県民の安全・安心につながる公共性の高い放送を行う無線局としての役割を担うためのものです。 経済的効率だけを優先したために、こうした無線局が排除されるような仕組みになつては、結果的に国民が不利益を被ると考えます。 よって、電波利用料制度における改定で経済的価値の反映が過度に進められることは賛成できません。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	・放送の電波利用料にかかる特性係数は、「国民への電波利用の普及に係る責務等」と「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」を勘案して規定されており、適切な措置であり、今後も維持すべきと考えます。
3. その他		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		【検討課題(2)の例に追加】 ・昨年12月に公表された「電波有効利用の促進に関する検討会」の報告書で電波利用料の見直しの課題として「国等の無線局の減免措置」が含まれていますがその項目は追加すべきと考えます。そして、放送局は災害時の報道をはじめ、公共性の役割を担っている放送を行う無線局に対しても、国等の無線局並みの減免措置が必要であると考えます。
				放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担に関する意見 ・「電波利用料の見直しに関する検討会」で、平成24年度の電波利用料予算の歳入・歳出入訳が示され、あわせて地上テレビジョン放送事業者と電気通信事業者の電波利用料負担額について配付されました。これを受け、放送事業者と携帯電話事業者の利用料負担がアンバランスではないかの指摘がありますが、携帯電話端末は電波を送受信する無線局であり、携帯電話事業者は利用者からの携帯電話の無線利用料を徴収しているのに対して、民放事業者は無線局利用料のみを負担しているのであって利用料負担の仕組みが違っており、こうした指摘は当たらないと考えます。 【その他】 ・民放事業者の電波利用料納付額と売上高や利益などと比較する意見がありますが、営業収益関連の指標と比較して論じることになると、公平性を欠いた負担方式なことに繋がり、比較して多寡を論じるときにはないと考えます。 ・電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収に関し、現行では免許不要局は電波利用料の徴収対象外となっていますが、営利目的の場合と非営利の場合を区分し徴収することが必要と考えます。電気通信事業者からの公衆無線LANシステムの利用料徴収は営利目的のものであり、電波の経済的価値から勘案すれば利用料徴収はすべきと考えます。
【広島テレビ放送株式会社】				

86	1. 電波利用公益事務の在り方			平成23年7月24日にアナログ放送を終了するにあたり、デジタル放送を視聴できない世帯が当時相当数に及ぶと想定されたため、ケーブルテレビ事業者は総務省からの要請を受け、デジアナ変換(地上デジタル放送をアナログ方式に変換し、アナログテレビでも地上デジタル放送を受信できるサービス)を平成27年3月末まで行うこととし、現在もアナログ放送を行っています。 弊社グループでも、国の要請に従い平成23年2月からいち早く導入を行うとともに、総務省と協力して視聴者向けに本サービスの周知広報を行いました。デジアナ変換装置導入に際しては国の補助がありましたが、貴重な周波数帯域を本サービスに割り当てたほか、装置の保守運用費用は事業者負担となっております。 デジアナ変換により、業界全体では2,400万世帯超、弊社グループだけでも900万世帯を超える視聴者に対し本サービスが提供されておりますが、その70%近くは無償提供となっております。また、昨年業界団体で行ったアンケート調査によると、全体の20%超(約500万世帯)の方に本サービスを利用いただいており、視聴者保護の一翼を今もなお担っているのは明らかです。 本サービスは暫定的なサービスであり、平成27年3月末日をもって終了します。今後本サービスを提供するにあたっては、規模が異なるとはいえアナログ放送終了時と同様の取り組みが必要となります。早い段階から現在も本サービスを利用されている数百万の視聴者に対し、デジタル化への取り組みの周知広報を、国と放送事業者、ケーブルテレビ事業者が一体となって行う必要があると考えます。 弊社グループも周知広報を行うのは当然ですが、本来デジアナ変換が国の要請により行われたことを考えれば、「地上デジタル放送への円滑な移行」を完遂するために、平成26～28年度に必要な電波利用公益事務の用途として、「デジアナ変換終了のための費用」とりわけ「デジアナ変換のための周知広報」を追加いただきたいと存じます。
87	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	② 新規参入事業者に対する軽減措置	【株式会社ジュピターテレコム】 モバキャス(V-Highマルチメディア放送)は、受信機の普及を一から始める新しいサービスであり、そのサービスの普及と発展の観点には、新規事業者の参入と既存事業者の事業基盤の確保が重要であり、その促進のため電波利用料の軽減処置を要望します。
88	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方		【ISDB-Tマルチメディアフォーラム】 現在、M2Mシステム等、様々な分野での電波利用の推進が検討されているが、車車間通信、路車間通信等を使って交通事故やCO2排出の削減を図るITSもその一つである。 今後、国民の安心・安全、新産業の創出等に資する端末で、組込み型、モジュール型等、比較の利用頻度の低い端末が普及していくことが予想されるので、こうした端末については、公共性、利用頻度等も考慮した上で、実用化、普及を加速させる新しい制度設計をお願いしたい。 このような観点も含めて、免許不要局については、電波の適正利用に大きな混乱を生じさせる恐れがほとんどなく、排他的権利も有していない等、受益も間接的であることから、従来通り非徴収とするべきであると考えます。
89	1. 電波利用公益事務の在り方			電波利用料の歳出(決算ベース)は、平成5年の導入当時の66億円から平成23年度には740億円と約11倍になり、導入以来増加の一途をたどっています。従って、現在の電波利用料の歳出が、電波法に定義されている「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」に限定されているかどうか、精査して頂くことを要望いたします。 さらに、電波法の定義に合致する既存の使途についても不断の見直しを行い、歳出削減に努めていくべきと考えます。また、使途拡大の歯止めとして電波法における限定列举を継続すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方		(個別無線局の電波利用料の廃止) 現在、携帯電話事業者等には帯域ごとと個別無線局ごとの二種類の電波利用料が課されていますが、基地局や、利用者の持つ端末(陸上移動局)が増加すると、それに比例して個別無線局ごとの電波利用料が増加する形となります。 事業者が持つ帯域をより多くの利用者、より広い基地局ネットワークで利用すること、すなわち多数の無線局の利用を可能にすることが周波数の有効利用につながり、またその周波数の経済的価値が上昇することにつながります。 今後モバイルブロードバンド市場は更なる発展が見込まれることを鑑みれば電波利用料は帯域ごととのみの徴収とし、個別無線局の電波利用料を廃止とすることで、周波数有効利用のインセンティブにつながると考えます。 (国・地方公共団体の電波利用料免除の廃止) 現在、国及び地方公共団体が免許(承認)を受けた無線局に係る電波利用料は、全額免除または半額の免除とされています。しかし、電波利用料を用いて行われる電波利用公益事務は無線局全体の受益を旨として実施されている以上、国及び地方公共団体が免許(承認)を受けた無線局であってもその受益の対象であるので、電波利用料を免除とせず、他の無線局と同等に徴収すべきであると考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方		(特性係数の在り方) 電波利用料の負担状況は、依然として携帯電話事業者とBWA事業者で81.5%と高い負担割合である一方、歳出状況を見ると地上デジタル放送総合対策費が43.3%であり、地上テレビジョン放送事業者の受益に対して地上テレビジョン放送事業者の負担が小さすぎるのではないかという指摘は現在も解消していません。 特性係数については、「国民への電波利用の普及に係る責務等」ならびに「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」として地上テレビジョン放送を始めとした放送事業が勘案されています。前者について、携帯電話設備は放送設備と同様に国民保護法施行令第27条第5項で生活関連等施設に指定されており、公共性の面で地上テレビジョン放送事業者とほぼ同等と考えられます。後者についても、災害時のライフラインとしての携帯電話の重要性を考慮すると、携帯電話事業についても同様の定義が適用できるものと考えられます。 一方で、携帯端末向けマルチメディア放送は、放送法関連審査基準において、地上テレビジョン放送と同等に災害放送の義務が課されているにもかかわらず、特性係数の適用除外となっており、同じ放送事業者間でも適用される特性係数にアンバランスな負担状況となっています。 また、総務省殿においても、平成22年8月30日「『次期電波利用料の見直しに関する基本方針』の公表及び意見募集の結果基本方針」において、「各無線システムの使用帯域幅に応じて負担する部分については、各無線システムの特性を勘案している(特性係数の適用)、次期については免許人の負担の急激な変化にも留意し、現在適用している特性係数に関しては基本的に維持するが、中期的に見直しを行い、現行の特性係数に替わるべき新たな措置を周波数帯毎の電波伝搬やシステム毎の電波利用形態等も踏まえ、検討する」と取り纏められています。以上を考慮し、地上テレビジョン放送事業者に対して適用されている特性係数は今限りで廃止することで、免許人間における不公平な負担状況を解消すべきと考えます。 (被災した無線局に対する減免) 被災した無線局に対する減免措置は前向きに検討すべきと考えます。ただし、海外での事例等を調査の上、適用条件や期間等を十分議論の上で進展させるべきと考えます。
	3. その他		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	(無線LAN基地局に対する料額設定の是非) 別紙2「電波利用料の見直しに関する主な検討課題」によると、電気通信事業者の設置する公衆無線LANシステムからの電波利用料徴収が例として挙げられていますが、対象を電気通信事業者が設置する無線LANに限定することは、同じ帯域を利用しているにもかかわらず課金される局と課金されない局が存在することになり、受益者全体で電波利用料を負担するという公平性を著しく欠いていると考えます。 さらに、無線LANは免許ならびに登録を必要としない無線局として既に国内各地に普及しており、これらすべてから電波利用料を正しく徴収できるのかという課題もあります。仮に新規の無線局のみに電波利用料を課し、既存の無線局には課さないといった整理を行ったとしても、受益者全体で電波利用料を負担するという公平性は担保されません。 以上より、無線LANに対して電波利用料を徴収する制度は導入すべきでないと考えます。また、世界的に同様の事例があるのか、調査して頂くことを要望いたします。
90	1. 電波利用公益事務の在り方			【イー・アクセス株式会社】 (1) 電波利用公益事務の使途は、電波の適正な利用の確保に関わるものに限定するべきである 電波利用料は、電波法第103条の2第4項に「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」として定義されており、電波の適正な利用の確保に関わる使途以外のものに使用すべきではないと考えます。 現状、電波の適正な利用の確保とは明らかに異なる「子供手当」「児童手当」等に電波利用料が充てられていますが、電波法に定義されている無線局全体の受益とは関係のない使途であるため、本来の電波利用料の無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用以外は排除するべきであり、定義されている以外の使途は際限がなく広がる懸念があるため、歯止めをかけるためにも電波法に使途を明文化するべきと考えます。

			(2)新たな使途として電波法改正に盛り込まれている、人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付(防災行政無線等のデジタル化)は、全国一律で利用できるシステムを導入するべきである 新たな使途として電波法改正に盛り込まれている、人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付は、電波有効利用の促進に関する検討会において電波利用料使途の追加が検討され、新たな使途追加に向けて現在第183回国会に電波法の一部を改正する法律案として提出されていますが、これは地方公共団体が設置する防災行政無線システム等のデジタル化のための補助金と理解しております。 現在の防災行政無線は、全国の地方公共団体が個々に導入しているために、地方公共団体間で相互に通信することが出来ず、情報の共有化等の地方公共団体間の広域連携を行うことが出来ません。 補助金の交付を行うのであれば、防災行政無線等のデジタル化は、広域連携が出来るように全国一律で同一のシステムとし、また、災害に強いシステムを導入するべきであると考えます。 実際に、内閣府「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」の総務省消防庁「東日本大震災における防災行政無線による情報伝達について」資料中、「東日本大震災における市町村防災行政無線の使用状況について」によると、東日本大震災では被災地の市町村防災行政無線のシステムが使用出来なかったとの事例が報告されています。 地上系のシステムが被災して使えなくなることを考え、災害時でも中継線の切断や基地局の倒壊、機器の故障等のリスクが少なく、地上系システムと連携した衛星系のシステムの活用が電波の有効利用にもつながると考えます。
2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 (1)放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消し、地上テレビジョン放送事業者に適用されている特性係数は廃止するべきである 電波利用料の見直しに関する検討会において、事業者別に平成23年度の電波利用料負担額が示されましたが、地上テレビジョン放送事業者の電波利用料は約55億円(割当て帯域幅約240MHz)に対して、携帯電話・BWA事業者の電波利用料は約625億円(割当て帯域幅約380MHz)となっており、それぞれを1MHz幅に換算すると、0.23億/MHz:1.6億/MHzとなり、携帯電話・BWA事業者は放送事業者の7倍支払っていることとなり放送と通信の利用する周波数幅に対する料額にはアンバランスが生じております。 また、地上テレビジョン放送事業者は、公共性を理由に二つの特性係数「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」を合わせて1/4の減免が適用されています。 基幹放送普及計画において全国各地域においてあまねく受信できること、また、放送法関係審査基準において災害放送の義務が地上テレビジョン放送と同等に課されている携帯端末向けマルチメディア放送は、特性係数の適用除外となっており、同じ放送事業者の中においてもアンバランスが生じております。 通信・放送の融合化により放送の設備において通信用途にも使用が可能となっていくこと、更に携帯電話事業も東日本大震災ではライフラインであることが国民に認識され、携帯電話事業も放送事業と同じく公共性を有していますが特性係数が適用されていないため、地上テレビジョン放送事業者の特性係数を廃止し、電波利用料における放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消するべきであると考えます。	(2)国・地方公共団体の電波利用料の免除は、撤廃するべきである 国及び地方公共団体は、電波利用料が全額免除または半額免除されていますが、電波利用料制度は、電波監視等の無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務(電波利用公益事務)の処理に要する費用について、その受益者である免許人全体で負担する手数料制度であり、国及び地方公共団体が免許を受けた無線局も受益を受けているため、電波利用料を全額徴収するべきであると考えます。 免許人によって、電波利用料を全額免除または半額免除するといったアンバランスは解消し、受益者負担の考え方を国及び地方公共団体に適用することによって、免許を取得する側にコスト意識が生まれるため、より周波数を有効利用しようというインセンティブが働くものと考えます。
	(1)経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数移行の促進等を勘案した料額設定の在り方 (3)広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止するべきである 広域専用電波を利用する携帯電話事業者各社は、トラヒック対策のため小セル化や、屋内対策でフェムト基地局によるトラヒックオフロードを行う等電波の利用効率を高め、多数の無線局の利用を可能にすればするほど、電波利用料の負担が重くなるので、周波数有効利用のインセンティブが働くように、携帯電話事業者等が使用する広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止するべきであると考えます。	
		② 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を勘案した算定方法の在り方 (3)運用制限帯域は、特性係数を新たに設定し、減免するべきである 運用制限のある帯域や周波数を共用している帯域では、輻射方向・EIRPの制限や、運用場所を屋内等に限定する等、免許人等が自由に無線局を設置出来ない等の制約が生じており、運用制限の無い帯域とは経済的価値が異なると考えます。 例えば、2.5GHz帯BWA帯域における2545～2555MHzの10MHz幅は、平成26年12月末まで隣接帯域を使用している端末との干渉を防ぐため、屋外に基地局を設置することは出来ませんが、運用制限の無い帯域と同じ電波利用料が発生しております。 このように運用制限のある帯域は、特性係数を新たに設定し、電波利用料を減免するべきと考えます。	
	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 (4)運用制限帯域は、特性係数を新たに設定し、減免するべきである 運用制限のある帯域や周波数を共用している帯域では、輻射方向・EIRPの制限や、運用場所を屋内等に限定する等、免許人等が自由に無線局を設置出来ない等の制約が生じており、運用制限の無い帯域とは経済的価値が異なると考えます。 例えば、2.5GHz帯BWA帯域における2545～2555MHzの10MHz幅は、平成26年12月末まで隣接帯域を使用している端末との干渉を防ぐため、屋外に基地局を設置することは出来ませんが、運用制限の無い帯域と同じ電波利用料が発生しております。 このように運用制限のある帯域は、特性係数を新たに設定し、電波利用料を減免するべきと考えます。	
	(1)経済的価値の適正な反映の在り方	② 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を勘案した算定方法の在り方 (5)ITS等は周波数の経済的価値に見合った電波利用料を支払うべきである 電波利用料の負担について、ある特定の免許人のみに対して優遇をするべきではなく、公平性を担保し、それぞれの免許人が負担するべきと考えます。 例えば、ITSの周波数は今回地デジの周波数移行によって新たに利用可能となった755～765MHzで携帯電話用国際標準バンド(3GPP Band28)として規定されている703～748MHz/758～803MHzに含致していますが、日本固有の周波数配置として割当てられています。また、同様に特定ラジオマイクも710～714MHz帯に割当てられています。 700MHz帯を割当てられた携帯電話事業者は電波利用料を支払うのと同様に、ITSや特定ラジオマイクの免許人も割当てられている700MHz帯の経済的価値に見合った帯域の電波利用料を支払うべきであると考えます。	
	(2)電波利用料の軽減措置の在り方	③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置 (6)被災した無線局に対する電波利用料については減免を可能とするべき 大韓民国では、2012年8月に発生した台風によって特別災難地域で宣言された全南(チョンナム)、長興郡(チャンフングン)など23市・郡・区に開設されている無線局に対する電波使用料を被害復旧支援の一環で6ヶ月間全額減免したとのことで、電波利用料を減免することによって被災地域の復旧支援を行なっております。 今回の改正において、激甚災害や局地激甚災害に指定された地域の被害復旧支援の一環として、指定された地域に開設されている無線局の電波利用料について、災害の翌年に電波利用料の減免を可能なものとする制度にするべきと考えます。	
3. その他			【主な検討課題以外の課題】 (課題) 「1つの端末で複数の通信が利用可能(BWAと携帯電話システム等)な陸上移動局の電波利用料徴収の在り方」 (課題に対する意見) 広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止する経過措置として、MNOがMVNOやローミングを行なっている陸上移動局は、電波利用料を免除するべき 近年の携帯電話端末は、1つの端末で複数の方式(W-CDMAとLTE等)やシステム(携帯電話とBWA等)、複数の周波数帯に対応した通信が可能となっております。 現在は携帯電話端末の陸上移動局の免許毎に電波利用料を負担し、例えば携帯電話とBWAが一つの携帯電話端末で通信が可能な場合は二重免許として扱われ、携帯電話事業者とBWA事業者それぞれが一つの携帯電話端末に対して電波利用料を負担しています。将来のモバイル通信技術の発展を考慮すると、第4世代携帯電話等さらに方式やシステムが増えると予測されますが、その際にはそれぞれの免許ごとに電波利用料を負担するべきでないと考えます。 携帯電話やBWAの特定基地局の開設計画の認定において、特定基地局の促進としてMVNOについては「他の電気通信事業者等多数の者に対する、即電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること」として競願時審査基準とされており、非常に重要な項目となっております。 また、大韓民国においても昨年末にMNOがMVNOやローミングを行っている無線局に対して電波使用料を減免するよう制度化されております。 MNOがMVNOやローミングを行っている無線局に関しては電波利用料を減免し、MVNO事業者が負担する電波利用料を不要とすることにより、MVNO市場の活性化や移動体通信市場の競争を通じて、電気通信事業の健全な発展となると考えます。

			① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非 無線LAN帯域に対して電波利用料を徴収する制度は導入するべきではない 電波利用料は無線LAN等の免許及び登録を要しない無線局から徴収するべきではないと考えます。 免許及び登録を要しない無線局は、 ・発射する電波が著しく微弱な無線局 ・市民ラジオの無線局 ・小電力の特定の用途に使用する無線局 として規定されており、届出を必要としないことから設置されている場所を特定できない無線局と理解しております。 また、無線LANは割当てられている周波数帯が世界的に共通の周波数帯域であり、ISMバンドとして高周波利用設備との共用帯域である2.4 GHz 帯、日本では一部レーダーと共用している5GHz帯が割当てられています。無線LANは電波監視等の電波利用料の恩恵を免許局と同程度に受けていないこと、並びに他の無線局に混信を及ぼさないこと、ワイヤレス産業の受益者はユーザーであることから、徴収の対象とするべきではないと考えます。 電波利用料の徴収は、ある特定の利用者のみから徴収するといったようなアンバランスな制度ではなく、基地局と端末、新規と既存といったアンバランスを解消し、受益者全体で負担する公平性を担保しなければならないと考えます。
91	1. 電波利用公益事務の在り方		【ソフトバンクモバイル株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクBB株式会社】 (1) 電波利用公益事務の使途は、電波の適正な利用の確保に関わるものに限定するべきである 電波利用料は、電波法第103条の2第4項に“無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用”として定義されており、電波の適正な利用の確保に関わる使途以外のものに使用するべきではないと考えます。 現状、電波の適正な利用の確保とは明らかに異なる「子供手当」「児童手当」等に電波利用料が充てられています。電波法に定義されている無線局全体の受益とは関係のない使途であるため、本来の電波利用料の無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用以外は排除するべきであり、定義されている以外の使途は隙間がなく広がる懸念があるため、歯止めをかけるために電波法に使途を明文化するべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 (1) 放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消し、地上テレビジョン放送事業者に適用されている特性係数は廃止するべきである 地上テレビジョン放送事業者は、公共性を理由に二つの特性係数「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」を合わせて1/4の減免が適用されています。 基幹放送普及計画において全国各地域においてあまねく受信できること、また、放送法関係審査基準において災害放送の義務が地上テレビジョン放送と同等に課されている携帯端末向けマルチメディア放送は、特性係数の適用除外となっており、同じ放送事業者の中においてもアンバランスが生じています。 通信・放送の融合化により放送の設備において通信用途にも使用が可能となっていること、更にPHS・携帯電話事業も東日本大震災ではライフラインであることが国民に認識され、PHS・携帯電話事業も放送事業と同じく公共性を有していますが特性係数が適用されていないため、地上テレビジョン放送事業者の特性係数を廃止し、電波利用料における放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消するべきであると考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方 (2) 国・地方公共団体の電波利用料の免除は、撤廃するべきである 国及び地方公共団体は、電波利用料が全額免除または半額免除されていますが、電波利用料制度は、電波監視等の無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務(電波利用公益事務)の処理に要する費用について、その受益者である免許人全体で負担する手数料制度であり、国及び地方公共団体が免許を受けた無線局も受益を受けているため、電波利用料を全額徴収するべきであると考えます。 免許人によって、電波利用料を全額免除または半額免除するといったアンバランスは解消し、受益者負担の考え方を国及び地方公共団体に適用することによって、免許を取得する側にコスト意識が生まれるため、より周波数を有効利用しようというインセンティブが働くものと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 (3) 運用制限帯域は、特性係数を新たに設定し、減免するべきである 運用制限のある帯域や周波数を共用している帯域では、輻射方向・EIRPの制限や、運用場所を屋内等に限定する等、免許人等が自由に無線局を設置出来ない等の制約が生じており、運用制限の無い帯域に合致していますが、日本固有の周波数配置として例えば、2.5GHz帯BWA帯域における2545～2555MHzの10MHz幅は、平成26年12月末まで隣接帯域を使用している端末との干渉を防ぐため、屋外に基地局を設置することは出来ませんが、運用制限の無い帯域と同じ電波利用料が発生しております。 このように運用制限のある帯域は、特性係数を新たに設定し、電波利用料を減免するべきと考えます。
		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	② 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を勘案した算定方法の在り方 (4) ITS等は周波数の経済的価値に見合った電波利用料を支払うべきである 電波利用料の負担について、ある特定の免許人のみに対して優遇をするべきではなく、公平性を担保し、それぞれの免許人が負担するべきと考えます。 例えば、ITSの周波数は今回地デジの周波数移行によって新たに利用可能となった755～765MHzで携帯電話用国際標準バンド(3GPP Band28)として規定されている703～748MHz/758～803MHzに合致していますが、日本固有の周波数配置として割当てられています。また、同様に特定ラジオマイクも710～714MHz帯に割当てられています。 700MHz帯を割当てられた携帯電話事業者は電波利用料を支払うのと同様に、ITSや特定ラジオマイクの免許人も割当てられている700MHz帯の経済的価値に見合った帯域の電波利用料を支払うべきであると考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	③ 被災した無線局に対する減免を可能とする措置 (5) 被災した無線局に対する電波利用料については減免を可能とするべき 被災した無線局に対する電波利用料については、減免を可能とするべきと考えます。 なお、制度化にあたっては、諸外国での事例等を参考に十分議論し、適用条件等を明文化しておくべきと考えます。
	3. その他		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非 (1) 無線LAN帯域に対して電波利用料を徴収する制度は導入するべきではない 電波利用料は無線LAN等の免許及び登録を要しない無線局から徴収するべきではないと考えます。 免許及び登録を要しない無線局は、 ・発射する電波が著しく微弱な無線局 ・市民ラジオの無線局 ・小電力の特定の用途に使用する無線局 として規定されており、届出を必要としないことから設置されている場所を特定できない無線局と理解しております。 また、無線LANは割当てられている周波数帯が世界的に共通の周波数帯域であり、ISMバンドとして高周波利用設備との共用帯域である2.4 GHz 帯、日本では一部レーダーと共用している5GHz帯が割当てられています。無線LANは電波監視等の電波利用料の恩恵を免許局と同程度に受けていないこと、並びに他の無線局に混信を及ぼさないこと、ワイヤレス産業の受益者はユーザであることから、徴収の対象とするべきではないと考えます。 電波利用料の徴収は、ある特定の利用者のみから徴収するといったようなアンバランスな制度ではなく、基地局と端末、新規と既存といったアンバランスを解消し、受益者全体で負担する公平性を担保しなければならないと考えます。
92	1. 電波利用公益事務の在り方		【株式会社ウィルコム】 電波利用公益事業の内容として、「ホワイトスペースの利用環境整備」や「他の周波数帯におけるホワイトスペース利用」、「ホワイトスペース利用システムの高度化」等を含めた電波資源拡大のための研究開発等を充実していただきますようお願いいたします。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方		・電波利用料額の算定に当たって考慮すべき事項 特にホワイトスペースを活用するエリア放送は災害時の避難所でのコミュニティ情報配信への活用が有効とされており、自治体との防災協定に基づく災害時の運用などが期待されています。平時の運用を続けることにより事業性を確保することにより、対応を可能とすることになります。さらにエリア放送の運用自体新規参入事業ということになります。エリア放送にはこうした特性があるため、利用額の軽減措置を配慮していただきますようお願いいたします。 ・無線局データベースの作成・管理 エリア放送については、エリア放送の識別子管理ということで電波技術協会内にホワイトスペース利用システム普及推進室が設けられており、4月から「エリア放送のネットワーク識別などの登録管理料」が徴収されることになっています。 こうした管理業務団体への支援についても考慮していただきますようお願いいたします。
			【株式会社ハートネットワーク】

93	3. その他		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非 意見：電気通信事業者の設置する無線LAN基地局に対する電波利用料徴収に反対である。 理由1：他の免許不要局の中にも営利目的で利用されているものがあり、電波利用料の賦課の衡平性に欠ける。 理由2：免許不要局への徴収はそもそも請求先をどう把握するのか。把握できないのであれば、局数は自己申告ベースとならざるを得ない。 理由3：ビジネスの普遍的な構造として、追加負担コストの吸収・転嫁に対応する必要が生じた場合、業界・市場の成長速度が低下することになる。経済成長を回復させ、日本の国力を維持・増大させ国益に貢献することに反することとなることを強く懸念する。 「電気通信事業者の設置する無線LAN基地局に対する電波利用料徴収」により、Wi-Fiを利用した新しいビジネスの出現・成長を阻害することを強く懸念する。 【無線LANビジネス推進連絡会】
94	3. その他		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非 意見：電気通信事業者の設置する無線LAN基地局に対する電波利用料徴収に反対します。 無線LAN/Wi-Fiは通信を利用できるアクセスポイントから非常に短距離での利用に限定される制約がありつつも、ブロードバンド通信技術の中でも最高速度の通信速度で、手軽に、ワイヤレスで利用できるメリットによって市場に受け入れられてきたものです。 その特性故に、また、アンライセンスであるために、Wi-Fi機能を搭載した端末の多様性は他の通信方式にはないものとなっております。市場にはパーソナルコンピュータをはじめ、携帯端末、ゲーム機、カメラ等の様々なWi-Fi搭載機器が市場に提供されていますし、アンライセンスであるが故に、消費者に受け入れられる価格で提供されるようになっております。 このような無線LAN/Wi-Fiは、ライセンスを伴う通信方式ではハードルの高い要件に対して現実解を提供することができるため、自治体でのベストソリューションとして結実しております。 さらには、学校において電波の有効利用を図るために、学校・事業者共用アクセスポイントを設置するに至っております。提供エリアの拡大のために、様々な主体が投資を行い、設置場所の所有者も様々な形で貢献をしてきた結果、需要の高い場所への提供がすみ、カバーエリアも広がってきました。 このように、無線LAN/Wi-Fiは提供エリア拡大について、アンライセンスであるが故に、柔軟かつ迅速に対応できること、通信速度を向上させる技術の提供速度が速いことから、急激に増大した携帯網のデータ通信需要に対して通信トラフィックをWi-Fi網へオフロードするということにも使われることとなっております。 最近では、大規模災害時等の安否確認、避難情報の入手、帰宅困難者対策にて、携帯3G、LTEを利用しないPC、タブレット、ゲーム機等を含めたWi-Fi対応の全端末に対しての接続性を提供する情報提供手段の拡充が進められていることも、このような背景を踏まえてのことだと考えます。 無線LAN基地局に対する電波利用料徴収が行われた場合には、これらの利用者の利便性向上に資する流れが現在より遅くなる、あるいは、現在より後退する恐れがあると思っております。 最後になりますが、当社としては、マルチSSIDの導入等、通信事業者横断の仕組みを作り上げ、提供エリアでの電波有効利用に対して努力し、開発等に投資を行ってきましたことにつきましてご理解いただけますようお願い申し上げます。 【エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社】
95	1. 電波利用公益事務の在り方		(1) 電波利用公益事務の使途は、電波の適正な利用の確保に関わるものに限定するべきである 電波利用料は、電波法第103条の2第4項に「無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用」として定義されており、電波の適正な利用の確保に関わる使途以外のものに使用するべきではないと考えます。 現状、電波の適正な利用の確保とは明らかに異なる「子供手当」「児童手当」等に電波利用料が充てられていますが、電波法に定義されている無線局全体の受益とは関係のない使途であるため、本来の電波利用料の無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用以外は排除するべきであり、定義されている以外の使途は隙隙がなく広がる懸念があるため、歯止めをかけるためにも電波法に使途を明文化するべきと考えます。 (2) 新たな使途として電波法改正に盛り込まれている、人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付（防災行政無線等のデジタル化）は、全国一律で使用できるシステムを導入するべきである 新たな使途として電波法改正に盛り込まれている、人命又は財産の保護の用に供する無線設備の整備のための補助金の交付は、電波有効利用の促進に関する検討会において電波利用料使途の追加が検討され、新たな使途追加に向けて現在第183回国会に電波法の一部を改正する法律案として提出されていますが、これは地方公共団体が設置する防災行政無線システム等のデジタル化のための補助金と理解しております。 現在の防災行政無線は、全国の地方公共団体が個々に導入しているために、地方公共団体間で相互に通信することが出来ず、情報の共有化等の地方公共団体間の広域連携を行うことが出来ません。 補助金の交付を行うのであれば、防災行政無線等のデジタル化は、広域連携が出来るように全国一律で同一のシステムとし、また、災害に強いシステムを導入するべきであると考えます。 実際に、内閣府「東日本大震災における災害応急対策に関する検討会」の総務省消防庁「東日本大震災における防災行政無線による情報伝達について」資料中、「東日本大震災における市町村防災行政無線の使用状況について」によると、東日本大震災では被災地の市町村防災行政無線のシステムが使用出来なかった事例が報告されています。 地上系のシステムが被災して使えなくなることを考え、災害時でも中継線の切断や基地局の倒壊、機器の故障等のリスクが少なく、地上系システムと連携した衛星系のシステムの活用が電波の有効利用にもつながる应考虑です。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方 (1) 放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消し、地上テレビジョン放送事業者に適用されている特性係数は廃止するべきである 電波利用料の見直しに関する検討会において、事業者別に平成23年度の電波利用料負担額が示されましたが、地上テレビジョン放送事業者の電波利用料は約55億円（割当て帯域幅約240MHz）に対して、携帯電話・BWA事業者の電波利用料は約625億円（割当て帯域幅約380MHz）となっており、それぞれを1MHz幅に換算すると、0.23億/MHz：1.6億/MHzとなり、携帯電話・BWA事業者は放送事業者の7倍支払っていることとなり放送と通信の利用する周波数幅に対する料額にはアンバランスが生じております。 また、地上テレビジョン放送事業者は、公共性を理由に二つの特性係数「国民への電波利用の普及に係る責務等」「国民の生命、財産の保護に著しく寄与するもの」を合わせて1/4の減免が適用されています。 基幹放送普及計画において全国各地域においてあまねく受信できること、また、放送法関係審査基準において災害放送の義務が地上テレビジョン放送と同等に課されている携帯端末向けマルチメディア放送は、特性係数の適用除外となっております。同じ放送事業者の中においてもアンバランスが生じております。 通信・放送の融合化により放送の設備において通信用途にも使用が可能となっていくこと、更に携帯電話事業も東日本大震災ではライフラインであることが国民に認識され、携帯電話事業も放送事業と同じく公共性を有していますが特性係数が適用されていないため、地上テレビジョン放送事業者の特性係数を廃止し、電波利用料における放送と通信の利用する周波数幅に対する料額のアンバランスは今回の改正で解消するべきであると考えます。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	(2) 国・地方公共団体の電波利用料の免除は、撤廃するべきである 国及び地方公共団体は、電波利用料が全額免除または半額免除されていますが、電波利用料制度は、電波監視等の無線局全体の受益を直接の目的として行う行政事務（電波利用公益事務）の処理に要する費用について、その受益者である免許人全体で負担する手数料制度であり、国及び地方公共団体が免許を受けた無線局も受益を受けているため、電波利用料を全額徴収するべきであると考えます。 免許人によって、電波利用料を全額免除または半額免除するといったアンバランスは解消し、受益者負担の考え方を国及び地方公共団体に適用することによって、免許を取得する側にコスト意識が生まれるため、より周波数を有効利用しようというインセンティブが働くものと考えます。
	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	② 経済的価値（周波数幅、周波数の逼迫状況等）を勘案した算定方法の在り方	(3) 広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止するべきである 広域専用電波を利用する携帯電話事業者各社は、トラヒック対策のため小セル化や、屋内対策でフェムト基地局によるトラヒックオフロードを行う等電波の利用効率を高め、多数の無線局の利用を可能にするほど、電波利用料の負担が重くなるので、周波数有効利用のインセンティブが働くように、携帯電話事業者等が使用する広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止するべきであると考えます。
	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置（特性係数）の在り方	(4) 運用制限帯域は、特性係数を新たに設定し、減免するべきである 運用制限のある帯域や周波数を共用している帯域では、輻射方向・EIRPの制限や、運用場所を屋内等に限定する等、免許人等が自由に無線局を設置出来ない等の制約が生じており、運用制限の無い帯域とは経済的価値が異なる应考虑です。 例えば、2.5GHz帯BWA帯域における2545～2555MHzの10MHz幅は、平成26年12月末まで隣接帯域を使用している端末との干渉を防ぐため、屋外に基地局を設置することは出来ませんが、運用制限の無い帯域と同じ電波利用料が発生しております。 このように運用制限のある帯域は、特性係数を新たに設定し、電波利用料を減免するべきと考えます。

		(1) 経済的価値の適正な反映の在り方 (2) 電波利用料の軽減措置の在り方	(2) 経済的価値(周波数幅、周波数の逼迫状況等)を勘案した算定方法の在り方 (3) 被災した無線局に対する減免を可能とする措置	(5) ITS等は周波数の経済的価値に見合った電波利用料を支払うべきである 電波利用料の負担について、ある特定の免許人のみに対して優遇をするべきではなく、公平性を担保し、それぞれの免許人が負担するべきと考えます。 例えば、ITSの周波数は今回地デジの周波数移行によって新たに利用可能となった755～765MHzで携帯電話用国際標準バンド(3GPP Band28)として規定されている703～748MHz/758～803MHzに合致していますが、日本固有の周波数配置として割当てられています。また、同様に特定ラジオマイクも710～714MHz帯に割当てられています。 700MHz帯を割当てられた携帯電話事業者は電波利用料を支払うのと同様に、ITSや特定ラジオマイクの免許人も割当てられている700MHz帯の経済的価値に見合った帯域の電波利用料を支払うべきであると考えます。 (6) 被災した無線局に対する電波利用料については減免を可能とするべき 大韓民国では、2012年8月に発生した台風によって特別災難地域で宣言された全南(チョンナム)、長興郡(チャンフングン)など23市・郡・区に開設されている無線局に対する電波使用料を被害復旧支援の一環で6ヶ月間全額減免したとのことで、電波利用料を減免することによって被災地域の復旧支援を行なっております。 今回の改正において、激甚災害や局地激甚災害に指定された地域の被害復旧支援の一環として、指定された地域に開設されている無線局の電波利用料について、災害の翌年に電波利用料の減免を可能なものとする制度にするべきと考えます。
	3. その他			【主な検討課題以外の課題】(課題) 「1つの端末で複数の通信が利用可能(BWAと携帯電話システム等)な陸上移動局の電波利用料徴収の在り方」 (課題に対する意見) 広域専用電波の帯域は帯域利用料のみとし、個別の無線局の利用料は廃止する経過措置として、MNOがMVNOやローミングを行なっている陸上移動局は、電波利用料を免除するべき 近年の携帯電話端末は、1つの端末で複数の方式(W-CDMAとLTE等)やシステム(携帯電話とBWA等)、複数の周波数帯に対応した通信が可能となっております。 現在は携帯電話端末の陸上移動局の免許毎に電波利用料を負担し、例えば携帯電話とBWAが一つの携帯電話端末で通信が可能な場合は二重免許として扱われ、携帯電話事業者とBWA事業者それぞれが一つの携帯電話端末に対して電波利用料を負担しています。将来のモバイル通信技術の発展を考慮すると、第4世代携帯電話等さらに方式やシステムが増えると予測されますが、その際にはそれぞれの免許ごとに電波利用料を負担するべきでないと考えます。 携帯電話やBWAの特定基地局の開設計画の認定において、特定基地局の促進としてMVNOについては「他の電気通信事業者等多数の者に対する、却電気通信役務の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画がより充実していること」として競願時審査基準とされており、非常に重要な項目となっております。 また、大韓民国においても昨年末にMNOがMVNOやローミングを行っている無線局に対して電波使用料を減免するよう制度化されております。 MNOがMVNOやローミングを行っている無線局に関しては電波利用料を減免し、MVNO事業者が負担する電波利用料を不要とすることにより、MVNO市場の活性化や移動体通信市場の競争を通じて、電気通信事業の健全な発展となると考えます。
			① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	無線LAN帯域に対して電波利用料を徴収する制度は導入するべきではない 電波利用料は無線LAN等の免許及び登録を要しない無線局から徴収するべきではないと考えます。 免許及び登録を要しない無線局は、 ・発射する電波が著しく微弱な無線局 ・市民ラジオの無線局 ・小電力の特定の用途に使用する無線局 として規定されており、届出を必要としないことから設置されている場所を特定できない無線局と理解しております。 また、無線LANは割当てられている周波数帯が世界的に共通の周波数帯域であり、ISMバンドとして高周波利用設備との共用帯域である2.4GHz帯、日本では一部リーダーと共用している5GHz帯が割当てられていますが、無線LANは電波監視等の電波利用料の恩恵を免許局と同程度に受けていないこと、並びに他の無線局に混信を及ぼさないこと、ワイヤレス産業の受益者はユーザーであることから、徴収の対象とするべきではないと考えます。 電波利用料の徴収は、ある特定の利用者のみから徴収するといったようなアンバランスな制度ではなく、基地局と端末、新規と既存といったアンバランスを解消し、受益者全体で負担する公平性を担保しなければならないと考えます。
96	1. 電波利用利益事務の在り方 2. 次期電波利用料の見直しの考え方			【Wireless City Planning株式会社】 (課題) オフロード対策に係る受益と負担の在り方について (課題に対する意見) 無線LANによるモバイルトラフィックのオフロードについて、「電波有効利用の促進に関する検討会 報告書(案)」に対する意見募集の結果について(平成24年12月25日公表)によれば、次の考え方が示されているところです。 一般的に、トラフィックのオフロード対策として、無線LANを活用することは、携帯電話のための周波数帯域の逼迫に伴う将来的な追加割当の頻度やその帯域の節約に資すると考えられ、結果的には無線局免許人全体の受益に資すると考えられます。 一方、「無線LANビジネス研究会報告書」(平成24年7月20日公表)によれば、「オフロードの取組に対する影響」として、携帯電話事業者は本来実施すべき自社携帯網の増強(設備投資)が軽減されることとなる と示されていることを踏まえると、オフロード対策により携帯電話事業者が得る受益は、無線局免許人全体の受益に比べてはるかに大きいことは明らかです。さらに、受益が得られる時期にも明らかな格差があり、即時に受益が得られるのは携帯電話事業者のみです。 そのため、オフロード対策により携帯電話事業者が得る受益の規模および経済的価値について明確にすべきと考えます。 また、オフロード対策を過度に推進することになれば、携帯電話事業者は設備投資を抑制できる反面、固定通信事業者やISP事業者が設備投資を強いられることとなり、競争上の不公平を生むこととなります。そのため、国としてオフロード対策を推進するのであれば、まずは、モバイルトラフィックの増加に伴って生ずる設備コストの公平な負担の在り方を整理いただくことを要望します。この課題に対する考え方が整理されていない段階において、オフロード対策の費用(電波利用料の使途「電波の能率的かつ安全な利用に関するリテラシー向上」)を電波利用料として広く負担を求めることは不相当であり、直接的に受益を得ることとなる携帯電話事業者が負担すべきと考えます。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(2) 電波利用料の軽減措置の在り方 (3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方 ② スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム	無線局の特性に応じて適用される軽減措置を一部見直すべきと考えます。 近年、インターネットをはじめとする情報通信技術の急速な発展・普及および通信・放送の融合が進展しているに伴い、国民の一人一人が必要とする情報とそのアクセス手段(固定電話、携帯電話、インターネット、放送)は、多様化しています。同様に、国民の生命、財産の保護に資する無線システムも多様化しており、それぞれのシステムは、同等の役割を果たしていることから、国民の生命、財産の保護に寄与する無線システムに対する特性係数の適用対象を見直すべきと考えます。 新しいデータ通信システム(スマートメーターやM2Mシステムなど)に対する電波利用料の料額および免除の要否の検討にあたっては、当該無線局の免許要否を勘案すべきと考えます。 当該システムの無線局が免許不要局であるならば、利用する周波数帯における排他的権利は有しないことから、他の無線システムと同様に電波利用料を免除すべきです。 一方、免許を要する無線局であるならば、周波数の占用により受益が保証されることから、電波利用料を徴収すべきと考えます。 ただし、当該システムによる通信が低頻度であって周波数を占用する時間が小さくなる場合については、その通信特性を考慮し、料額を安くすることは適当と考えます。
	3. その他		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非について、次の理由から、引き続き、電波利用料徴収の対象とすべきではないと考えます。 □ 電波利用料の徴収対象としないことにより、無線LANによるICT利活用の促進や新たな産業・ビジネスの創出等が期待される □ 無線LANが利用する周波数帯は、複数の無線局による共用が前提であり、排他的権利を有していないことから、他の無線局の利用状況によっては輻輳等により一定の通信品質が確保できない可能性があり、無線局の受益が保証されているものではないため □ 特定の免許不要局のみに対して電波利用料を徴収することになれば、負担の公平性が損なわれ、電波利用の利益費用とする電波利用料の趣旨に反するため □ 電気通信事業者の事業内容や規模等によって得られる受益に格差があるため (例えば、無線LANへのオフロードにより、大幅な設備投資の削減効果が期待できるモバイル事業者(上位3社グループ)と公衆無線LAN設置事業者との間で得られる受益に格差がある。)
				【株式会社ケー・オプティコム】

97	1. 電波利用公益事務の在り方			「電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用公益事務)の処理に要する費用を受益者である無線局免許人等が公平に分担する」という現行制度の趣旨を今後も維持すべきと考えます。 使途の拡大や強化を行う場合には、電波利用公益事務の範囲においてその必要性や歳出規模等を十分に精査し、現在の歳出規模がこれ以上拡大しないよう必要最小限の歳出にすべきと考えます。 地デジ対策の国庫債務負担行為による歳出が終了する平成29年度以降については、歳出総額削減の可能性について検討されることを希望します。
	2. 次期電波利用料の見直しの考え方	(1) 経済的価値の適正な反映の在り方	③ 周波数の有効利用状況や他用途の周波数を確保するための周波数以降の促進等を勘案した料額設定の在り方	多種多様な携帯電話端末の利用状況、電波利用料の受益と負担のバランス、電波有効利用の度合い、新たな利用形態(例えばEmbedded-SIM(E-SIM)時代の到来)に応じた利用料負担の在り方の検討などを考慮すると、包括免許(端末)の局数単位の料額制度を廃止し、広域専用電波利用料への一本化について検討すべきと考えます。
		(2) 電波利用料の軽減措置の在り方	① 電波利用料の算定の際に無線局の特性に応じて適用される軽減措置(特性係数)の在り方	携帯電話サービスは、国民生活に広く普及しており、サービスエリアの拡大や品質の向上、さらには災害時の対策を事業者自らが構築するなどその責務を果たしてきており、今や極めて公共性の高い電波利用システムと認識しております。現在、公共性を有するなどを根拠とする特性係数が適用される仕組みとなっていることから、携帯電話システムにも特性係数を適用するなど、電波利用料の受益と負担の公平性について見直す必要があると考えます。
		(3) 新たな電波利用システムに対する料額設定の在り方	① 第4世代携帯電話システム	第4世代携帯電話への割当が計画されている帯域は、固定衛星業務の無線局との共用の可能性があるため、携帯電話での利用が制限される場合には、料額負担を軽減するなどの措置を希望します。また、周波数が隣接する他の電波利用システムとの干渉回避のために、第4世代携帯電話に割り当てられた周波数の中にガードバンドを設ける必要がある場合には、当該ガードバンドに対して利用料が課せられないように考慮いただくことを希望します。
	3. その他		② スマートメーターやM2Mシステムなどの新しいデータ通信システム	スマートメーター等に組込んで使用されるモジュール端末は、従来型の携帯電話、スマートフォン、データ通信端末などの一般端末と比較し、通信頻度や通信量は格段に少ないという点に利用シーンが異なり、普及促進の観点で一般端末とは異なる料額の仕組みについて考慮すべきと考えます。
		① 電気通信事業者の設置する免許不要の無線LAN基地局に対する電波利用料徴収の是非	免許不要の無線LANにより電波を利用しているという点においては、電気通信事業者であってもそれ以外の者であっても同等であり、電気通信事業者が設置する無線局のみに利用料を課すことは、公平性の観点で適切でないと考えます。一方、すべての無線LANから電波利用料を徴収するとした場合には、徴収方法などの大きな課題があることから、免許不要の無線LANから電波利用料を徴収すべきではないと考えます。	
98	1. 電波利用公益事務の在り方			【KDDI株式会社】 電波利用料を財源に行われた「地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備」の施策の一環として、JCNグループ各局では、地上デジタル放送の「デジアナ変換サービス」を2011年3月より順次開始し、2015年3月31日までの期間限定で提供しております。 今般、デジアナ変換サービスの円滑な終了に向けて、弊社グループ各局においてもお客様に混乱を生じさせることのないように積極的に取り組む所存ですが、「デジアナ変換サービス」が総務省の要請により導入行われた経緯を踏まえ、当該サービスの終了にあたっては、平成26～28年度に必要な電波利用公益事務の用途として、「デジアナ変換サービス」を終了するための周知広報活動を国としても積極的に行うことについて追加して頂きたいと考えます。
99				【ジャパンケーブルネット株式会社】 上記のほか、テレビ放送の電波利用料が安すぎるなどの意見や今回の意見募集の対象と直接関係の無い放送番組の内容に関連した意見等が個人を中心に多数提出されました。これらの意見の中には同文のものや同旨のものも多く含まれており、代表的な意見の概要を以下のとおり記載し、全文については別途総務省ホームページに掲載することとします。 ・電波利用料の8割は携帯電話事業者を通じて利用者が負担。一方、テレビ局は2割程度。このような状態は是正すべき。 ・テレビ局の電波利用料を大幅に増額すべき。 ・放送免許はオークションにすべき。 ・電波オークション制度を導入すべき。 【個人】